秋　田　県

土木工事共通仕様書

令和８年１０月１日以降適用

出来形管理基準

【　土　木　編　】

赤字：秋田県独自項目

青字：今 回 改 訂 部 分

（R8.10.1 改訂）

【第１編　共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第２章　土工						
第３節　河川・海岸・砂防土工	1-2-3-2	1	掘削工			44
	1-2-3-2	2	掘削工(面管理の場合)			44
	1-2-3-2	3	掘削工(水中部)(面管理の場合)			45
	1-2-3-3	1	盛土工			46
	1-2-3-3	2	盛土工(面管理の場合)			46
	1-2-3-4		盛土補強工	補強土（テールアルメ）壁工法		47
				多数アンカー式補強土工法		47
				ジオテキスタイルを用いた補強土工法		47
	1-2-3-5		法面整形工	盛土部		47
	1-2-3-6		堤防天端工			47
	1-2-3		川幅（両岸土羽の場合）			48
	1-2-3		川幅（両護岸または片護岸）			48
第４節 道路土工	1-2-4-2	1	掘削工			49
	1-2-4-2	2	掘削工(面管理の場合)			49
	1-2-4-3	1	路体盛土工			50
	1-2-4-4	1	路床盛土工			50
	1-2-4-3	2	路体盛土工(面管理の場合)			50
	1-2-4-4	2	路床盛土工(面管理の場合)			50
	1-2-4-5		法面整形工	盛土部		51
第３章　無筋、鉄筋コンクリート						
第７節 鉄筋工	1-3-7-4		組立て			52

【第 3 編　土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第 2 章　一般施工						
第 3 節　共通的工種	3-2-3-4		矢板工（指定仮設・任意仮設は除く）	鋼矢板		53
				軽量鋼矢板		53
				コンクリート矢板		53
				広幅型鋼矢板		53
				可とう鋼矢板		53
	3-2-3-5		縁石工	縁石・アスカーブ		53
	3-2-3-6		小型標識工			53
	3-2-3-7		防止柵工	立入防止柵		53
				転落（横断）防止柵		53
				車止めポスト		53
	3-2-3-8	1	路側防護柵工	ガードレール		54
		2		ガードケーブル		54
	3-2-3-9		区画線工			54
	3-2-3-10		道路付属物工	視線誘導標		55
				距離標		55
	3-2-3-11		ｺﾝｸﾘｰﾄ面塗装工			55
	3-2-3-12	1	ﾌﾟﾚﾃﾝｼｮﾝ桁製作工（購入工）	けた橋		55
		2		スラブ桁		56
	3-2-3-13		ﾎﾟｽﾄﾃﾝｼｮﾝ桁製作工			56
	3-2-3-14	1	ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｾｸﾞﾒﾝﾄ桁製作工	（購入工）		57
		2	ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｾｸﾞﾒﾝﾄ主桁組立工			57
	3-2-3-15		PC ﾎﾛｰｽﾗﾌﾞ製作工			58
	3-2-3-16	1	PC 箱桁製作工			58
		2	PC 押出し箱桁製作工			59
	3-2-3-17		根固めﾌﾞﾛｯｸ工			60
	3-2-3-18		沈床工			60
	3-2-3-19		捨石工			60
	3-2-3-22		階段工			61
	3-2-3-24	1	伸縮装置工	ゴムジョイント		61
		2	伸縮装置工	鋼製ﾌｨﾝｶﾞｰｼﾞｮｲﾝﾄ		61
		3	伸縮装置工	埋設型ジョイント		62
	3-2-3-26	1	多自然型護岸工	巨石張り、巨石積み		62
		2	多自然型護岸工	かごマット		62
	3-2-3-27	1	羽口工	じゃかご		63
		2	羽口工	ふとんかご、かご枠		63
	3-2-3-28		ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｶﾙﾊﾞｰﾄ工	ﾌﾟﾚｷｬｽﾄﾎﾞｯｸｽ工		63
				ﾌﾟﾚｷｬｽﾄﾊﾟｲﾌﾟ工		63
	3-2-3-29	1	側溝工	ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ U 型側溝		64
				L 型側溝工		64
				自由勾配側溝		64
				管渠		64
		2	側溝工	場所打水路工		64

【第３編　土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第３節 共通的工種	3-2-3-29	3	側溝工	暗渠工		64
	3-2-3-30		集水桝工			65
	3-2-3-31		現場塗装工			65
	3-2-3		道路・河川・橋梁・トンネル等の発注者が指定する工種			66
			橋梁下部等の発注者が指定する工種			66
第４節 基礎工	3-2-4-1		一般事項	切込砂利		67
				砕石基礎工		67
				割ぐり石基礎工		67
				均しｺﾝｸﾘｰﾄ		67
	3-2-4-3	1	基礎工（護岸）	現場打		67
		2	基礎工（護岸）	プレキャスト		67
	3-2-4-4	1	既製杭工	既製コンクリート杭		68
				鋼管杭		68
				H鋼杭		68
		2	既製杭工	鋼管ｿｲﾙｾﾒﾝﾄ杭		68
	3-2-4-5		場所打杭工			69
	3-2-4-6		深礎工			69
	3-2-4-7		オープンケーソン基礎工			70
	3-2-4-8		ニューマチックケーソン基礎工			70
	3-2-4-9		鋼管矢板基礎工			70
第５節　石・ブロック積(張)工	3-2-5-3	1	コンクリートブロック工	ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ積		71
				ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ張り		71
		2	コンクリートブロック工	連節ブロック張り		71
		3	コンクリートブロック工	天端保護ブロック		71
	3-2-5-4		緑化ブロック工			72
	3-2-5-5		石積（張）工			72
第６節 一般舗装工	3-2-6-6	4	橋面防水工	シート系床版防水層		73
	3-2-6-7	1	アスファルト舗装工	下層路盤工		74
		2	アスファルト舗装工	下層路盤工（面管理の場合）		75
		3	アスファルト舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		76
		4	アスファルト舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）（面管理の場合）		77
		5	アスファルト舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		78
		6	アスファルト舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）（面管理の場合）		79
		7	アスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工		80

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第６節 一般舗装工	3-2-6-7	8	アスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工（面管理の場合）		81
		9	アスファルト舗装工	基層工		82
		10	アスファルト舗装工	基層工（面管理の場合）		83
		11	アスファルト舗装工	表層工		84
		12	アスファルト舗装工	表層工（面管理の場合）		85
	3-2-6-8	1	半たわみ性舗装工	下層路盤工		86
		2	半たわみ性舗装工	下層路盤工（面管理の場合）		87
		3	半たわみ性舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		88
		4	半たわみ性舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）（面管理の場合）		89
		5	半たわみ性舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		90
		6	半たわみ性舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）（面管理の場合）		91
		7	半たわみ性舗装工	加熱アスファルト安定処理工		92
		8	半たわみ性舗装工	加熱アスファルト安定処理工（面管理の場合）		93
		9	半たわみ性舗装工	基層工		94
		10	半たわみ性舗装工	基層工（面管理の場合）		95
		11	半たわみ性舗装工	表層工		96
		12	半たわみ性舗装工	表層工（面管理の場合）		97
	3-2-6-9	1	排水性舗装工	下層路盤工		98
		2	排水性舗装工	下層路盤工（面管理の場合）		99
		3	排水性舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		100
		4	排水性舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）（面管理の場合）		101
		5	排水性舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		102
		6	排水性舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）（面管理の場合）		103
		7	排水性舗装工	加熱アスファルト安定処理工		104
		8	排水性舗装工	加熱アスファルト安定処理工（面管理の場合）		105
		9	排水性舗装工	基層工		106
		10	排水性舗装工	基層工（面管理の場合）		107
		11	排水性舗装工	表層工		108
		12	排水性舗装工	表層工（面管理の場合）		109
	3-2-6-10	1	透水性舗装工	路盤工		110
		2	透水性舗装工	路盤工（面管理の場合）		111

【第３編　土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第６節 一般舗装工	3-2-6-10	3	透水性舗装工	表層工		112
		4	透水性舗装工	表層工 （面管理の場合）		113
	3-2-6-11	1	グースアスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工		114
		2	グースアスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工 （面管理の場合）		115
		3	グースアスファルト舗装工	基層工		116
		4	グースアスファルト舗装工	基層工 （面管理の場合）		117
		5	グースアスファルト舗装工	表層工		118
		6	グースアスファルト舗装工	表層工 （面管理の場合）		119
	3-2-6-12	1	コンクリート舗装工	下層路盤工		120
		2	コンクリート舗装工	下層路盤工 （面管理の場合）		121
		3	コンクリート舗装工	粒度調整路盤工		122
		4	コンクリート舗装工	粒度調整路盤工 （面管理の場合）		123
		5	コンクリート舗装工	セメント（石灰・瀝青）安定処理工		124
		6	コンクリート舗装工	セメント（石灰・瀝青）安定処理工 （面管理の場合）		125
		7	コンクリート舗装工	アスファルト中間層		126
		8	コンクリート舗装工	アスファルト中間層 （面管理の場合）		127
		9	コンクリート舗装工	コンクリート舗装版工		128
		10	コンクリート舗装工	コンクリート舗装版工 （面管理の場合）		129
		11	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工 （下層路盤工）		130
		12	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工 （下層路盤工） （面管理の場合）		131
		13	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工 （粒度調整路盤工）		132
		14	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工 （粒度調整路盤工） （面管理の場合）		133
		15	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工 （セメント（石灰・瀝青）安定処理工）		134
		16	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工 （セメント（石灰・瀝青）安定処理工） （面管理の場合）		135
		17	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工 （アスファルト中間層）		136
		18	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工 （アスファルト中間層） （面管理の場合）		137
		19	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工		138
		20	コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工 （面管理の場合）		139

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第6節 一般舗装工	3-2-6-13	1	薄層カラー舗装工	下層路盤工		140
		2	薄層カラー舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		140
		3	薄層カラー舗装工	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		140
		4	薄層カラー舗装工	加熱アスファルト安定処理工		140
		5	薄層カラー舗装工	基層工		141
	3-2-6-14	1	ブロック舗装工	下層路盤工		142
		2	ブロック舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		142
		3	ブロック舗装工	上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)		142
		4	ブロック舗装工	加熱アスファルト安定処理工		142
		5	ブロック舗装工	基層工		143
	3-2-6-15	1	路面切削工			144
		2	路面切削工	面管理の場合		144
	3-2-6-16		舗装打換え工			144
	3-2-6-17	1	オーバーレイ工			145
		2	オーバーレイ工	面管理の場合		145
第7節 地盤改良工	3-2-7-2		路床安定処理工			146
	3-2-7-3		置換工			146
	3-2-7-4	1	表層安定処理工	サンドマット海上		147
		2	表層安定処理工	ICT施工の場合		147
	3-2-7-5		パイルネット工			147
	3-2-7-6		サンドマット工			147
	3-2-7-7		バーチカルドレーン工	サンドドレーン工		148
				ペーパードレーン工		148
				袋詰式サンドドレーン工		148
	3-2-7-8		締固め改良工	サンドコンパクションパイル工		148
	3-2-7-9	1	固結工	粉体噴射撹拌工		148
				高圧噴射撹拌工		148
				スラリー撹拌工		148
				生石灰パイル工		148
		2	固結工	スラリー撹拌工「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による管理の場合		149
		3	固結工	中層混合処理		149
第10節 仮設工	3-2-10-5	1	土留・仮締切工	H鋼杭		150
				鋼矢板		150
		2	土留・仮締切工	アンカー工		150
		3	土留・仮締切工	連節ブロック張り工		150
		4	土留・仮締切工	締切盛土		150
		5	土留・仮締切工	中詰盛土		150

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第10節 仮設工	3-2-10-9		地中連続壁工（壁式）			151
	3-2-10-10		地中連続壁工（柱列式）			151
	3-2-10-22		法面吹付工		第3編 3-2-14-3 吹付工	166
第11節 軽量盛土工	3-2-11-2		軽量盛土工		第1編 1-2-4-3 路体盛土工	50
第12節 工場製作工（共通）	3-2-12-1	1	一般事項	鋳造費（金属支承工）		152
		2	一般事項	鋳造費（大型ゴム支承工）		153
		3	一般事項	仮設材製作工		154
		4	一般事項	刃口金物製作工		154
	3-2-12-3	1	桁製作工	仮組立による検査を実施する場合		155 156
				シミュレーション仮組立検査を行う場合		
		2	桁製作工	仮組立検査を実施しない場合		157
		3	桁製作工	鋼製堰堤製作工（仮組立時）		158 159
	3-2-12-4		検査路製作工			160
	3-2-12-5		鋼製伸縮継手製作工			160
	3-2-12-6		落橋防止装置製作工			160
	3-2-12-7		橋梁用防護柵製作工			160
	3-2-12-8		アンカーフレーム製作工			161
	3-2-12-9		プレビーム用桁製作工			161
	3-2-12-10		鋼製排水管製作工			162
	3-2-12-11		工場塗装工			162
第13節 橋梁架設工	3-2-13		架設工（鋼橋）	クレーン架設		163
				ケーブルクレーン架設		163
				ケーブルエレクション架設		163
				架設桁架設		163
				送出し架設		163
				トラベラークレーン架設		163
			架設工（コンクリート橋）	クレーン架設		164
				架設桁架設		164
			架設支保工	固定		164
				移動		164
			架設桁架設	片持架設		164
				押出し架設		164
第14節 法面工（共通）	3-2-14-2	1	植生工	種子吹付工		164
				張芝工		164
				筋芝工		164
				市松芝工		164

【第 3 編　土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第 14 節 法面工（共通）	3-2-14-2	1	植生工	植生シート工		164
				植生マット工		164
				植生筋工		164
				人工張芝工		164
				植生穴工		164
	3-2-14-2	2	植生工	植生基材吹付工		165
				客土吹付工		165
	3-2-14-3		吹付工(仮設を含む)	コンクリート		166
				モルタル		166
	3-2-14-4	1	法枠工	現場打法枠工		167
				現場吹付法枠工		167
		2	法枠工	プレキャスト法枠工		167
	3-2-14-6		アンカー工			167
第 15 節 擁壁工（共通）	3-2-15-1		一般事項	場所打擁壁工		168
	3-2-15-2		プレキャスト擁壁工			168
	3-2-15-3		補強土壁工	補強土（テールアルメ）壁工法		169
				多数アンカー式補強土工法		169
				ジオテキスタイルを用いた補強土工法		169
	3-2-15-4		井桁ブロック工			169
第 16 節 浚渫工（共通）	3-2-16-3	1	浚渫船運転工	ポンプ浚渫船		170
		2	浚渫船運転工	グラブ浚渫船 バックホウ浚渫船		170
		3	浚渫船運転工	バックホウ浚渫船 （面管理の場合）		171
第 18 節 床版工	3-2-18-2		床版工			171

【第 6 編　河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第 1 章 築堤・護岸						
第 3 節　軽量盛土工	6-1-3-1		軽量盛土工		第 1 編 1-2-4-3 路体盛土工	50
第 4 節　地盤改良工	6-1-4-2		表層安定処理工		第 3 編 3-2-7-4 表層安定処理工	147
	6-1-4-3		パイルネット工		第 3 編 3-2-7-5 パイルネット工	147
	6-1-4-4		バーチカルドレーン工		第 3 編 3-2-7-7 バーチカルドレーン工	148
	6-1-4-5		締固め改良工		第 3 編 3-2-7-8 締固め改良工	148
	6-1-4-6		固結工		第 3 編 3-2-7-9 固結工	148
第 5 節　護岸基礎工	6-1-5-3		基礎工		第 3 編 3-2-4-3 基礎工（護岸）	67
	6-1-5-4		矢板工		第 3 編 3-2-3-4 矢板工	53
第 6 節　矢板護岸工	6-1-6-3		笠コンクリート工		第 3 編 3-2-4-3 基礎工（護岸）	67
	6-1-6-4		矢板工		第 3 編 3-2-3-4 矢板工	53
第 7 節　法覆護岸工	6-1-7-3		コンクリートブロック工		第 3 編 3-2-5-3 コンクリートブロック工	71
	6-1-7-4		護岸付属物工			172
	6-1-7-5		緑化ブロック工		第 3 編 3-2-5-4 緑化ブロック工	72
	6-1-7-6		環境護岸ブロック工		第 3 編 3-2-5-3 コンクリートブロック工	71
	6-1-7-7		石積（張）工		第 3 編 3-2-5-5 石積（張）工	72
	6-1-7-8		法枠工		第 3 編 3-2-14-4 法枠工	167
	6-1-7-9		多自然型護岸工	巨石張り	第 3 編 3-2-3-26 多自然型護岸工	62
				巨石積み	第 3 編 3-2-3-26 多自然型護岸工	62
				かごマット	第 3 編 3-2-3-26 多自然型護岸工	62
	6-1-7-10		吹付工		第 3 編 3-2-14-3 吹付工	166
	6-1-7-11		植生工		第 3 編 3-2-14-2 植生工	164
	6-1-7-12		覆土工		第 1 編 1-2-3-5 法面整形工	47
	6-1-7-13		羽口工	じゃかご	第 3 編 3-2-3-27 羽口工	63
				ふとんかご	第 3 編 3-2-3-27 羽口工	63
				かご枠	第 3 編 3-2-3-27 羽口工	63
				連節ブロック張り	第 3 編 3-2-5-3 連節ブロック張り	71
第 8 節　擁壁護岸工	6-1-8-3		場所打擁壁工		第 3 編 3-2-15-1 場所打擁壁工	168
	6-1-8-4		プレキャスト擁壁工		第 3 編 3-2-15-2 プレキャスト擁壁工	168
第 9 節　根固め工	6-1-9-3		根固めブロック工		第 3 編 3-2-3-17 根固めブロック工	60
	6-1-9-5		沈床工		第 3 編 3-2-3-18 沈床工	60
	6-1-9-6		捨石工		第 3 編 3-2-3-19 捨石工	60
	6-1-9-7		かご工	じゃかご	第 3 編 3-2-3-27 羽口工	63
				ふとんかご	第 3 編 3-2-3-27 羽口工	63
第 10 節 水制工	6-1-10-3		沈床工		第 3 編 3-2-3-18 沈床工	60
	6-1-10-4		捨石工		第 3 編 3-2-3-19 捨石工	60

【第 6 編　河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第 10 節 水制工	6-1-10-5		かご工	じゃかご	第 3 編 3-2-3-27 羽口工	63
				ふとんかご	第 3 編 3-2-3-27 羽口工	63
	6-1-10-8		杭出し水制工			172
第 11 節 付帯道路工	6-1-11-3		路側防護柵工		第 3 編 3-2-3-8 路側防護柵工	54
	6-1-11-5		アスファルト舗装工		第 3 編 3-2-6-7 ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工	74
	6-1-11-6		コンクリート舗装工		第 3 編 3-2-6-12 ｺﾝｸﾘｰﾄ舗装工	120
第 11 節 付帯道路工	6-1-11-7		薄層カラー舗装工		第 3 編 3-2-6-13 薄層カラー舗装工	140
	6-1-11-8		ブロック舗装工		第 3 編 3-2-6-14 ﾌﾞﾛｯｸ舗装工	142
	6-1-11-9		側溝工		第 3 編 3-2-3-29 側溝工	64
	6-1-11-10		集水桝工		第 3 編 3-2-3-30 集水桝工	65
	6-1-11-11		縁石工		第 3 編 3-2-3-5 縁石工	53
	6-1-11-12		区画線工		第 3 編 3-2-3-9 区画線工	54
第 12 節 付帯道路施設工	6-1-12-3		道路付属物工		第 3 編 3-2-3-10 道路付属物工	55
	6-1-12-4		標識工		第 3 編 3-2-3-6 小型標識工	53
第 13 節 光ケーブル配管工	6-1-13-3		配管工			172
	6-1-13-4		ハンドホール工			172
第 2 章 浚渫（川）						
第 2 節 浚渫工（ポンプ浚渫船）	6-2-3-2		浚渫船運転工（民船・官船）		第 3 編 3-2-16-3 浚渫船運転工	170
第 3 節 浚渫工（グラブ浚渫船）	6-2-4-2		浚渫船運転工		第 3 編 3-2-16-3 浚渫船運転工	170
第 4 節 浚渫工（ﾊｯｸﾎｳ 浚渫船）	6-2-5-2		浚渫船運転工		第 3 編 3-2-16-3 浚渫船運転工	170
第 3 章 樋門・樋管						
第 3 節 軽量盛土工	6-3-3-2		軽量盛土工		第 1 編 1-2-4-3 路体盛土工	50
第 4 節 地盤改良工	6-3-4-2		固結工		第 3 編 3-2-7-9 固結工	148
第 5 節 樋門・樋管本体工	6-3-5-3		既製杭工		第 3 編 3-2-4-4 既製杭工	68
	6-3-5-4		場所打杭工		第 3 編 3-2-4-5 場所打杭工	69
	6-3-5-5		矢板工		第 3 編 3-2-3-4 矢板工	53
	6-3-5-6	1	函渠工	本体工		173
	6-3-5-6	2	函渠工	ヒューム管		173
				ＰＣ管		173
				コルゲートパイプ		173
				ダクタイル鋳鉄管		173
				ＰＣ函渠	第 3 編 3-2-3-28 プレキャストカルバート工	63
	6-3-5-7		翼壁工			174
	6-3-5-8		水叩工			174
第 6 節 護床工	6-3-6-3		根固めブロック工		第 3 編 3-2-3-17 根固めブロック工	60
	6-3-6-5		沈床工		第 3 編 3-2-3-18 沈床工	60
	6-3-6-6		捨石工		第 3 編 3-2-3-19 捨石工	60

【第 6 編　河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第 6 節　護床工	6-3-6-7		かご工	じゃかご	第 3 編 3-2-3-27 羽口工	63
				ふとんかご	第 3 編 3-2-3-27 羽口工	63
第 7 節　水路工	6-3-7-3		側溝工		第 3 編 3-2-3-29 側溝工	64
	6-3-7-4		集水桝工		第 3 編 3-2-3-30 集水桝工	65
	6-3-7-5		暗渠工		第 3 編 3-2-3-29 暗渠工	64
	6-3-7-6		樋門接続暗渠工		第 3 編 3-2-3-28 プレキャストカルバート工	63
第 8 節　付属物設置工	6-3-8-3		防止柵工		第 3 編 3-2-3-7 防止柵工	53
	6-3-8-7		階段工		第 3 編 3-2-3-22 階段工	61
第 4 章　水門						
第 3 節　工場製作工	6-4-3-3		桁製作工		第 3 編 3-2-12-3 桁製作工	155
第 3 節　工場製作工	6-4-3-4		鋼製伸縮継手製作工		第 3 編 3-2-12-5 鋼製伸縮継手製作工	160
	6-4-3-5		落橋防止装置製作工		第 3 編 3-2-12-6 落橋防止装置製作工	160
	6-4-3-6		鋼製排水管製作工		第 3 編 3-2-12-10 鋼製排水管製作工	162
	6-4-3-7		橋梁用防護柵製作工		第 3 編 3-2-12-7 橋梁用防護柵製作工	160
	6-4-3-9		仮設材製作工		第 3 編 3-2-12-1 仮設材製作工	154
	6-4-3-10		工場塗装工		第 3 編 3-2-12-11 工場塗装工	162
第 5 節　軽量盛土工	6-4-5-2		軽量盛土工		第 1 編 1-2-4-3 路体盛土工	50
第 6 節　水門本体工	6-4-6		水門塗装			174
	6-4-6		扉体、戸当り及び開閉装置			174
	6-4-6-4		既製杭工		第 3 編 3-2-4-4 既製杭工	68
	6-4-6-5		場所打杭工		第 3 編 3-2-4-5 場所打杭工	69
	6-4-6-6		矢板工（遮水矢板）		第 3 編 3-2-3-4 矢板工	53
	6-4-6-7		床版工			174
	6-4-6-8		堰柱工			174
	6-4-6-9		門柱工			174
	6-4-6-10		ゲート操作台工			174
	6-4-6-11		胸壁工			174
第 6 節　水門本体工	6-4-6-12		翼壁工		第 6 編 6-3-5-7 翼壁工	174
	6-4-6-13		水叩工		第 6 編 6-3-5-8 水叩工	174
第 7 節　護床工	6-4-7-3		根固めブロック工		第 3 編 3-2-3-17 根固めブロック工	60
	6-4-7-5		沈床工		第 3 編 3-2-3-18 沈床工	60
	6-4-7-6		捨石工		第 3 編 3-2-3-19 捨石工	60
	6-4-7-7		かご工	じゃかご	第 3 編 3-2-3-27 羽口工	63
				ふとんかご	第 3 編 3-2-3-27 羽口工	63
第 8 節　付属物設置工	6-4-8-3		防止柵工		第 3 編 3-2-3-7 防止柵工	53
	6-4-8-8		階段工		第 3 編 3-2-3-22 階段工	61
第 9 節　鋼管理橋上部工	6-4-9-4		架設工(クレーン架設)		第 3 編 3-2-13　橋梁架設工	163
	6-4-9-5		架設工(ケーブルクレーン架設)		第 3 編 3-2-13　橋梁架設工	163
	6-4-9-6		架設工(ケーブルエレクション架設)		第 3 編 3-2-13　橋梁架設工	163

【第 6 編　河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第 9 節　鋼管理橋上部工	6-4-9-7		架設工(架設桁架設)		第 3 編 3-2-13　橋梁架設工	163
	6-4-9-8		架設工(送出し架設)		第 3 編 3-2-13　橋梁架設工	163
	6-4-9-9		架設工(トラベラークレーン架設)		第 3 編 3-2-13　橋梁架設工	163
	6-4-9-10		支承工		第 10 編 10-4-5-10 支承工	208
第 10 節 橋梁現場塗装工	6-4-10-2		現場塗装工		第 3 編 3-2-3-31 現場塗装工	65
第 11 節 床版工	6-4-11-2		床版工		第 3 編 3-2-18-2 床版工	171
第 12 節　橋梁付属物工(鋼管 理橋)	6-4-12-2		伸縮装置工		第 3 編 3-2-3-24 伸縮装置工	61
	6-4-12-4		地覆工		第 10 編 10-4-8-5 地覆工	209
	6-4-12-5		橋梁用防護柵工		第 10 編 10-4-8-6 橋梁用防護柵工	209
	6-4-12-6		橋梁用高欄工		第 10 編 10-4-8-7 橋梁用高欄工	209
	6-4-12-7		検査路工		第 10 編 10-4-8-8 検査路工	210
第 14 節　コンクリート管理橋上部工(ＰＣ橋)	6-4-14-2		プレテンション桁製作工（購入工）		第 3 編 3-2-3-12 プレテンション桁製作工（購入工）	55
	6-4-14-3		ポストテンション桁製作工		第 3 編 3-2-3-13 ポストテンション桁製作工	56
	6-4-14-4		プレキャストセグメント桁製作工（購入工）		第 3 編 3-2-3-13 プレキャストセグメント桁製作工（購入工）	57
	6-4-14-5		プレキャストセグメント主桁組立工		第 3 編 3-2-3-14 プレキャストセグメント主桁組立工	57
	6-4-14-6		支承工		第 10 編 10-4-5-10 支承工	208
	6-4-14-7		架設工(クレーン架設)		第 3 編 3-2-13 架設工（コンクリート橋）	163
	6-4-14-8		架設工(架設桁架設)		第 3 編 3-2-13 架設工（コンクリート橋）	163
	6-4-14-9		床版･横組工		第 3 編 3-2-18-2 床版工	171
	6-4-14-10		落橋防止装置工		第 10 編 10-4-8-3 落橋防止装置工	209
第 15 節　コンクリート管理橋上部工(ＰＣホロースラブ橋)	6-4-15-2		支承工		第 10 編 10-4-5-10 支承工	208
	6-4-15-4		落橋防止装置工		第 10 編 10-4-8-3 落橋防止装置工	209
	6-4-15-5		ＰＣホロースラブ製作工		第 3 編 3-2-3-15ＰＣホロースラブ製作工	58
第 16 節　橋梁付属物工(コンクリート管理橋)	6-4-16-2		伸縮装置工		第 3 編 3-2-3-24 伸縮装置工	61
	6-4-16-4		地覆工		第 10 編 10-4-8-5 地覆工	209
	6-4-16-5		橋梁用防護柵工		第 10 編 10-4-8-6 橋梁用防護柵工	209
	6-4-16-6		橋梁用高欄工		第 10 編 10-4-8-7 橋梁用高欄工	209
	6-4-16-7		検査路工		第 10 編 10-4-8-8 検査路工	210
第 18 節 舗装工	6-4-18-5		アスファルト舗装工		第 3 編 3-2-6-7 アスファルト舗装工	74
	6-4-18-6		半たわみ性舗装工		第 3 編 3-2-6-8 半たわみ性舗装工	86
	6-4-18-7		排水性舗装工		第 3 編 3-2-6-9 排水性舗装工	98
	6-4-18-8		透水性舗装工		第 3 編 3-2-6-10 透水性舗装工	110
	6-4-18-9		グースアスファルト舗装工		第 3 編 3-2-6-11 グースアスファルト舗装工	114
	6-4-18-10		コンクリート舗装工		第 3 編 3-2-6-12 コンクリート舗装工	120

【第 6 編　河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第 18 節 舗装工	6-4-18-11		薄層カラー舗装工		第 3 編 3-2-6-13 薄層カラー舗装工	140
	6-4-18-12		ブロック舗装工		第 3 編 3-2-6-14 ブロック舗装工	142
第 5 章 堰						
第 3 節　工場製作工	6-5-3-3		刃口金物製作工		第 3 編 3-2-12-1 刃口金物製作工	154
	6-5-3-4		桁製作工		第 3 編 3-2-12-3 桁製作工	155
	6-5-3-5		検査路製作工		第 3 編 3-2-12-4 検査路製作工	160
	6-5-3-6		鋼製伸縮継手製作工		第 3 編 3-2-12-5 鋼製伸縮継手製作工	160
	6-5-3-7		落橋防止装置製作工		第 3 編 3-2-12-6 落橋防止装置製作工	160
	6-5-3-8		鋼製排水管製作工		第 3 編 3-2-12-10 鋼製排水管製作工	162
	6-5-3-9		プレビーム用桁製作工		第 3 編 3-2-12-9 プレビーム用桁製作工	161
	6-5-3-10		橋梁用防護柵製作工		第 3 編 3-2-12-7 橋梁用防護柵製作工	160
	6-5-3-12		アンカーフレーム製作工		第 3 編 3-2-12-8 アンカーフレーム製作工	161
第 3 節　工場製作工	6-5-3-13		仮設材製作工		第 3 編 3-2-12-1 仮設材製作工	154
	6-5-3-14		工場塗装工		第 3 編 3-2-12-11 工場塗装工	162
第 5 節　計量盛土工	6-5-5-2		軽量盛土工		第 1 編 1-2-4-3 路体盛土工	50
第 6 節　可動堰本体工	6-5-6-3		既製杭工		第 3 編 3-2-4-4 既製杭工	68
	6-5-6-4		場所打杭工		第 3 編 3-2-4-5 場所打杭工	69
	6-5-6-5		オープンケーソン基礎工		第 3 編 3-2-4-7 オープンケーソン基礎工	70
	6-5-6-6		ニューマチックケーソン基礎工		第 3 編 3-2-4-8 ニューマチックケーソン基礎工	70
	6-5-6-7		矢板工		第 3 編 3-2-3-4 矢板工	53
	6-5-6-8		床版工		第 6 編 6-4-6-7 床版工	174
	6-5-6-9		堰柱工		第 6 編 6-4-6-8 堰柱工	174
	6-5-6-10		門柱工		第 6 編 6-4-6-9 門柱工	174
	6-5-6-11		ゲート操作台工		第 6 編 6-4-6-10 ゲート操作台工	174
	6-5-6-12		水叩工		第 6 編 6-3-5-8 水叩工	174
	6-5-6-13		閘門工			175
	6-5-6-14		土砂吐工			175
	6-5-6-15		取付擁壁工		第 3 編 3-2-15-1 場所打擁壁工	168
第 7 節　固定堰本体工	6-5-7-3		既製杭工		第 3 編 3-2-4-4 既製杭工	68
	6-5-7-4		場所打杭工		第 3 編 3-2-4-5 場所打杭工	69
	6-5-7-5		オープンケーソン基礎工		第 3 編 3-2-4-7 オープンケーソン基礎工	70
	6-5-7-6		ニューマチックケーソン基礎工		第 3 編 3-2-4-8 ニューマチックケーソン基礎工	70
	6-5-7-7		矢板工		第 3 編 3-2-3-4 矢板工	53
	6-5-7-8		堰本体工			175
	6-5-7-9		水叩工			175
	6-5-7-10		土砂吐工			175

【第 6 編　河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第 7 節　固定堰本体工	6-5-7-11		取付擁壁工		第 3 編 3-2-15-1 場所打擁壁工	168
第 8 節　魚道工	6-5-8-3		魚道本体工			175
第 9 節　管理橋下部工	6-5-9-2		管理橋橋台工			176
第 10 節 鋼管理橋上部工	6-5-10-4		架設工（クレーン架設）		第 3 編 3-2-13　架設工（鋼橋）	163
	6-5-10-5		架設工（ケーブルクレーン架設）		第 3 編 3-2-13　架設工（鋼橋）	163
	6-5-10-6		架設工（ケーブルエレクション架設）		第 3 編 3-2-13　架設工（鋼橋）	163
	6-5-10-7		架設工（架設桁架設）		第 3 編 3-2-13　架設工（鋼橋）	163
	6-5-10-8		架設工（送出し架設）		第 3 編 3-2-13　架設工（鋼橋）	163
	6-5-10-9		架設工（トラベラークレーン架設）		第 3 編 3-2-13　架設工（鋼橋）	163
	6-5-10-10		支承工		第 10 編 10-4-5-10 支承工	208
第 11 節 橋梁現場塗装工	6-5-11-2		現場塗装工		第 3 編 3-2-3-31 現場塗装工	65
第 12 節 床版工	6-5-12-2		床版工		第 3 編 3-2-18-2 床版工	171
第 13 節　橋梁付属物工(鋼管理橋)	6-5-13-2		伸縮装置工		第 3 編 3-2-3-24 伸縮装置工	61
	6-5-13-4		地覆工		第 10 編 10-4-8-5 地覆工	209
第 13 節　橋梁付属物工(鋼管理橋)	6-5-13-5		橋梁用防護柵工		第 10 編 10-4-8-6 橋梁用防護柵工	209
	6-5-13-6		橋梁用高欄工		第 10 編 10-4-8-7 橋梁用高欄工	209
	6-5-13-7		検査路工		第 10 編 10-4-8-8 検査路工	210
第 15 節 コンクリート管理橋上部工（PC橋）	6-5-15-2		プレテンション桁製作工（購入工）		第 3 編 3-2-3-12 プレテンション桁製作工（購入工）	55
	6-5-15-3		ポストテンション桁製作工		第 3 編 3-2-3-13 ポストテンション桁製作工	56
	6-5-15-4		プレキャストセグメント桁製作工（購入工）		第 3 編 3-2-3-13 プレキャストセグメント桁製作工（購入工）	57
	6-5-15-5		プレキャストセグメント主桁組立工		第 3 編 3-2-3-14 プレキャストセグメント主桁組立工	57
	6-5-15-6		支承工		第 10 編 10-4-5-10 支承工	208
	6-5-15-7		架設工（クレーン架設）		第 3 編 3-2-13 架設工（コンクリート橋）	163
	6-5-15-8		架設工（架設桁架設）		第 3 編 3-2-13 架設工（コンクリート橋）	163
	6-5-15-9		床版・横組工		第 3 編 3-2-18-2 床版工	171
	6-5-15-10		落橋防止装置工		第 10 編 10-4-8-3 落橋防止装置工	209
第 16 節　コンクリート管理橋上部工（ＰＣホロースラブ橋）	6-5-16-3		支承工		第 10 編 10-4-5-10 支承工	208
	6-5-16-4		落橋防止装置工		第 10 編 10-4-8-3 落橋防止装置工	209
	6-5-16-5		ＰＣホロースラブ製作工		第 3 編 3-2-3-15 PC ホロースラブ製作工	58
第 17 節　コンクリート管理橋上部工（ＰＣ箱桁橋）	6-5-17-3		支承工		第 10 編 10-4-5-10 支承工	208
	6-5-17-4		ＰＣ箱桁製作工		第 3 編 3-2-3-16 PC 箱桁製作工	58
	6-5-17-5		落橋防止装置工		第 10 編 10-4-8-3 落橋防止装置工	209
第 18 節　橋梁付属物工(コンクリート管理橋)	6-5-18-2		伸縮装置工		第 3 編 3-2-3-24 伸縮装置工	61
	6-5-18-4		地覆工		第 10 編 10-4-8-5 地覆工	209

【第 6 編　河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第 18 節　橋梁付属物工(コンクリート管理橋)	6-5-18-5		橋梁用防護柵工		第 10 編 10-4-8-6 橋梁用防護柵工	209
	6-5-18-6		橋梁用高欄工		第 10 編 10-4-8-7 橋梁用高欄工	209
	6-5-18-7		検査路工		第 10 編 10-4-8-8 検査路工	210
第 20 節 付属物設置工	6-5-20-3		防止柵工		第 3 編 3-2-3-7 防止柵工	53
	6-5-20-7		階段工		第 3 編 3-2-3-22 階段工	61
第 6 章 排水機場						
第 3 節　軽量盛土工	6-6-3-2		軽量盛土工		第 1 編 1-2-4-3 路体盛土工	50
第 4 節　機場本体工	6-6-4-3		既製杭工		第 3 編 3-2-4-4 既製杭工	68
	6-6-4-4		場所打杭工		第 3 編 3-2-4-5 場所打杭工	69
	6-6-4-5		矢板工		第 3 編 3-2-3-4 矢板工	53
	6-6-4-6		本体工			176
	6-6-4-7		燃料貯油槽工			176
第 5 節　沈砂池工	6-6-5-3		既製杭工		第 3 編 3-2-4-4 既製杭工	68
	6-6-5-4		場所打杭工		第 3 編 3-2-4-5 場所打杭工	69
	6-6-5-5		矢板工		第 3 編 3-2-3-4 矢板工	53
	6-6-5-6		場所打擁壁工		第 3 編 3-2-15-1 場所打擁壁工	168
	6-6-5-7		コンクリート床版工			177
	6-6-5-8		ブロック床版工		第 3 編 3-2-3-17 根固めブロック工	60
	6-6-5-9		場所打水路工		第 3 編 3-2-3-29 場所打水路工	64
第 6 節　吐出水槽工	6-6-6-3		既製杭工		第 3 編 3-2-4-4 既製杭工	68
	6-6-6-4		場所打杭工		第 3 編 3-2-4-5 場所打杭工	69
	6-6-6-5		矢板工		第 3 編 3-2-3-4 矢板工	53
	6-6-6-6		本体工		第 6 編 6-6-4-6 本体工	176
第 7 章 床止め・床固め						
第 3 節　軽量盛土工	6-7-3-2		軽量盛土工		第 1 編 1-2-4-3 路体盛土工	50
第 4 節　床止め工	6-7-4-4		既製杭工		第 3 編 3-2-4-4 既製杭工	68
	6-7-4-5		矢板工		第 3 編 3-2-3-4 矢板工	53
	6-7-4-6	1	本体工	床固め本体工		177
				植石張り	第 3 編 3-2-5-5 石積（張）工	72
				根固めブロック	第 3 編 3-2-3-17 根固めブロック工	60
	6-7-4-7		取付擁壁工		第 3 編 3-2-15-1 場所打擁壁工	168
	6-7-4-8	1	水叩工	水叩工		177
				巨石張り	第 3 編 3-2-3-26 多自然型護岸工	62
				根固めブロック	第 3 編 3-2-3-17 根固めブロック工	60
第 5 節　床固め工	6-7-5-4		本堤工		第 6 編 6-7-4-6 本体工	177
	6-7-5-5		垂直壁工		第 6 編 6-7-4-6 本体工	177
	6-7-5-6		側壁工			178
	6-7-5-7		水叩工		第 6 編 6-7-4-8 水叩工	177

【第 6 編　河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第 6 節　山留擁壁工	6-7-6-3		コンクリート擁壁工		第 3 編 3-2-15-1 場所打擁壁工	168
	6-7-6-4		ブロック積擁壁工		第 3 編 3-2-5-3 コンクリートブロック工	71
	6-7-6-5		石積擁壁工		第 3 編 3-2-5-5 石積（張）工	72
	6-7-6-6		山留擁壁基礎工		第 3 編 3-2-4-3 基礎工（護岸）	67
第 8 章 河川維持						
第 7 節　路面補修工	6-8-7-3		不陸整正工		第 1 編 1-2-3-6 堤防天端工	47
	6-8-7-4		コンクリート舗装補修工		第 3 編 3-2-6-12 コンクリート舗装工	120
	6-8-7-5		アスファルト舗装補修工		第 3 編 3-2-6-7 アスファルト舗装工	74
第 8 節　付属物復旧工	6-8-8-2		付属物復旧工		第 3 編 3-2-3-8 路側防護柵工	54
第 9 節　付属物設置工	6-8-9-3		防護柵工		第 3 編 3-2-3-7 防止柵工	53
	6-8-9-5		付属物設置工		第 3 編 3-2-3-10 道路付属物工	55
第 10 節 光ケーブル配管工	6-8-10-3		配管工		第 6 編 6-1-13-3 配管工	172
	6-8-10-4		ハンドホール工		第 6 編 6-1-13-4 ハンドホール工	172
第 12 節 植栽維持工	6-8-12-3		樹木・芝生管理工		第 3 編 3-2-14-2 植生工	164
第 9 章 河川修繕						
第 3 節　軽量盛土工	6-9-3-2		軽量盛土工		第 1 編 1-2-4-3 路体盛土工	50
第 4 節　腹付工	6-9-4-2		覆土工		第 1 編 1-2-3-5 法面整形工	47
	6-9-4-3		植生工		第 3 編 3-2-14-2 植生工	164
第 5 節　側帯工	6-9-5-2		縁切工	じゃかご工	第 3 編 3-2-3-27 羽口工	63
				連節ブロック張り	第 3 編 3-2-5-3 コンクリートブロッ ク工(連節ブロック張り)	71
				コンクリートブロック張り	第 3 編 3-2-5-3 コンクリートブロッ ク工	71
				石張工	第 3 編 3-2-5-5 石積（張）工	72
	6-9-5-3		植生工		第 3 編 3-2-14-2 植生工	164
第 6 節　堤脚保護工	6-9-6-3		石積工		第 3 編 3-2-5-5 石積（張）工	72
	6-9-6-4		コンクリートブロック工		第 3 編 3-2-5-3 コンクリートブロック工	71
第 7 節　管理用通路工	6-9-7-2		防護柵工		第 3 編 3-2-3-7 防止柵工	53
	6-9-7-4		路面切削工		第 3 編 3-2-6-15 路面切削工	144
	6-9-7-5		舗装打換え工		第 3 編 3-2-6-16 舗装打換え工	144
	6-9-7-6		オーバーレイ工		第 3 編 3-2-6-17 オーバーレイ工	145
	6-9-7-7		排水構造物工	プレキャスト U 型側溝・管（函）渠	第 3 編 3-2-3-29 側溝工	64
				集水桝工	第 3 編 3-2-3-30 集水桝工	65
	6-9-7-8		道路付属物工	歩車道境界ブロック	第 3 編 3-2-3-5 縁石工	53
第 8 節　現場塗装工	6-9-8-3		付属物塗装工		第 3 編 3-2-3-31 現場塗装工	65
	6-9-8-4		コンクリート面塗装工		第 3 編 3-2-3-11 コンクリート面塗装工	55

【第 7 編　河川海岸編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第 1 章 堤防・護岸						
第 3 節　軽量盛土工	7-1-3-2		軽量盛土工		第 1 編 1-2-4-3 路体盛土工	50
第 4 節　地盤改良工	7-1-4-2		表層安定処理工		第 3 編 3-2-7-4 表層安定処理工	147
	7-1-4-3		パイルネット工		第 3 編 3-2-7-5 パイルネット工	147
	7-1-4-4		バーチカルドレーン工		第 3 編 3-2-7-7 バーチカルドレーン工	148
	7-1-4-5		締固め改良工		第 3 編 3-2-7-8 締固め改良工	148
	7-1-4-6		固結工		第 3 編 3-2-7-9 固結工	148
第 5 節　護岸基礎工	7-1-5-4		捨石工			179
	7-1-5-5		場所打コンクリート工			179
	7-1-5-6		海岸コンクリートブロック工			179
	7-1-5-7		笠コンクリート工		第 3 編 3-2-4-3 基礎工（護岸）	67
	7-1-5-8		基礎工		第 3 編 3-2-4-3 基礎工（護岸）	67
	7-1-5-9		矢板工		第 3 編 3-2-3-4 矢板工	53
第 6 節　護岸工	7-1-6-3		石積（張）工		第 3 編 3-2-5-5 石積（張）工	72
	7-1-6-4		海岸コンクリートブロック工			180
	7-1-6-5		コンクリート被覆工			180
第 7 節　擁壁工	7-1-7-3		場所打擁壁工		第 3 編 3-2-15-1 場所打擁壁工	168
第 8 節　天端被覆工	7-1-8-2		コンクリート被覆工			180
第 9 節　波返工	7-1-9-3		波返工			180
第 10 節 裏法被覆工	7-1-10-2		石積（張）工		第 3 編 3-2-5-5 石積（張）工	72
	7-1-10-3		コンクリートブロック工		第 3 編 3-2-5-3 コンクリートブロック工	71
	7-1-10-4		コンクリート被覆工		第 7 編 7-1-6-5 コンクリート被覆工	180
	7-1-10-5		法枠工		第 3 編 3-2-14-4 法枠工	167
第 11 節 カルバート工	7-1-11-3		プレキャストカルバート工		第 3 編 3-2-3-28 プレキャストカルバート工	63
第 12 節 排水構造物工	7-1-12-3		側溝工		第 3 編 3-2-3-29 側溝工	64
	7-1-12-4		集水桝工		第 3 編 3-2-3-30 集水桝工	65
	7-1-12-5		管渠工	プレキャストパイプ	第 3 編 3-2-3-29 暗渠工	64
				プレキャストボックス	第 3 編 3-2-3-29 暗渠工	64
				コルゲートパイプ	第 3 編 3-2-3-29 暗渠工	64
				タグタイル鋳鉄管	第 3 編 3-2-3-29 暗渠工	64
	7-1-12-6		場所打水路工		第 3 編 3-2-3-29 場所打水路工	64
第 13 節 付属物設置工	7-1-13-3		防止柵工		第 3 編 3-2-3-7 防止柵工	53
	7-1-13-6		階段工		第 3 編 3-2-3-22 階段工	61
第 14 節 付帯道路工	7-1-14-3		路側防護柵工		第 3 編 3-2-3-8 路側防護柵工	54
	7-1-14-5		アスファルト舗装工		第 3 編 3-2-6-7 アスファルト舗装工	74

【第 7 編　河川海岸編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第 14 節 付帯道路工	7-1-14-6		コンクリート舗装工		第 3 編 3-2-6-12 コンクリート舗装工	120
	7-1-14-7		薄層カラー舗装工		第 3 編 3-2-6-13 薄層カラー舗装工	140
	7-1-14-8		側溝工		第 3 編 3-2-3-29 側溝工	64
	7-1-14-9		集水桝工		第 3 編 3-2-3-30 集水桝工	65
	7-1-14-10		縁石工		第 3 編 3-2-3-5 縁石工	53
	7-1-14-11		区画線工		第 3 編 3-2-3-9 区画線工	54
第 15 節 付帯道路施設工	7-1-15-3		道路付属物工		第 3 編 3-2-3-10 道路付属物工	55
	7-1-15-4		小型標識工		第 3 編 3-2-3-6 小型標識工	53
第 2 章 突堤・人工岬						
第 3 節　軽量盛土工	7-2-3-2		軽量盛土工		第 1 編 1-2-4-3 路体盛土工	50
第 4 節　突堤基礎工	7-2-4-4		捨石工			181
	7-2-4-5		吸出し防止工			181
第 5 節　突堤本体工	7-2-5-2		捨石工			181
	7-2-5-5		海岸コンクリートブロック工			182
	7-2-5-6		既製杭工		第 3 編 3-2-4-4 既製杭工	68
	7-2-5-7		詰杭工		第 3 編 3-2-4-4 既製杭工	68
	7-2-5-8		矢板工		第 3 編 3-2-3-4 矢板工	53
	7-2-5-9		石枠工			182
	7-2-5-10		場所打コンクリート工			182
	7-2-5-11	1	ケーソン工	ケーソン工製作		183
		2	ケーソン工	ケーソン工据付		183
		3	ケーソン工	突堤上部工（場所打コンクリート） （海岸コンクリートブロック）		183
	7-2-5-12	1	セルラー工	セルラー工製作		184
		2	セルラー工	セルラー工据付		184
		3	セルラー工	突堤上部工（場所打コンクリート） （海岸コンクリートブロック）		184
第 6 節　根固め工	7-2-6-2		捨石工			184
	7-2-6-3		根固めブロック工			185
第 7 節　消波工	7-2-7-2		捨石工			185
	7-2-7-3		消波ブロック工			185
第 3 章 海域堤防（人工リーフ、離岸堤、潜堤）						
第 3 節　海域堤基礎工	7-3-3-3		捨石工			186
	7-3-3-4		吸出し防止工		第 7 編 7-2-4-5 吸出し防止工	181
第 4 節　海域堤本体工	7-3-4-2		捨石工			186
	7-3-4-3		海岸コンクリートブロック工		第 7 編 7-2-5-5 海岸コンクリートブロック工	182
	7-3-4-4		ケーソン工		第 7 編 7-2-5-11 ケーソン工	183
	7-3-4-5		セルラー工		第 7 編 7-2-5-12 セルラー工	184

【第 7 編　河川海岸編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第 4 節　海域堤本体工	7-3-4-6		場所打コンクリート工		第 7 編 7-2-5-10 場所打ちコンクリート工	182
第 4 章 浚渫（海）						
第 2 節　浚渫工（ポンプ浚渫船）	7-4-2-2		浚渫船運転工		第 3 編 3-2-16-3 浚渫船運転工	170
第 3 節　浚渫工（グラブ船）	7-4-3-2		浚渫船運転工		第 3 編 3-2-16-3 浚渫船運転工	170
第 5 章 養浜						
第 2 節　軽量盛土工	7-5-2-2		軽量盛土工		第 1 編 1-2-4-3 路体盛土工	50
第 3 節　砂止工	7-5-3-2		根固めブロック工		第 7 編 7-2-6-3 根固めブロック工	185

【第 8 編　砂防編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第 1 章 砂防堰堤						
第 3 節　工場製作工	8-1-3-3		鋼製堰堤製作工		第 3 編 3-2-12-3-3 桁製作工（鋼製堰堤製作工（仮組立時））	158 159
	8-1-3-4		鋼製堰堤仮設材製作工			187
	8-1-3-5		工場塗装工		第 3 編 3-2-12-11 工場塗装工	162
第 5 節　軽量盛土工	8-1-5-2		軽量盛土工		第 1 編 1-2-4-3 路体盛土工	50
第 6 節　法面工	8-1-6-2		植生工		第 3 編 3-2-14-2 植生工	165
	8-1-6-3		法面吹付工		第 3 編 3-2-14-3 吹付工	166
	8-1-6-4		法枠工		第 3 編 3-2-14-4 法枠工	167
	8-1-6-6		アンカー工		第 3 編 3-2-14-6 アンカー工	167
	8-1-6-7		かご工	じゃかご	第 3 編 3-2-3-27 羽口工	63
				ふとんかご	第 3 編 3-2-3-27 羽口工	63
第 8 節　コンクリート堰堤工	8-1-8-4		コンクリート堰堤本体工			187
	8-1-8-5		コンクリート副堰堤堤工		第 8 編 8-1-8-4 コンクリート堰堤本体工	187
	8-1-8-6		コンクリート側壁工			187
	8-1-8-8		水叩工			187
第 9 節　鋼製堰堤工	8-1-9-5	1	鋼製堰堤本体工	不透過型		188
		2		透過型		188 189
	8-1-9-6		鋼製側壁工			189
	8-1-9-7		コンクリート側壁工		第 8 編 8-1-8-6 ｺﾝｸﾘｰﾄ側壁工	187
	8-1-9-9		水叩工		第 8 編 8-1-8-8 水叩工	187
	8-1-9-10		現場塗装工		第 3 編 3-2-3-31 現場塗装工	65
第 10 節 護床工・根固め工	8-1-10-4		根固めブロック工		第 3 編 3-2-3-17 根固めブロック工	60
	8-1-10-6		沈床工		第 3 編 3-2-3-18 沈床工	60
	8-1-10-7		かご工	じゃかご	第 3 編 3-2-3-27 羽口工	63
				ふとんかご	第 3 編 3-2-3-27 羽口工	63
第 11 節　砂防堰堤付属物設置工	8-1-11-3		防止柵工		第 3 編 3-2-3-7 防止柵工	53
第 12 節 付帯道路工	8-1-12-3		路側防護柵工		第 3 編 3-2-3-8 路側防護柵工	54
	8-1-12-5		アスファルト舗装工		第 3 編 3-2-6-7 アスファルト舗装工	74
	8-1-12-6		コンクリート舗装工		第 3 編 3-2-6-12 コンクリート舗装工	120
	8-1-12-7		薄層カラー舗装工		第 3 編 3-2-6-13 薄層カラー舗装工	140
	8-1-12-8		側溝工		第 3 編 3-2-3-29 側溝工	64
	8-1-12-9		集水桝工		第 3 編 3-2-3-30 集水桝工	65
	8-1-12-10		縁石工		第 3 編 3-2-3-5 縁石工	53
	8-1-12-11		区画線工		第 3 編 3-2-3-9 区画線工	54
第 13 節 付帯道路施設工	8-1-13-3		道路付属物工		第 3 編 3-2-3-10 道路付属物工	55
	8-1-13-4		小型標識工		第 3 編 3-2-3-6 小型標識工	53
第 2 章 渓流保全工						
第 3 節　軽量盛土工	8-2-3-2		軽量盛土工		第 1 編 1-2-4-3 路体盛土工	50

【第 8 編　砂防編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第 4 節　流路護岸工	8-2-4-4		基礎工（護岸）		第 3 編 3-2-4-3 基礎工（護岸）	67
	8-2-4-5		コンクリート擁壁工		第 3 編 3-2-15-1 場所打擁壁工	168
	8-2-4-6		ブロック積擁壁工		第 3 編 3-2-5-3 コンクリートブロック工	71
	8-2-4-7		石積擁壁工		第 3 編 3-2-5-5 石積（張）工	72
	8-2-4-8		護岸付属物工		第 6 編 6-1-7-4 護岸付属物工	172
	8-2-4-9		植生工		第 3 編 3-2-14-2 植生工	164
第 5 節　床固め工	8-2-5-4		床固め本体工		第 8 編 8-1-8-4 コンクリート堰堤本体工	187
	8-2-5-5		垂直壁工		第 8 編 8-1-8-4 コンクリート堰堤本体工	187
	8-2-5-6		側壁工		第 8 編 8-1-8-6 コンクリート側壁工	187
	8-2-5-7		水叩工		第 8 編 8-1-8-8 水叩工	187
	8-2-5-8		魚道工			190
第 6 節　根固め・水制工	8-2-6-4		根固めブロック工		第 3 編 3-2-3-17 根固めブロック工	60
	8-2-6-6		捨石工		第 3 編 3-2-3-19 捨石工	60
	8-2-6-7	1	かご工	じゃかご	第 3 編 3-2-3-27 羽口工	63
		2		ふとんかご	第 3 編 3-2-3-27 羽口工	63
		3		かごマット		190
第 7 節　流路付属物設置工	8-2-7-2		階段工		第 3 編 3-2-3-22 階段工	61
	8-2-7-3		防止柵工		第 3 編 3-2-3-7 防止柵工	53
第 3 章 斜面対策						
第 3 節　軽量盛土工	8-3-3-2		軽量盛土工		第 1 編 1-2-4-3 路体盛土工	50
第 4 節　法面工	8-3-4-2		植生工		第 3 編 3-2-14-2 植生工	164
	8-3-4-3		吹付工		第 3 編 3-2-14-3 吹付工	166
	8-3-4-4		法枠工		第 3 編 3-2-14-4 法枠工	167
	8-3-4-5		かご工	じゃかご	第 3 編 3-2-3-27 羽口工	63
				ふとんかご	第 3 編 3-2-3-27 羽口工	63
	8-3-4-6		アンカー工（プレキャストコンクリート板）		第 3 編 3-2-14-6 アンカー工	167
	8-3-4-7		抑止アンカー工		第 3 編 3-2-14-6 アンカー工	167
第 5 節　擁壁工	8-3-5-3		既製杭工		第 3 編 3-2-4-4 既製杭工	68
	8-3-5-4		場所打擁壁工		第 3 編 3-2-15-1 場所打擁壁工	168
	8-3-5-5		プレキャスト擁壁工		第 3 編 3-2-15-2 プレキャスト擁壁工	168
	8-3-5-6		補強土壁工		第 3 編 3-2-15-3 補強土壁工	169
	8-3-5-7		井桁ブロック工		第 3 編 3-2-15-4 井桁ブロック工	169
	8-3-5-8		落石防護工		第 10 編 10-1-11-5 落石防護柵工	193
第 6 節　山腹水路工	8-3-6-3		山腹集水路・排水路工		第 3 編 3-2-3-29 場所打水路工	64
	8-3-6-4		山腹明暗渠工			190
	8-3-6-5		山腹暗渠工		第 3 編 3-2-3-29 暗渠工	64

【第 8 編　砂防編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第 6 節　山腹水路工	8-3-6-6		現場打水路工		第 3 編 3-2-3-29 場所打水路工	64
	8-3-6-7		集水桝工		第 3 編 3-2-3-30 集水桝工	65
第 7 節　地下水排除工	8-3-7-4		集排水ボーリング工			191
	8-3-7-5		集水井工			191
第 8 節　地下水遮断工	8-3-8-3		場所打擁壁工		第 3 編 3-2-15-1 場所打擁壁工	167
	8-3-8-4		小型擁壁工			191
	8-3-8-5		固結工		第 3 編 3-2-7-9 固結工	148
第 8 節　地下水遮断工	8-3-8-5		矢板工		第 3 編 3-2-3-4 矢板工	53
第 9 節　抑止杭工	8-3-9-3		既製杭工		第 3 編 3-2-4-4 既製杭工	68
	8-3-9-4		場所打杭工		第 3 編 3-2-4-5 場所打杭工	69
	8-3-9-5		シャフト工（深礎工）		第 3 編 3-2-4-6 深礎工	69
	8-3-9-6		合成杭工			191

【第9編　ダム編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 コンクリートダム						
第4節　ダムコンクリート工	9-1-4		コンクリートダム工	本体		192
	9-1-4		コンクリートダム工	水叩		192
	9-1-4		コンクリートダム工	副ダム		193
	9-1-4		コンクリーダム工	導流壁		194
第2章 フィルダム						
第4節　盛立工	9-2-4-5		コアの盛立			195
	9-2-4-6		フィルターの盛立			195
	9-2-4-7		ロックの盛立			195
	9-2		フィルダム（洪水吐）			196
第3章 基礎グラウチング						
第3節　ボーリング工	9-3-3		ボーリング工			196

【第 10 編　道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第 1 章 道路改良						
第 3 節　工場製作工	10-1-3-2		遮音壁支柱製作工	遮音壁支柱製作工		197
				工場塗装工	第 3 編 3-2-12-11 工場塗装工	162
第 4 節　地盤改良工	10-1-4-2		路床安定処理工		第 3 編 3-2-7-2 路床安定処理工	146
	10-1-4-3		置換工		第 3 編 3-2-7-3 置換工	146
	10-1-4-4		サンドマット工		第 3 編 3-2-7-6 ｻﾝﾄﾞﾏｯﾄ工	147
	10-1-4-5		バーチカルドレーン工		第 3 編 3-2-7-7 バーチカルドレーン工	148
	10-1-4-6		締固め改良工		第 3 編 3-2-7-8 締固め改良工	148
	10-1-4-7		固結工		第 3 編 3-2-7-9 固結工	148
第 5 節　法面工	10-1-5-2		植生工		第 3 編 3-2-14-2 植生工	164
	10-1-5-3		法面吹付工		第 3 編 3-2-14-3 吹付工	166
	10-1-5-4		法枠工		第 3 編 3-2-14-4 法枠工	167
	10-1-5-6		アンカー工		第 3 編 3-2-14-6 アンカー工	167
	10-1-5-7		かご工	じゃかご	第 3 編 3-2-3-27 羽口工	63
				ふとんかご	第 3 編 3-2-3-27 羽口工	63
第 6 節　軽量盛土工	10-1-6-2		軽量盛土工		第 1 編 1-2-4-3 路体盛土工	50
第 7 節　擁壁工	10-1-7-3		既製杭工		第 3 編 3-2-4-4 既製杭工	68
	10-1-7-4		場所打杭工		第 3 編 3-2-4-5 場所打杭工	69
	10-1-7-5		場所打擁壁工		第 3 編 3-2-15-1 場所打擁壁工	168
	10-1-7-6		プレキャスト擁壁工		第 3 編 3-2-15-2 プレキャスト擁壁工	168
	10-1-7-7		補強土壁工	補強土（テールアルメ）壁工法	第 3 編 3-2-15-3 補強土壁工	169
				多数アンカー式補強土工法	第 3 編 3-2-15-3 補強土壁工	169
				ジオテキスタイルを用いた補強土工法	第 3 編 3-2-15-3 補強土壁工	169
	10-1-7-8		井桁ブロック工		第 3 編 3-2-15-4 井桁ブロック工	169
第 8 節　石・ブロック積（張）工	10-1-8-3		コンクリートブロック工		第 3 編 3-2-5-3 コンクリートブロック工	71
	10-1-8-4		石積（張）工		第 3 編 3-2-5-5 石積（張）工	72
第 9 節　カルバート工	10-1-9-4		既製杭工		第 3 編 3-2-4-4 既製杭工	68
	10-1-9-5		場所打杭工		第 3 編 3-2-4-5 場所打杭工	69
	10-1-9-6		場所打函渠工			197
	10-1-9-7		プレキャストカルバート工		第 3 編 3-2-3-28 プレキャストカルバート工	63
第 10 節　排水構造物工（小型水路工）	10-1-10-3		側溝工		第 3 編 3-2-3-29 側溝工	64
	10-1-10-4		管渠工		第 3 編 3-2-3-29 側溝工	64
	10-1-10-5		集水桝・マンホール工		第 3 編 3-2-3-30 集水桝工	65
	10-1-10-6		地下排水工		第 3 編 3-2-3-29 暗渠工	64
	10-1-10-7		場所打水路工		第 3 編 3-2-3-29 場所打水路工	64
	10-1-10-8		排水工（小段排水・縦排水）		第 3 編 3-2-3-29 側溝工	64

【第 10 編　道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第 11 節 落石雪害防止工	10-1-11-4		落石防止網工			197
	10-1-11-5		落石防護柵工			197
	10-1-11-6		防雪柵工			197
	10-1-11-7		雪崩予防柵工			198
第 12 節 遮音壁工	10-1-12-4		遮音壁基礎工			198
	10-1-12-5		遮音壁本体工			198
第 2 章 舗装						
第 3 節　地盤改良工	10-2-3-2		路床安定処理工		第 3 編 3-2-7-2 路床安定処理工	146
	10-2-3-3		置換工		第 3 編 3-2-7-3 置換工	146
第 4 節　舗装工	10-2-4-5		アスファルト舗装工		第 3 編 3-2-6-7 アスファルト舗装工	74
	10-2-4-6		半たわみ性舗装工		第 3 編 3-2-6-8 半たわみ性舗装工	86
	10-2-4-7		排水性舗装工		第 3 編 3-2-6-9 排水性舗装工	98
	10-2-4-8		透水性舗装工		第 3 編 3-2-6-10 透水性舗装工	110
	10-2-4-9		グースアスファルト舗装工		第 3 編 3-2-6-11 グースアスファルト舗装工	114
	10-2-4-10		コンクリート舗装工		第 3 編 3-2-6-12 コンクリート舗装工	120
	10-2-4-11		薄層カラー舗装工		第 3 編 3-2-6-13 薄層カラー舗装工	140
	10-2-4-12		ブロック舗装工		第 3 編 3-2-6-14 ブロック舗装工	142
	10-2-4		歩道路盤工			199
	10-2-4		取合舗装路盤工			199
	10-2-4		路肩舗装路盤工			199
	10-2-4		歩道舗装工			199
	10-2-4		取合舗装工			199
	10-2-4		路肩舗装工			199
	10-2-4		表層工			199
第 5 節　排水構造物工（路面排水工）	10-2-5-3		側溝工		第 3 編 3-2-3-29 側溝工	64
	10-2-5-4		管渠工		第 3 編 3-2-3-29 側溝工	64
	10-2-5-5		集水桝（街渠桝）・マンホール工		第 3 編 3-2-3-30 集水桝工	65
	10-2-5-6		地下排水工		第 3 編 3-2-3-29 暗渠工	64
	10-2-5-7		場所打水路工		第 3 編 3-2-3-29 場所打水路工	64
	10-2-5-8		排水工（小段排水・縦排水）		第 3 編 3-2-3-29 側溝工	64
	10-2-5-9		排水性舗装用路肩排水工			200
第 6 節　縁石工	10-2-6-3		縁石工		第 3 編 3-2-3-5 縁石工	53
第 7 節　踏掛版工	10-2-7-4		踏掛版工	コンクリート工 ラバーシュー アンカーボルト		200 200 200
第 8 節　防護柵工	10-2-8-3		路側防護柵工		第 3 編 3-2-3-8 路側防護柵工	54
	10-2-8-4		防止柵工		第 3 編 3-2-3-7 防止柵工	53

【第 10 編　道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第 8 節　防護柵工	10-2-8-5		ボックスビーム工		第 3 編 3-2-3-8 路側防護柵工	54
	10-2-8-6		車止めポスト工		第 3 編 3-2-3-7 防止柵工	53
第 9 節　標識工	10-2-9-3		小型標識工		第 3 編 3-2-3-6 小型標識工	53
	10-2-9-4	1	大型標識工	標識基礎工		200
		2	大型標識工	標識柱工		201
第 10 節 区画線工	10-2-10-2		区画線工		第 3 編 3-2-3-9 区画線工	54
第 12 節 道路付属施設工	10-2-12-4		道路付属物工		第 3 編 3-2-3-10 道路付属物工	55
	10-2-12-5	1	ケーブル配管工			201
		2	ケーブル配管工	ハンドホール		201
	10-2-12-6		照明工	照明柱基礎工		202
第 13 節 橋梁付属物工	10-2-13-2		伸縮装置工		第 3 編 3-2-3-24 伸縮装置工	61 62
第 3 章 橋梁下部						
第 3 節　工場製作工	10-3-3-2		刃口金物製作工		第 3 編 3-2-12-1-4 刃口金物製作工	154
	10-3-3-3		鋼製橋脚製作工			202
	10-3-3-4		アンカーフレーム製作工		第 3 編 3-2-12-8 アンカーフレーム製作工	161
	10-3-3-5		工場塗装工		第 3 編 3-2-12-11 工場塗装工	162
第 5 節　軽量盛土工	10-3-5-2		軽量盛土工		第 1 編 1-2-4-3 路体盛土工	50
第 6 節　橋台工	10-3-6-3		既製杭工		第 3 編 3-2-4-4 既製杭工	68
	10-3-6-4		場所打杭工		第 3 編 3-2-4-5 場所打杭工	69
	10-3-6-5		深礎工		第 3 編 3-2-4-6 深礎工	69
	10-3-6-6		オープンケーソン基礎工		第 3 編 3-2-4-7 オープンケーソン基礎工	70
	10-3-6-7		ニューマチックケーソン基礎工		第 3 編 3-2-4-8 ニューマチックケーソン基礎工	70
	10-3-6-8		橋台躯体工			203
第 7 節　ＲＣ橋脚工	10-3-7-3		既製杭工		第 3 編 3-2-4-4 既製杭工	68
	10-3-7-4		場所打杭工		第 3 編 3-2-4-5 場所打杭工	69
	10-3-7-5		深礎工		第 3 編 3-2-4-6 深礎工	69
	10-3-7-6		オープンケーソン基礎工		第 3 編 3-2-4-7 オープンケーソン基礎工	70
	10-3-7-7		ニューマチックケーソン基礎工		第 3 編 3-2-4-8 ニューマチックケーソン基礎工	70
	10-3-7-8		鋼管矢板基礎工		第 3 編 3-2-4-9 鋼管矢板基礎工	70
	10-3-7-9	1	橋脚躯体工	張出式		204
				重力式		204
				半重力式		204
		2	橋脚躯体工	ラーメン式		205
第 8 節　鋼製橋脚工	10-3-8-3		既製杭工		第 3 編 3-2-4-4 既製杭工	68
	10-3-8-4		場所打杭工		第 3 編 3-2-4-5 場所打杭工	69
	10-3-8-5		深礎工		第 3 編 3-2-4-6 深礎工	69
	10-3-8-6		オープンケーソン基礎工		第 3 編 3-2-4-7 オープンケーソン基礎工	70
	10-3-8-7		ニューマチックケーソン基礎工		第 3 編 3-2-4-8 ニューマチックケーソン基礎工	70
	10-3-8-8		鋼管矢板基礎工		第 3 編 3-2-4-9 鋼管矢板基礎工	70

【第 10 編　道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第 8 節　鋼製橋脚工	10-3-8-9	1	橋脚フーチング工	Ｉ型・Ｔ型		206
		2	橋脚フーチング工	門型		206
	10-3-8-10	1	橋脚架設工	Ｉ型・Ｔ型		206
		2	橋脚架設工	門型		207
	10-3-8-11		現場継手工			207
第 8 節　鋼製橋脚工	10-3-8-12		現場塗装工		第 3 編 3-2-3-31 現場塗装工	65
第 9 節　護岸基礎工	10-3-9-3		基礎工		第 3 編 3-2-4-3 基礎工（護岸）	67
	10-3-9-4		矢板工		第 3 編 3-2-3-4 矢板工	53
第 10 節 矢板護岸工	10-3-10-3		笠コンクリート工		第 3 編 3-2-4-3 基礎工（護岸）	67
	10-3-10-4		矢板工		第 3 編 3-2-3-4 矢板工	53
第 11 節 法覆護岸工	10-3-11-2		コンクリートブロック工		第 3 編 3-2-5-3 コンクリートブロック工	71
	10-3-11-3		護岸付属物工		第 6 編 6-1-7-4 護岸付属物工	172
	10-3-11-4		緑化ブロック工		第 3 編 3-2-5-4 緑化ブロック工	72
	10-3-11-5		環境護岸ブロック工		第 3 編 3-2-5-3 コンクリートブロック工	71
	10-3-11-6		石積（張）工		第 3 編 3-2-5-5 石積（張）工	72
	10-3-11-7		法枠工		第 3 編 3-2-14-4 法枠工	167
	10-3-11-8		多自然型護岸工	巨石張り	第 3 編 3-2-3-26 多自然型護岸工	62
			多自然型護岸工	巨石積み	第 3 編 3-2-3-26 多自然型護岸工	62
			多自然型護岸工	かごマット	第 3 編 3-2-3-26 多自然型護岸工	62
	10-3-11-9		吹付工		第 3 編 3-2-14-3 吹付工	166
	10-3-11-10		植生工		第 3 編 3-2-14-2 植生工	164
	10-3-11-11		覆土工		第 1 編 1-2-3-5 法面整形工	47
	10-3-11-12		羽口工	じゃかご	第 3 編 3-2-3-27 羽口工	63
				ふとんかご	第 3 編 3-2-3-27 羽口工	63
				かご枠	第 3 編 3-2-3-27 羽口工	63
				連節ブロック張り	第 3 編 3-2-5-3 連節ﾌﾞﾛｯｸ張り	71
第 12 節 擁壁護岸工	10-3-12-3		場所打擁壁工		第 3 編 3-2-15-1 場所打擁壁工	168
	10-3-12-4		プレキャスト擁壁工		第 3 編 3-2-15-2 プレキャスト擁壁工	168
第 4 章 鋼橋上部						
第 3 節　工場製作工	10-4-3-3		桁製作工		第 3 編 3-2-12-3-1 桁製作工	155
	10-4-3-4		検査路製作工		第 3 編 3-2-12-4 検査路製作工	160
	10-4-3-5		鋼製伸縮継手製作工		第 3 編 3-2-12-5 鋼製伸縮継手製作工	160
	10-4-3-6		落橋防止装置製作工		第 3 編 3-2-12-6 落橋防止装置製作工	160
	10-4-3-7		鋼製排水管製作工		第 3 編 3-2-12-10 鋼製排水管製作工	162
	10-4-3-8		橋梁用防護柵製作工		第 3 編 3-2-12-7 橋梁用防護柵製作工	160

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第 3 節　工場製作工	10-4-3-9		橋梁用高欄製作工			207
	10-4-3-10		横断歩道橋製作工		第 3 編 3-2-12-3-1 桁製作工	155
	10-4-3-12		アンカーフレーム製作工		第 3 編 3-2-12-8 アンカーフレーム製作工	161
	10-4-3-13		工場塗装工		第 3 編 3-2-12-11 工場塗装工	162
第 5 節　鋼橋架設工	10-4-5-4		架設工（クレーン架設）		第 3 編 3-2-13　架設工（鋼橋）	163
	10-4-5-5		架設工（ケーブルクレーン架設）		第 3 編 3-2-13　架設工（鋼橋）	163
	10-4-5-6		架設工（ケーブルエレクション架設）		第 3 編 3-2-13　架設工（鋼橋）	163
	10-4-5-7		架設工（架設桁架設）		第 3 編 3-2-13　架設工（鋼橋）	163
	10-4-5-8		架設工（送出し架設）		第 3 編 3-2-13　架設工（鋼橋）	163
	10-4-5-9		架設工（トラベラークレーン架設）		第 3 編 3-2-13　架設工（鋼橋）	163
	10-4-5-10	1	支承工	鋼製支承		208
		2	支承工	ゴム支承		208
第 6 節　橋梁現場塗装工	10-4-6-3		現場塗装工		第 3 編 3-2-3-31 現場塗装工	65
第 7 節　床版工	10-4-7-2		床版工		第 3 編 3-2-18-2 床版工	171
第 8 節　橋梁付属物工	10-4-8-2		伸縮装置工		第 3 編 3-2-3-24 伸縮装置工	61 62
	10-4-8-3		落橋防止装置工			209
	10-4-8-5		地覆工			209
	10-4-8-6		橋梁用防護柵工			209
	10-4-8-7		橋梁用高欄工			209
	10-4-8-8		検査路工			210
第 9 節　歩道橋本体工	10-4-9-3		既製杭工		第 3 編 3-2-4-4 既製杭工	68
	10-4-9-4		場所打杭工		第 3 編 3-2-4-5 場所打杭工	69
	10-4-9-5		橋脚フーチング工	Ｉ型	第 10 編 10-3-8-9 橋脚フーチング工	206
				Ｔ型	第 10 編 10-3-8-9 橋脚フーチング工	206
	10-4-9-6		歩道橋（側道橋）架設工		第 3 編 3-2-13　架設工（鋼橋）	162
	10-4-9-7		現場塗装工		第 3 編 3-2-3-31 現場塗装工	65
第 5 章　コンクリート橋上部						
第 3 節　工場製作工	10-5-3-2		プレビーム用桁製作工		第 3 編 3-2-12-9 プレビーム用桁製作工	161
	10-5-3-3		橋梁用防護柵製作工		第 3 編 3-2-12-7 橋梁用防護柵製作工	160
	10-5-3-4		鋼製伸縮継手製作工		第 3 編 3-2-12-5 鋼製伸縮継手製作工	160
	10-5-3-5		検査路製作工		第 3 編 3-2-12-4 検査路製作工	160
	10-5-3-6		工場塗装工		第 3 編 3-2-12-11 工場塗装工	162
第 5 節　ＰＣ橋工	10-5-5-2		プレテンション桁製作工（購入工）	けた橋	第 3 編 3-2-3-12 プレテンション桁製作工（購入工）	55
				スラブ橋	第 3 編 3-2-3-12 プレテンション桁製作工（購入工）	56
	10-5-5-3		ポストテンション桁製作工		第 3 編 3-2-3-13 ポストテンション桁製作工	56

【第 10 編　道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第 5 節　ＰＣ橋工	10-5-5-4		プレキャストセグメント桁製作工（購入工）		第 3 編 3-2-3-13 プレキャストセグメント桁製作工（購入工）	57
	10-5-5-5		プレキャストセグメント主桁組立工		第 3 編 3-2-3-14 プレキャストセグメント主桁組立工	57
	10-5-5-6		支承工		第 10 編 10-4-5-10 支承工	208
	10-5-5-7		架設工（クレーン架設）		第 3 編 3-2-13 架設工（コンクリート橋）	164
	10-5-5-8		架設工（架設桁架設）		第 3 編 3-2-13 架設工（コンクリート橋）	164
	10-5-5-9		床版・横組工		第 3 編 3-2-18-2 床版工	171
	10-5-5-10		落橋防止装置工		第 10 編 10-4-8-3 落橋防止装置工	209
第 6 節　プレビーム桁橋工	10-5-6-2		プレビーム桁製作工	現場		210
	10-5-6-3		支承工		第 10 編 10-4-5-10 支承工	208
	10-5-6-4		架設工（クレーン架設）		第 3 編 3-2-13　架設工（鋼橋）	163
	10-5-6-5		架設工（架設桁架設）		第 3 編 3-2-13　架設工（鋼橋）	163
	10-5-6-6		床版・横組工		第 3 編 3-2-18-2 床版工	171
	10-5-6-9		落橋防止装置工		第 10 編 10-4-8-3 落橋防止装置工	209
第 7 節　ＰＣホロースラブ橋工	10-5-7-3		支承工		第 10 編 10-4-5-10 支承工	208
	10-5-7-4		ＰＣホロースラブ製作工		第 3 編 3-2-3-15ＰＣホロースラブ製作工	58
	10-5-7-5		落橋防止装置工		第 10 編 10-4-8-3 落橋防止装置工	209
第 8 節　ＲＣホロースラブ橋工	10-5-8-3		支承工		第 10 編 10-4-5-10 支承工	208
	10-5-8-4		ＲＣ場所打ホロースラブ製作工		第 3 編 3-2-3-15ＰＣホロースラブ製作工	58
	10-5-8-5		落橋防止装置工		第 10 編 10-4-8-3 落橋防止装置工	209
第 9 節　ＰＣ版桁橋工	10-5-9-2		ＰＣ版桁製作工		第 3 編 3-2-3-15ＰＣホロースラブ製作工	58
第 10 節 ＰＣ箱桁橋工	10-5-10-3		支承工		第 10 編 10-4-5-10 支承工	208
	10-5-10-4		ＰＣ箱桁製作工		第 3 編 3-2-3-16ＰＣ箱桁製作工	58
	10-5-10-5		落橋防止装置工		第 10 編 10-4-8-3 落橋防止装置工	209
第 11 節 ＰＣ片持箱桁橋工	10-5-11-2		ＰＣ片持箱桁製作工		第 3 編 3-2-3-16ＰＣ箱桁製作工	58
	10-5-11-3		支承工		第 10 編 10-4-5-10 支承工	208
	10-5-11-4		架設工（片持架設）		第 3 編 3-2-13 架設工（コンクリート橋）	163
第 12 節 ＰＣ押出し箱桁橋工	10-5-12-2		ＰＣ押出し箱桁製作工		第 3 編 3-2-3-16ＰＣ押出し箱桁製作工	59
	10-5-12-3		架設工（押出し架設）		第 3 編 3-2-13 架設工（コンクリート橋）	163
第 13 節 橋梁付属物工	10-5-13-2		伸縮装置工		第 3 編 3-2-3-24 伸縮装置工	61 62
	10-5-13-4		地覆工		第 10 編 10-4-8-5 地覆工	209
	10-5-13-5		橋梁用防護柵工		第 10 編 10-4-8-6 橋梁用防護柵工	209
	10-5-13-6		橋梁用高欄工		第 10 編 10-4-8-7 橋梁用高欄工	209
	10-5-13-7		検査路工		第 10 編 10-4-8-8 検査路工	210

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第 6 章 トンネル（ＮＡＴＭ）						
第 4 節　支保工	10-6-4-3		吹付工			210
	10-6-4-4		ロックボルト工			210
第 5 節　覆工	10-6-5-3		覆工コンクリート工			211
	10-6-5-4		側壁コンクリート工		第 10 編 10-6-5-3 覆工コンクリート工	211
	10-6-5-5		床版コンクリート工			211
第 6 節　インバート工	10-6-6-4		インバート本体工			212
第 7 節　坑内付帯工	10-6-7-5		地下排水工		第 3 編 3-2-3-29 暗渠工	64
第 8 節　坑門工	10-6-8-4		坑門本体工			212
	10-6-8-5		明り巻工			213
第 11 章 共同溝						
第 3 節　工場製作工	10-11-3-3		工場塗装工		第 3 編 3-2-12-11 工場塗装工	162
第 6 節　現場打構築工	10-11-6-2		現場打躯体工			214
	10-11-6-4		カラー継手工			214
	10-11-6-5	1	防水工	防水		214
		2	防水工	防水保護工		214
		3	防水工	防水壁		215
第 7 節　プレキャスト構築工	10-11-7-2		プレキャスト躯体工			215
第 12 章 電線共同溝						
第 5 節　電線共同溝工	10-12-5-2		管路工	管路部		215
	10-12-5-3		プレキャストボックス工	特殊部		216
	10-12-5-4		現場打ちボックス工	特殊部	第 10 編 10-11-6-2 現場打躯体工	214
第 6 節　付帯設備工	10-12-6-2		ハンドホール工			216
第 13 章 情報ボックス工						
第 3 節　情報ボックス工	10-13-3-4		管路工	管路部	第 10 編 10-12-5-2 管路工（管路部）	215
第 4 節　付帯設備工	10-13-4-2		ハンドホール工		第 10 編 10-12-6-2 ハンドホール工	216
第 14 章 道路維持						
第 4 節　舗装工	10-14-4-3		路面切削工		第 3 編 3-2-6-15 路面切削工	144
	10-14-4-4		舗装打換え工		第 3 編 3-2-6-16 舗装打換え工	144
	10-14-4-5	1	切削オーバーレイ工			217
	10-14-4-5	2	切削オーバーレイ工	面管理の場合		217
	10-14-4-6		オーバーレイ工		第 3 編 3-2-6-17 オーバーレイ工	145
	10-14-4-7		路上再生工			217
	10-14-4-8		薄層カラー舗装工		第 3 編 3-2-6-13 薄層カラー舗装工	140
第 5 節　排水構造物工	10-14-5-3		側溝工		第 3 編 3-2-3-29 側溝工	64
	10-14-5-4		管渠工		第 3 編 3-2-3-29 側溝工	64
	10-14-5-5		集水桝・マンホール工		第 3 編 3-2-3-30 集水桝工	65

【第 10 編　道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第 5 節　排水構造物工	10-14-5-6		地下排水工		第 3 編 3-2-3-29 暗渠工	64
	10-14-5-7		場所打水路工		第 3 編 3-2-3-29 場所打水路工	64
	10-14-5-8		排水工		第 3 編 3-2-3-29 側溝工	64
第 6 節　防護柵工	10-14-6-2		路側防護柵工		第 3 編 3-2-3-8 路側防護柵工	54
	10-14-6-3		防止柵工		第 3 編 3-2-3-7 防止柵工	53
	10-14-6-5		ボックスビーム工		第 3 編 3-2-3-8 路側防護柵工	54
	10-14-6-6		車止めポスト工		第 3 編 3-2-3-7 防止柵工	53
第 7 節　標識工	10-14-7-3		小型標識工		第 3 編 3-2-3-6 小型標識工	53
	10-14-7-4		大型標識工		第 10 編 10-2-9-4 大型標識工	200 201
第 8 節　道路付属施設工	10-14-8-4		道路付属物工		第 3 編 3-2-3-10 道路付属物工	55
	10-14-8-5		ケーブル配管工		第 10 編 10-2-12-5 ケーブル配管工	201
	10-14-8-6		照明工		第 10 編 10-2-12-6 照明工	202
第 9 節　軽量盛土工	10-14-9-2		軽量盛土工		第 1 編 1-2-4-3 路体盛土工	51
第 10 節 擁壁工	10-14-10-3		場所打擁壁工		第 3 編 3-2-15-1 場所打擁壁工	168
	10-14-10-4		プレキャスト擁壁工		第 3 編 3-2-15-2 プレキャスト擁壁工	168
第 11 節　石・ブロック積（張）工	10-14-11-3		コンクリートブロック工		第 3 編 3-2-5-3 コンクリートブロック工	71
	10-14-11-4		石積（張）工		第 3 編 3-2-5-5 石積（張）工	72
第 12 節 カルバート工	10-14-12-4		場所打函渠工		第 10 編 10-1-9-6 場所打函渠工	197
	10-14-12-5		プレキャストカルバート工		第 3 編 3-2-3-28 プレキャストカルバート工	63
第 13 節 法面工	10-14-13-2		植生工		第 3 編 3-2-14-2 植生工	164
	10-14-13-3		法面吹付工		第 3 編 3-2-14-3 吹付工	166
	10-14-13-4		法枠工		第 3 編 3-2-14-4 法枠工	167
	10-14-13-6		アンカー工		第 3 編 3-2-14-6 アンカー工	167
	10-14-13-7		かご工	じゃかご	第 3 編 3-2-3-27 羽口工	63
				ふとんかご	第 3 編 3-2-3-27 羽口工	63
第 15 節 橋梁付属物工	10-14-15-2		伸縮継手工		第 3 編 3-2-3-24 伸縮装置工	61 62
	10-14-15-4		地覆工		第 10 編 10-4-8-5 地覆工	209
	10-14-15-5		橋梁用防護柵工		第 10 編 10-4-8-6 橋梁用防護柵工	209
	10-14-15-6		橋梁用高欄工		第 10 編 10-4-8-7 橋梁用高欄工	209
	10-14-15-7		検査路工		第 10 編 10-4-8-8 検査路工	210
第 17 節 現場塗装工	10-14-17-6		コンクリート面塗装工		第 3 編 3-2-3-11 コンクリート面塗装工	55
第 15 章　道路修繕						
第 3 節　工場製作工	10-15-3-4		桁補強材製作工			218
	10-15-3-5		落橋防止装置製作工		第 3 編 3-2-12-6 落橋防止装置製作工	160
第 5 節　舗装工	10-15-5-3		路面切削工		第 3 編 3-2-6-15 路面切削工	144

【第 10 編　道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第 5 節　舗装工	10-15-5-4		舗装打換え工		第 3 編 3-2-6-16 舗装打換え工	144
	10-15-5-5		切削オーバーレイ工		第 10 編 10-14-4-5 切削オーバーレイ工	217
	10-15-5-6		オーバーレイ工		第 3 編 3-2-6-17 オーバーレイ工	145
	10-15-5-7		路上再生工		第 10 編 10-14-4-7 路上再生工	217
	10-15-5-8		薄層カラー舗装工		第 3 編 3-2-6-13 薄層カラー舗装工	140
第 6 節　排水構造物工	10-15-6-3		側溝工		第 3 編 3-2-3-29 側溝工	64
	10-15-6-4		管渠工		第 3 編 3-2-3-29 側溝工	64
	10-15-6-5		集水枡・マンホール工		第 3 編 3-2-3-30 集水桝工	65
	10-15-6-6		地下排水工		第 3 編 3-2-3-29 暗渠工	64
	10-15-6-7		場所打水路工		第 3 編 3-2-3-29 場所打水路工	64
	10-15-6-8		排水工		第 3 編 3-2-3-29 側溝工	64
第 7 節　縁石工	10-15-7-3		縁石工		第 3 編 3-2-3-5 縁石工	53
第 8 節　防護柵工	10-15-8-3		路側防護柵工		第 3 編 3-2-3-8 路側防護柵工	54
	10-15-8-4		防止柵工		第 3 編 3-2-3-7 防止柵工	53
	10-15-8-5		ボックスビーム工		第 3 編 3-2-3-8 路側防護柵工	54
	10-15-8-6		車止めポスト工		第 3 編 3-2-3-7 防止柵工	53
第 9 節　標識工	10-15-9-3		小型標識工		第 3 編 3-2-3-6 小型標識工	53
	10-15-9-4		大型標識工		第 10 編 10-2-9-4 大型標識工	200 201
第 10 節 区画線工	10-15-10-2		区画線工		第 3 編 3-2-3-9 区画線工	54
第 12 節 道路付属施設工	10-15-12-4		道路付属物工		第 3 編 3-2-3-10 道路付属物工	55
	10-15-12-5		ケーブル配管工		第 10 編 10-2-12-5 ケーブル配管工	201
	10-15-12-6		照明工		第 10 編 10-2-12-6 照明工	202
第 13 節 軽量盛土工	10-15-13-2		軽量盛土工		第 1 編 1-2-4-3 路体盛土工	50
第 14 節 擁壁工	10-15-14-3		場所打擁壁工		第 3 編 3-2-15-1 場所打擁壁工	168
	10-15-14-4		プレキャスト擁壁工		第 3 編 3-2-15-2 プレキャスト擁壁工	168
第 15 節　石・ブロック積（張）工	10-15-15-3		コンクリートブロック工		第 3 編 3-2-5-3 コンクリートブロック工	71
	10-15-15-4		石積（張）工		第 3 編 3-2-5-5 石積（張）工	72
第 16 節 カルバート工	10-15-16-4		場所打函渠工		第 10 編 10-1-9-6 場所打函渠工	197
	10-15-16-5		プレキャストカルバート工		第 3 編 3-2-3-28 プレキャストカルバート工	63
第 17 節 法面工	10-15-17-2		植生工		第 3 編 3-2-14-2 植生工	164
	10-15-17-3		法面吹付工		第 3 編 3-2-14-3 吹付工	166
	10-15-17-4		法枠工		第 3 編 3-2-14-4 法枠工	167
	10-15-17-6		アンカー工		第 3 編 3-2-14-6 アンカー工	167
	10-15-17-7		かご工	じゃかご	第 3 編 3-2-3-27 羽口工	63
				ふとんかご	第 3 編 3-2-3-27 羽口工	63

【第 10 編　道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第 18 節 落石雪害防止工	10-15-18-4		落石防止網工		第 10 編 10-1-11-4 落石防止網工	197
	10-15-18-5		落石防護柵工		第 10 編 10-1-11-5 落石防護柵工	197
	10-15-18-6		防雪柵工		第 10 編 10-1-11-6 防雪柵工	197
	10-15-18-7		雪崩予防柵工		第 10 編 10-1-11-7 雪崩予防柵工	198
第 20 節 鋼桁工	10-15-20-3		鋼桁補強工		第 10 編 10-15-3-4 桁補強材製作工	218
第 21 節 橋梁支承工	10-15-21-3		鋼橋支承工		第 10 編 10-4-5-10 支承工	208
	10-15-21-4		ＰＣ橋支承工		第 10 編 10-4-5-10 支承工	208
第 22 節 橋梁付属物工	10-15-22-3		伸縮継手工		第 3 編 3-2-3-24 伸縮装置工	61 62
	10-15-22-4		落橋防止装置工		第 10 編 10-4-8-3 落橋防止装置工	209
	10-15-22-6		地覆工		第 10 編 10-4-8-5 地覆工	209
	10-15-22-7		橋梁用防護柵工		第 10 編 10-4-8-6 橋梁用防護柵工	209
	10-15-22-8		橋梁用高欄工		第 10 編 10-4-8-7 橋梁用高欄工	209
	10-15-22-9		検査路工		第 10 編 10-4-8-8 検査路工	210
第 25 節 現場塗装工	10-15-25-3		橋梁塗装工		第 3 編 3-2-3-31 現場塗装工	65
	10-15-25-6		コンクリート面塗装工		第 3 編 3-2-3-11 コンクリート面塗装工	55

【第 11 編　公園緑地編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第 1 章　基盤整備						
第 3 節　敷地造成工	11-1-3		■公園土工	広場造成工に適用		219
	11-1-3-2		表土保全工	表土掘削		219
	11-1-3-4		掘削工		第 1 編 1-2-3-2 掘削工	44
	11-1-3-5		盛土工		第 1 編 1-2-3-3 盛土工	46
	11-1-3-6		路体盛土工		第 1 編 1-2-4-3 路体盛土工	50
	11-1-3-7		路床盛土工		第 1 編 1-2-4-4 路床盛土工	50
	11-1-3-8		法面整形工		第 1 編 1-2-4-5 法面整形工（盛土部）	50
	11-1-3-9		路床安定処理		第 3 編 3-2-7-2 路床安定処理工	146
	11-1-3-10		置換工		第 3 編 3-2-7-3 置換工	146
	11-1-3-11		サンドマット工		第 3 編 3-2-7-6 サンドマット工	147
	11-1-3-12		バーチカルドレーン工		第 3 編 3-2-7-7 バーチカルドレーン工	148
第 5 節　植栽基盤工	11-1-5-3	1	透水層工	開渠排水		219
		2		暗渠排水		219
	11-1-5-4	1	土層改良工	普通耕		220
		2		深耕		220
		3		混層耕		220
		4		心土破砕		220
	11-1-5-5	1	土性改良工	土性改良		220
		2		中和剤施用		220
		3		除塩		220
		4		施肥		220
	11-1-5-6	1	表土盛土工	盛土(流用表土)		220
		2		盛土(発生表土)		220
		3		盛土(採取表土)		220
		4		盛土(購入表土)		220
	11-1-5-7	2	人工地盤工	押さえコンクリート		220
		4		人工地盤排水工		220
		5		フィルター		220
		6		防根シート		220
		8		立排水浸透桝		221
第 6 節　法面工	11-1-6-3		法面ネット		第 3 編 3-2-14-4-2 法枠工	167
	11-1-6-4	1	植生工	種子散布	第 3 編 3-2-14-2-1 植生工	164
		2		客土吹付	第 3 編 3-2-14-2-2 植生工	165
		3		植生基材吹付	第 3 編 3-2-14-2-2 植生工	165
		4		植生シート	第 3 編 3-2-14-2-1 植生工	164
		5		植生マット	第 3 編 3-2-14-2-1 植生工	164
		6		公園種子帯	第 3 編 3-2-14-2-1 植生工	164
		7		公園張芝	第 3 編 3-2-14-2-1 植生工	164
		8		公園筋芝	第 3 編 3-2-14-2-1 植生工	164
		9		公園市松芝	第 3 編 3-2-14-2-1 植生工	164

【第 11 編　公園緑地編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第 6 節　法面工	11-1-6-4	10	植生工	人工張芝	第 3 編 3-2-14-2-1 植生工	164
		11		植生穴	第 3 編 3-2-14-2-1 植生工	164
	11-1-6-5	1	法枠工	現場打法枠工	第 3 編 3-2-14-4-1 法枠工	167
		2		プレキャスト法枠	第 3 編 3-2-14-4-2 法枠工	167
		3		金属製法枠	第 3 編 3-2-14-4-2 法枠工	167
		4		吹付枠	第 3 編 3-2-14-4-1 法枠工	176
	11-1-6-6		網柵			221
	11-1-6-7	1	かご工	じゃかご	第 3 編 3-2-3-27-1 羽口工	63
		2		ふとんかご	第 3 編 3-2-3-27-2 羽口工	63
第 7 節　軽量盛土工	11-1-7-2	1	軽量盛土工	軽量盛土	第 1 編 1-2-4-3 路体盛土工	50
		2		コンクリート床版	第 1 編 1-2-4-3 路体盛土工	50
		3		基礎コンクリート	第 1 編 1-2-4-3 路体盛土工	50
		4		壁体	第 1 編 1-2-4-3 路体盛土工	50
		5		裏込採石	第 1 編 1-2-4-3 路体盛土工	50
第 8 節　擁壁工	11-1-8-4	1	場所打擁壁工	小型擁壁	第 3 編 3-2-15-1 場所打擁壁工	168
		2		重力式擁壁	第 3 編 3-2-15-1 場所打擁壁工	168
		3		もたれ式擁壁	第 3 編 3-2-15-1 場所打擁壁工	168
		4		逆 T 型擁壁	第 3 編 3-2-15-1 場所打擁壁工	168
		5		L 型擁壁	第 3 編 3-2-15-1 場所打擁壁工	168
		6		鉄筋	第 3 編 3-2-15-1 場所打擁壁工	168
		7		裏込砕石	第 3 編 3-2-15-1 場所打擁壁工	168
		7		擁壁高さ調整		221
		8		止水板	第 3 編 3-2-15-1 場所打擁壁工	168
		9		基礎材	第 3 編 3-2-4-1　一般事項	67
		10		公園基礎材		221
		11		均しコンクリート	第 3 編 3-2-4-1　一般事項	67
		12		公園均しコンクリート		221
		13		コンクリート	第 3 編 3-2-15-1 場所打擁壁工	168
		14		型枠	第 3 編 3-2-15-1 場所打擁壁工	168
		15		足場	第 3 編 3-2-15-1 場所打擁壁工	168
		16		目地板	第 3 編 3-2-15-1 場所打擁壁工	168
		17		水抜パイプ	第 3 編 3-2-15-1 場所打擁壁工	168
		18		吸出し防止材	第 3 編 3-2-15-1 場所打擁壁工	168
	11-1-8-5	1	プレキャスト擁壁工	プレキャストL型擁壁	第 3 編 3-2-15-2 プレキャスト擁壁工	168
		2		プレキャスト逆T型擁壁	第 3 編 3-2-15-2 プレキャスト擁壁工	168

【第 11 編　公園緑地編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第 8 節　擁壁工	11-1-8-5	3	プレキャスト擁壁工	側溝付プレキャスト擁壁	第 3 編 3-2-15-2 プレキャスト擁壁工	168
	11-1-8-6	1	補強土壁工	補強土壁基礎	第 3 編 3-2-15-2 プレキャスト擁壁工 第 1 編 1-2-3-4 盛土補強工 第 3 編 3-2-15-3 補強土壁工	168 47 169
		2		帯鋼補強土壁・アンカー補強土壁		
		3		ジオテキスタイル補強土壁		
	11-1-8-7	1	コンクリートブロック工	コンクリートブロック基礎	第 3 編 3-2-5-3 コンクリートブロック工	71
		2		コンクリートブロック積	第 3 編 3-2-5-3-1 コンクリートブロック工	71
		3		間知ブロック張	第 3 編 3-2-5-3-1 コンクリートブロック工	71
		4		平ブロック張	第 3 編 3-2-5-3-1 コンクリートブロック工	71
		5		連節ブロック張	第 3 編 3-2-5-3-2 コンクリートブロック工	71
		7		緑化ブロック積	第 3 編 3-2-5-4 緑化ブロック工	72
		8		ブロック植栽	第 3 編 3-2-5-3 コンクリートブロック工	71
		9		天端コンクリート	第 3 編 3-2-5-3-3 コンクリートブロック工	71
		10		小口止コンクリート	第 3 編 3-2-5-3 コンクリートブロック工	71
	11-1-8-8	1	石積工	崩れ積		222
		2		面積	第 3 編 3-2-5-5 石積（張）工	72
		3		玉石積	第 3 編 3-2-5-5 石積（張）工	72
		4		小端積	第 3 編 3-2-5-5 石積（張）工	72
		5		こぶだし石積	第 3 編 3-2-5-5 石積（張）工	72
		6		切石積	第 3 編 3-2-5-5 石積（張）工	72
		7		間知石積	第 3 編 3-2-5-5 石積（張）工	72
		8		雑割石積	第 3 編 3-2-5-5 石積（張）工	72
		9		雑石積	第 3 編 3-2-5-5 石積（張）工	72
		10		割石積	第 3 編 3-2-5-5 石積（張）工	72
		11		雑割石積	第 3 編 3-2-5-5 石積（張）工	72
		12		雑石張	第 3 編 3-2-5-5 石積（張）工	72
		13		石積高さ調整		222
	11-1-8-9		土留め			222
第 9 節 公園カルバート工	11-1-9-4	1	場所打函渠工	函渠	第 10 編 10-1-9-6 場所打函渠工	197
		2		鉄筋	第 10 編 10-1-9-6 場所打函渠工	197
		7		コンクリート	第 10 編 10-1-9-6 場所打函渠工	197

【第 11 編　公園緑地編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第 9 節 公園カルバート工	11-1-9-4	7	場所打函渠工	支保	第 10 編 10-1-9-6 場所打函渠工	197
		8		型枠	第 10 編 10-1-9-6 場所打函渠工	197
		8		目地板	第 10 編 10-1-9-6 場所打函渠工	197
		9		足場	第 10 編 10-1-9-6 場所打函渠工	197
		9		止水板	第 10 編 10-1-9-6 場所打函渠工	197
		10		水抜パイプ	第 10 編 10-1-9-6 場所打函渠工	197
	11-1-9-5		プレキャストカルバート工		第 3 編 3-2-3-28 プレキャストカルバート工	63
第 10 節 公園施設等撤去・移設工	11-1-10-3	1	移設工	遊具移設		223
		2		小工作物移設		223
第 2 章 植栽						
第 3 節　植栽工	11-2-3		■樹木植栽工			223
			■地被類植栽工			223
			■支柱工	木材、竹材		223
	11-2-3-10	1	樹木養生工	防風ネット		224
		8		保護柵		224
	11-2-3-11		樹名板工	埋込型樹名板		224
	11-2-3-12		根囲い保護工			224
第 3 章 緑地育成						
第 3 節　植栽基盤改良工	11-3-3-3	1	透水層工	暗渠排水		224
	11-3-3-4	1	土層改良工	普通耕		225
		2		深耕		225
		3		混層耕		225
		4		土壌入替え		225
	11-3-3-5	1	小規模土性改良工	土壌改良材混入		225
		2		施肥 B		225
第 5 節　樹木育成工	11-3-5-4	1	樹勢回復工	施肥 A		225
		2		施肥 B		226
	11-3-5-5	5	樹木養生工	防根シート		226
		7		養生柵設置		226
第 6 節　芝生地育成工	11-3-6-3	1	芝生育成工	芝機械刈り		226
		2		芝人力刈り		226
第 7 節　樹木冬期対策工	11-3-7-4	2	中低木雪囲工	竹囲い		226
		3		屋根囲い		226
		4		板囲い		226
第 4 章 施設整備						
第 3 節　給水設備工	11-4-3-6	2	散水施設工	ミスト		226
		3		ドリップパイプ		227
	11-4-3-10	1	給水管路工	給水管		227
		3		埋設シート		227
第 4 節　雨水排水設備工	11-4-4-6	1	側溝工	L 型側溝	第 3 編 3-2-3-29-1 側溝工	64
		2		現場打 L 型側溝		227

【第 11 編　公園緑地編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第 4 節　雨水排水設備工	11-4-4-6	3		管(函)渠型側溝	第 3 編 3-2-3-28 プレキャストカルバート工	63
		4		ﾌﾟﾚｷｬｽﾄU型側溝	第 3 編 3-2-3-29-1 側溝工	64
		5		現場打側溝		227
		6		ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ皿型側溝	第 3 編 3-2-3-29-1 側溝工	64
		7		ｺﾙｹﾞｰﾄﾌﾘｭｰﾑ	第 3 編 3-2-3-29-1 側溝工	64
		8		自由勾配側溝	第 3 編 3-2-3-29-1 側溝工	64
		9		特殊円形側溝	第 3 編 3-2-3-29-1 側溝工	64
		10		公園素掘側溝		228
		12		側溝高さ調整		228
	11-4-4-7	1	管渠工	公園管渠	第 3 編 3-2-3-28 プレキャストカルバート工	63
		2		コルゲートパイプ	第 3 編 3-2-3-28 プレキャストカルバート工	63
	11-4-4-8	1	集水桝・マンホール工	街渠桝	第 3 編 3-2-3-30 集水桝工	65
		2		集水桝	第 3 編 3-2-3-30 集水桝工	65
		3		浸透桝	第 3 編 3-2-3-30 集水桝工	65
		4		プレキャスト街渠桝	第 3 編 3-2-3-30 集水桝工	65
		5		プレキャスト集水桝	第 3 編 3-2-3-30 集水桝工	65
	11-4-4-8	6	集水桝・マンホール工	塩化ビニル製桝	第 3 編 3-2-3-30 集水桝工	65
		7		マンホール	第 3 編 3-2-3-30 集水桝工	65
		8		プレキャストマンホール	第 3 編 3-2-3-30 集水桝工	65
		9		公園マンホール	第 3 編 3-2-3-30 集水桝工	65
		10		浸透マンホール	第 3 編 3-2-3-30 集水桝工	65
		11		桝高さ調整		228
		12		マンホール高さ調整		228
	11-4-4-9	1	地下排水工	透水コンクリート管		228
		2		化学繊維管		228
		3		地下排水	第 3 編 3-2-3-29-3 側溝工	64
	11-4-4-10		公園水路工	場所打水路	第 3 編 3-2-3-29-3 側溝工	64
				プレキャスト水路	第 3 編 3-2-3-29-3 側溝工	64
第 6 節　電気設備工	11-4-6-3	1	照明設備工	ハンドホール	第 10 編 10-2-12-5-2 ケーブル配管工	201
		2		ハンドホール高さ調整		229
		3		引込柱		229
		4		分電盤		229
		5		分電盤高さ調整		229
		6		照明灯基礎		229
	11-4-6-4		放送設備工	スピーカー柱基礎		229
	11-4-6-5		監視カメラ設置工	監視カメラ柱基礎		230
	11-4-6-8	1	電線管路工	電線管		230
		2		電線		230
		3		埋設シート		230

【第 11 編　公園緑地編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第 7 節　園路広場整備工	11-4-7-5	1	アスファルト舗装工	下層路盤		231
		2		上層路盤		231
		4		基層		232
		6		表層		232
	11-4-7-6	1	排水性舗装工	下層路盤		233
		2		上層路盤		233
		4		基層		234
		6		表層		234
	11-4-7-7	2	透水性舗装工	路盤		235
		3		表層		235
	11-4-7-8	1	アスファルト系舗装工	公園アスファルト舗装		236
		2		公園アスファルト薄層カラー舗装		236
		3		透水性アスファルト舗装		236
		4		脱色アスファルト舗装		236
	11-4-7-16	1	園路縁石工	コンクリート縁石	第 3 編 3-2-3-5 縁石工	53
		2		現場打縁石	第 3 編 3-2-3-5 縁石工	53
	11-4-7-16	3	園路縁石工	駒止めブロック	第 3 編 3-2-3-5 縁石工	53
		4		舗装止め	第 3 編 3-2-3-5 縁石工	53
		5		擬石縁石	第 3 編 3-2-3-5 縁石工	53
		6		レンガ縁石	第 3 編 3-2-3-5 縁石工	53
		7		木縁石	第 3 編 3-2-3-5 縁石工	53
		8		見切材（仕切材）	第 3 編 3-2-3-5 縁石工	53
		9		石材縁石	第 3 編 3-2-3-5 縁石工	53
		10		縁石高さ調整	第 3 編 3-2-3-5 縁石工	53
	11-4-7-17	1	区画線工	溶融式区画線	第 3 編 3-2-3-9 区画線工	54
		2		ペイント式区画線	第 3 編 3-2-3-9 区画線工	54
		3		区画線消去	第 3 編 3-2-3-9 区画線工	54
		4		区画線消去（ＷＪ式日当施工量未満）	第 3 編 3-2-3-9 区画線工	54
	11-4-7-18	1	階段工	コンクリート階段	第 3 編 3-2-3-22 階段工	61
		2		コンクリートブロック階段	第 3 編 3-2-3-22 階段工	61
		3		丸太階段	第 3 編 3-2-3-22 階段工	61
		4		擬木階段	第 3 編 3-2-3-22 階段工	61
		5		石材階段	第 3 編 3-2-3-22 階段工	61
		6		階段高さ調整		237
	11-4-7-19	1	公園橋工	公園橋橋台		237
		2		公園橋設置		237
		3		八ッ橋		237
		4		石橋橋台		237
		5		石橋設置		237
		6		木橋橋台		237
		7		木橋設置		237

【第 11 編　公園緑地編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第 7 節　園路広場整備工	11-4-7-19	8	公園橋工	浮き桟橋		237
	11-4-7-20	1	デッキ工	デッキ基礎		238
		2		デッキ設置		238
	11-4-7-23		植樹ブロック工		第 3 編 3-2-3-5 縁石工	53
第 8 節　修景施設整備工	11-4-8-5	1	袖垣・垣根工	袖垣		238
		2		垣根		238
	11-4-8-7	1	トレリス工	トレリス		238
		2		緑化フェンス		238
	11-4-8-8	1	モニュメント工	モニュメント		239
		2		記念碑		239
	11-4-8-9	1	小規模水景施設工	流れ		239
		2		滝		239
		3		池		239
		4		州浜		240
		5		壁泉		240
		6		カスケード		240
		7		カナール		240
第 9 節　遊戯施設整備工	11-4-9-3	1	遊具組立設置工	ブランコ		241
		2		ジャングルジム		241
		3		滑台		241
		4		シーソー		241
		5		鉄棒		241
		6		ラダー		242
		7		はん登棒		242
		8		スプリング遊具		242
		9		複合遊具		242
		10		アスレチック遊具		242
		11		健康遊具施設		243
	11-4-9-4	1	小規模現場打遊具工	砂場		243
		2		現場打遊具		243
		3		徒渉池		243
第 10 節 サービス施設整備工	11-4-10-3		時計台工	時計台		244
	11-4-10-4		水飲み場工	水飲み場		244
	11-4-10-6	1	テーブル・ベンチ工	ベンチ		244
		2		縁台		244
		3		テーブル		244
		4		スツール		244
		5		野外卓		244
	11-4-10-8		炊事場工	炊事場		244
第 11 節 管理施設整備工	11-4-11-3		リサイクル施設工	リサイクル施設基盤		245
	11-4-11-5	1	ごみ施設工	くず入れ		245
		2		吸殻入れ		245
	11-4-11-6		井戸工	手押しポンプ		245

【第 11 編　公園緑地編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第 11 節 管理施設整備工	11-4-11-7	1	門扉工	門壁		245
		2		門柱		245
		3		門扉		245
	11-4-11-8	1	柵工	フェンス		245
		2		柵		245
		3		手すり		245
		4		転落（横断）防止柵		245
		5		ガードレール		245
		6		ガードケーブル		245
		7		ガードパイプ		245
	11-4-11-9	1	車止め工	車止め		246
		2		車止めポスト		246
		3		車椅子ゲート		246
第 12 節 建築施設組立設置工	11-4-12-3		四阿工	四阿基礎		246
第 5 章 グラウンド・コート整備						
第 3 節　グラウンド・コート舗装工	11-5-3-4	1	グラウンド・コート用舗装工	下層路盤		247
		2		上層路盤		247
		3		中層		247
	11-5-3-4	4	グラウンド・コート用舗装工	表層		248
		5		クレー舗装		249
		6		アンツーカー舗装		249
		7		天然芝舗装		250
		8		人工芝舗装		251
		9		全天候型舗装（樹脂系）		252
		10		全天候型舗装（アスファルト系）		252
	11-5-3-5	1	グラウンド・コート縁石工	コンクリート縁石	第 3 編 3-2-3-5 縁石工	53
		2		舗装止め	第 3 編 3-2-3-5 縁石工	53
		3		見切材（仕切材）	第 3 編 3-2-3-5 縁石工	53
		4		内圏縁石	第 3 編 3-2-3-5 縁石工	53
第 4 節　スタンド整備工	11-5-4-3		スタンド擁壁工	スタンド擁壁		253
	11-5-4-4	1	ベンチ工	スタンドベンチ		253
		2		現場打ベンチ		253
第 5 節　グラウンド・コート施設整備工	11-5-5-3		ダッグアウト工	ダッグアウト基礎		253
	11-5-5-6	1	競技施設工	ファールポール		254
		2		ポスト		254
		3		ゴールポスト		254
		4		支柱台		254
		5		スポーツサークル		254
		6		跳躍箱		254
		7		踏切板		254
		8		塁ベース基礎		254

【第 11 編　公園緑地編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第 6 章　自然育成						
第 3 節　自然育成施設工	11-6-3-3		自然育成盛土工	蒔き出し		254
	11-6-3-4	1	自然水路工	遮水・止水シート		255
		3		ごろた石積		255
		4		崩れ積		255
		5		砂・礫敷		255
	11-6-3-5		水田工	遮水・止水シート		255
	11-6-3-10	1	しがらみ柵工	しがらみ柵		255
	11-6-3-11	1	自然育成型護岸工	石積	第 3 編 3-2-5-5 石積（張）工	72
		2		石張	第 3 編 3-2-5-5 石積（張）工	72
		3		雑割石積	第 3 編 3-2-5-5 石積（張）工	72
		4		かごマット	第 3 編 3-2-3-26-2 多自然型護岸工	62
		5		種子散布	第 3 編 3-2-14-2-1 植生工	164
		6		公園張芝	第 3 編 3-2-14-2-1 植生工	164
		7		公園筋芝	第 3 編 3-2-14-2-1 植生工	164
		8		公園市松芝	第 3 編 3-2-14-2-1 植生工	164
	11-6-3-12		保護柵工	保護柵		256
	11-6-3-13		解説板工	解説板		256
	11-6-3-16	1	自然育成型護岸基礎工	現場打基礎	第 3 編 3-2-4-3-1 基礎工（護岸）	67
	11-6-3-17	1	沈床工	粗朶沈床	第 3 編 3-2-3-18 沈床工	60
		2		袋詰玉石	第 3 編 3-2-3-18 沈床工	60
		3		吸出し防止材	第 3 編 3-2-3-18 沈床工	60
		4		粗朶単床	第 3 編 3-2-3-18 沈床工	60
	11-6-3-18	1	捨石工	捨石	第 3 編 3-2-3-19 捨石工	60
		2		表面均し	第 3 編 3-2-3-19 捨石工	60
		3		吸出し防止材	第 3 編 3-2-3-19 捨石工	60
第 4 節　自然育成植栽工	11-6-4-5	15	林地育成工	下刈り		256

【第 12 編　下水道編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第 1 章 管路						
第 3 節　管きょ工（開削）	12-1-3-3		管路埋戻			257
			管布設	自然流下管		257
	12-1-3-4		矩形渠	プレキャスト		258
			圧送管			258
	12-1-3-5		砂基礎			258
			砕石基礎			259
			コンクリート基礎			259
	12-1-3-6		現場打水路			259
	12-1-3-7		鋼矢板土留			260
第 4 節　管きょ工（小口径推進）	12-1-4-3		推進工			260
	12-1-4-4		空伏工			261
第 5 節　管きょ工（推進）	12-1-5-3		推進工			260
	12-1-5-4		空伏工			261
第 6 節　管きょ工（シールド）	12-1-6-3		掘進工			261
	12-1-6-4		二次覆工			262
第 7 節　管きょ更生工	12-1-7-3		反転・形成工法			262
			製管工法			262
第 8 節　マンホール工	12-1-8-3		現場打ちマンホール工			263
			マンホール基礎工			263
	12-1-8-4		組立マンホール工			263
	12-1-8-5		小型マンホール工			264
第 9 節　特殊マンホール工	12-1-9-4		現場打ち特殊人孔			264
	12-1-9		伏せ越し室・雨水吐室			265
			伏せ越し管			265
	12-1-9		越流堰	雨水吐室		266
			中継ポンプ施設			266
第 13 節 立坑工	12-1-13-4		立抗工			267
	12-1-13		立坑土工			267
処理場・ポンプ場						
本体築造工	躯体工		池・槽の主要構造物			268
			池・槽の付属構造物			268
			開口部			269
			ゲート用開口部			269
			可動せき用開口部			269
	越流堰板工		越流堰			270
	越流樋工		流出トラフ			270
場内管路工	管布設工		流入渠・流出渠			270

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	
1 共通編	2 土工	3 河川土工・海岸土工・砂防土工	2	1	掘削工	基準高 ▽		±50	
						法長 ℓ	ℓ＜5m	－200	
							ℓ≧5m	法長－4%	
						延長		-200	
1 共通編	2 土工	3 河川土工・海岸土工・砂防土工	2	2	掘削工（面管理の場合）			平均値	個々の計測値
						平場	標高較差	±50	±150
						法面（小段含む）	水平または標高較差	±70	±160
						法面（軟岩Ⅰ）（小段含む）	水平または標高較差	±70	±330

測定基準	測定箇所	摘要
施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。 基準高は掘削部の両端で測定。	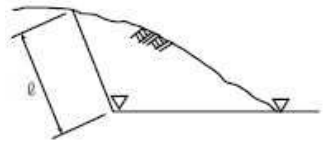	
１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±50㎜が含まれている。 ３．計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．法肩、法尻から水平方向に±５cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±５cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 ５．評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	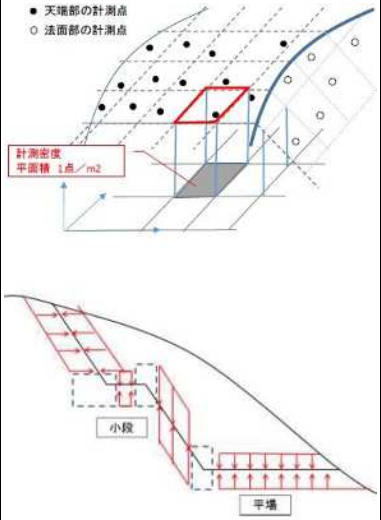	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	
1 共通編	2 土工	3 河川土工・海岸土工・砂防土工	2	3	掘削工 （水中部） （面管理の場合）			平均値	個々の計測値
						平場	標高較差	±50	±300
						法面 （小段含む）	水平 または 標高較差	±70	±300

測定基準	測定箇所	摘要
1．3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±100㎜が含まれている。 3．計測は平場面と法面の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値		測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 土工	3 河川土工・海岸土工・砂防土工	3	1	盛土工	基準高 ▽		−50		施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 基準高は各法肩で測定。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。 基準高は各法肩で測定。	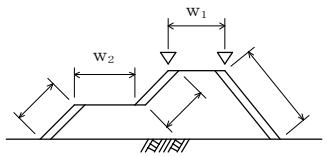	
						法長 ℓ	ℓ＜5m	−100				
							ℓ≧5m	法長−2%				
						幅 w1, w2		−100				
						延長		-200				
1 共通編	2 土工	3 河川土工・海岸土工・砂防土工	3	2	盛土工 （面管理の場合）			平均値	個々の計測値	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±50mm が含まれている。 ３．計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．法肩、法尻から水平方向に±５cm 以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 ５．評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	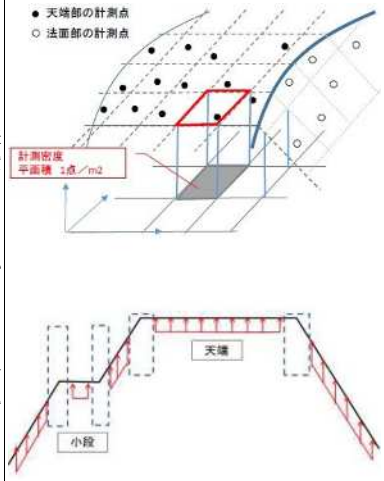	
						天端	標高較差	-50	-150			
						法面 4割＜勾配	標高較差	-50	-170			
						法面 4割≧勾配 (小段含む)	標高較差	-60	-170			
						※ただし、ここでの勾配は、鉛直方向の長さ 1 に対する、水平方向の長さ X を X 割としたもの						

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 土工	3 河川土工・海岸土工・砂防土工	4		盛土補強工 （補強土（テールアルメ）壁工法） （多数アンカー式補強土工法） （ジオテキスタイルを用いた補強土工法）	基準高 ▽		－50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	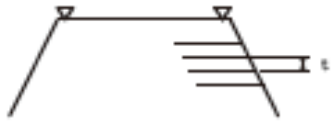	
						厚さ t		－50			
						控え長さ		設計値以上			
1 共通編	2 土工	3 河川土工・海岸土工・砂防土工	5		法面整形工 （盛土部）	厚さ t		※－30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所、法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	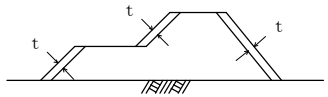	
1 共通編	2 土工	3 河川土工・海岸土工・砂防土工	6		堤防天端工	厚さ t	t ＜15cm	－25	幅は、施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 厚さは、施工延長 200mにつき１ヶ所、200m以下は２ヶ所、中央で測定。	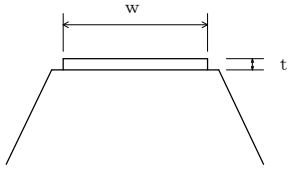	
							t ≧15cm	－50			
						幅 w		－100			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 土工	3 河川土工・海岸土工・砂防土工			川幅（両岸土羽の場合）	延長（川幅 50m 以上）	-300	施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	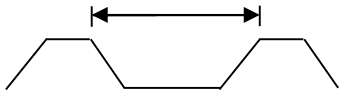	
						延長（川幅 50m 未満）	-200			
					川幅（両護岸または片護岸）	延長（川幅 50m 以上）	-200	施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	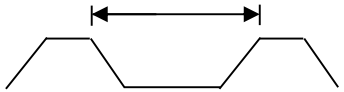	
						延長（川幅 50m 未満）	-100			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2	1	掘削工	基準高 ▽		±50	
						法長 ℓ	ℓ＜5m	－200	
							ℓ≧5m	法長－4%	
						幅	w	－100	
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2	2	掘削工（面管理の場合）			平均値	個々の計測値
						平場	標高較差	±50	±150
						法面（小段含む）	水平または標高較差	±70	±160
						法面（軟岩Ⅰ）（小段含む）	水平または標高較差	±70	±330

測定基準	測定箇所	摘要
施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。	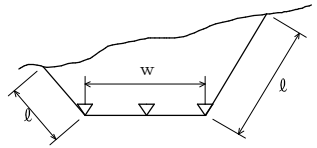	
１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±50㎜ が含まれている。 ３．計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．法肩、法尻から水平方向に±５㎝ 以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±５㎝ 以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 ５．評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	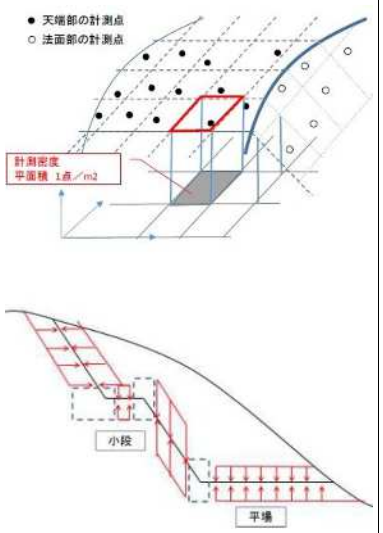	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	
1 共通編	2 土工	4 道路土工	3 4	1 1	路体盛土工 路床盛土工	基準高 ▽		±50	
						法長 ℓ	ℓ＜5m	－100	
							ℓ≧5m	法長－2%	
						幅	w_1, w_2	－100	
1 共通編	2 土工	4 道路土工	3 4	2 2	路体盛土工 (面管理の場合) 路床盛土工 (面管理の場合)			平均値	個々の計測値
						天端	標高較差	±50	±150
						法面 (小段含む)	標高較差	±80	±190

測定基準	測定箇所	摘要
施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。	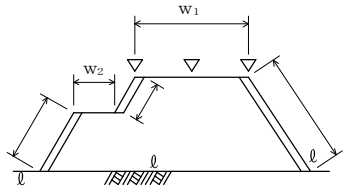	
１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±50mm が含まれている。 ３．計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．法肩、法尻から水平方向に± 5cm 以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 ５．評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	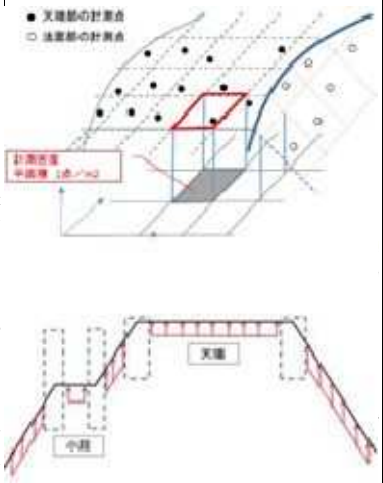	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
1 共通編	2 土工	4 道路土工	5		法面整形工 （盛土部）	厚さ t	※－30	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。	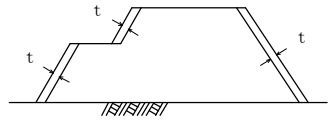	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
無筋・鉄筋コンクリート工	3 共通編	7 鉄筋工	4		組立て	平均間隔 d	±φ	$d=\frac{D}{n-1}$ D：n本間の延長 n：10本程度とする φ：鉄筋径 工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で一箇所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準示方書（設計編：標準7編2章2.1）参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編5.2）による。 ※重要構造物かつ主鉄筋について適用する ※橋梁コンクリート床版桁（ＰＣ橋含む）の鉄筋については、第3編3-2-18-2床版工を適用する。 ※新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25m2以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。	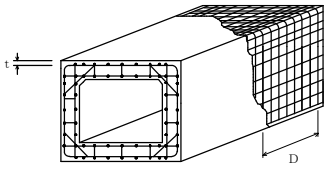	
						かぶり i	設計かぶり±φかつ 最小かぶり 以上		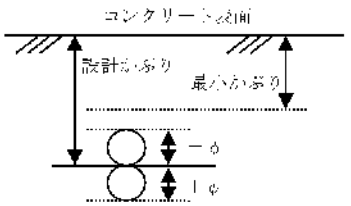 ※かぶりとは、鉄筋の最外縁からコンクリート表面までの距離をいう	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	4		矢板工〔指定仮設・任意仮設は除く〕 （鋼矢板） （軽量鋼矢板） （コンクリート矢板） （広幅型鋼矢板） （可とう鋼矢板）	基準高 ▽		±50	基準高は施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 変位は、施工延長 20m（測点間隔 25m の場合は 25m）につき１ヶ所、延長 20m（または 25m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	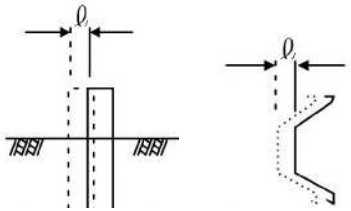	
						根入長		設計値以上			
						変位 ℓ		100			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	5		縁石工 （縁石・アスカーブ）	延長 L		−200	１ヶ所／１施工箇所 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	6		小型標識工	設置高さ H		設計値以上	１ヶ所／１基 基礎１基毎 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	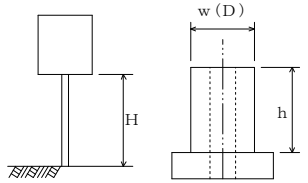	
						基礎	幅 w （D）	−30			
						基礎	高さ h	−30			
						基礎	根入長	設計値以上			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	7		防止柵工 （立入防止柵） （転落（横断）防止柵） （車止めポスト）	基礎	幅 w	−30	単独基礎 10 基につき１基、10 基以下のものは２基測定。測定箇所は１基につき１ヶ所測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	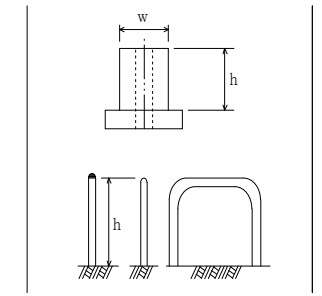	
						基礎	高さ h	−30			
						パイプ取付高 H		＋30 −20	１ヶ所／１施工箇所 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	8	1	路側防護柵工（ガードレール）	基礎	幅 w	−30	1ヶ所／施工延長 40m 40m以下のものは、2ヶ所／1施工箇所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	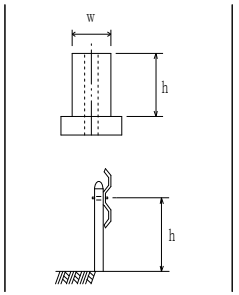	
							高 さ h	−30			
						ビーム取付高 H		＋30 −20	1ヶ所／1施工箇所 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	8	2	路側防護柵工（ガードケーブル）	基礎	幅 w	−30	1ヶ所／1基礎毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	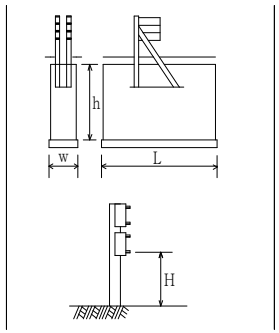	※ワイヤロープ式防護柵にも適用する
							高 さ h	−30			
							延 長 L	−100			
						ケーブル取付高 H		＋30 −20	1ヶ所／1施工箇所 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	9		区画線工	厚 さ t (溶融式のみ)		設計値以上	各線種毎に、1ヶ所テストピースにより測定。		
						幅 w		設計値以上			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	10		道路付属物工 （視線誘導標） （距離標）	高さ h	±30	1ヶ所／10本 10本以下の場合は、2ヶ所測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	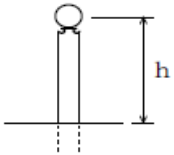	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	11		コンクリート面塗装工	塗料使用量	鋼道路橋防食便覧 Ⅱ－82「表－Ⅱ．5．5 各塗料の標準使用量と標準膜厚」の標準使用量以上。	塗装系ごとの塗装面積を算出・照査して、各塗料の必要量を求め、塗布作業の開始前に搬入量（充缶数）と、塗布作業終了時に使用量（空缶数）を確認し、各々必要量以上であることを確認する。1ロットの大きさは 500 ㎡とする。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	12	1	プレテンション桁製作工（購入工） （けた橋）	桁長 L	±L/1000	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JIS マーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行する JIS に基づく試験成績表に替えることができる。	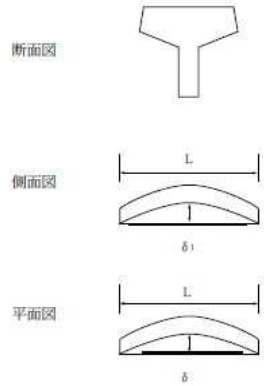	
						断面の外形寸法	±5			
						橋桁のそり δ_1	±8			
						横方向の曲がり δ_2	±10			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	12	2	プレテンション桁製作工（購入工） （スラブ桁）	桁長 L(m)	±10… L≦10m ±L/1000 …L＞10m	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JIS マーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行する JIS に基づく試験成績表に替えることができる。	断面図 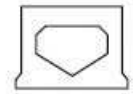 側面図 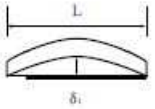 平面図 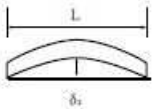	
						断面の外形寸法	±5			
						橋桁のそり δ_1	±8			
						横方向の曲がり δ_2	±10			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	13		ポストテンション桁製作工	幅（上） w_1	＋10 －5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の３ヶ所とする。 なお、JIS マーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行する JIS に基づく試験成績表に替えることができる。 ℓ：支間長（m）	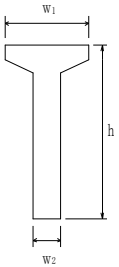	
						幅（下） w_2	±5			
						高さ h	＋10 －5			
						桁長 支間長 ℓ	ℓ＜15…±10 ℓ≧15… ±（ℓ－5） かつ−30㎜以内			
						横方向最大タワミ	0.8ℓ			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	14	1	プレキャストセグメント桁製作工（購入工）	桁　長 ℓ	—	桁全数について測定。桁断面寸法測定箇所は、図面の寸法表示箇所で測定。		
						断面の外形寸法（mm）	—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	14	2	プレキャストセグメント主桁組立工	桁　長 ℓ スパン長	ℓ＜15…±10 ℓ≧15…±（ℓ－5） かつ －30㎜以内	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の３ヶ所とする。 ℓ：スパン長		
						横方向最大タワミ	0.8ℓ			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	15		ＰＣホロースラブ製作工	基準高	±20	桁全数について測定。 基準高は、１径間当たり２ヶ所（支点付近）で１ヶ所当たり両端と中央部の３点、幅及び厚さは１径間当たり両端と中央部の３ヶ所。 ※鉄筋の出来型管理基準については、第３編 3-2-18-2 床版工に準ずる。 ℓ：桁長	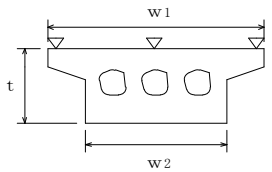	
						幅 w_1, w_2	−5～＋30			
						厚さ t	−10～＋20			
						桁長 ℓ	ℓ＜15…±10 ℓ≧15… ±（ℓ−5） かつ −30㎜以内			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	16	1	ＰＣ箱桁製作工	基準高	±20	桁全数について測定。 基準高は、１径間当たり２ヶ所（支点付近）で１箇所当たり両端と中央部の３点、幅及び厚さは１径間当たり両端と中央部の３ヶ所。 ※鉄筋の出来型管理基準については、第３編 3-2-18-2 床版工に準ずる。 ℓ：桁長	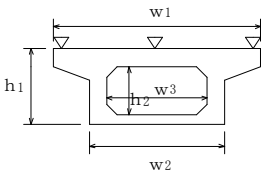	
						幅（上） w_1	−5～＋30			
						幅（下） w_2	−5～＋30			
						内空幅 w_3	±5			
						高さ h_1	＋10 −5			
						内空高さ h_2	＋10 −5			
						桁長 ℓ	ℓ＜15…±10 ℓ≧15…±（ℓ−5） かつ −30㎜以内			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	16	2	ＰＣ押出し箱桁製作工	幅　（上）　w_1	－5～＋30	桁全数について測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の３ヶ所とする。 ※鉄筋の出来型管理基準については、第３編 3-2-18-2 床版工に準ずる。 ℓ：桁長（m）	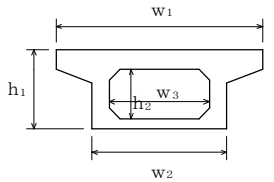	
						幅　（下）　w_2	－5～＋30			
						内空幅　w_3	±5			
						高　　さ　h_1	＋10 －5			
						内空高さ　　h_2	＋10 －5			
						桁　　長　ℓ	ℓ＜15…±10 ℓ≧15… ±（ℓ－5） かつ－30㎜以内			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	17		根固めブロック工	層積	基準高▽	±100	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	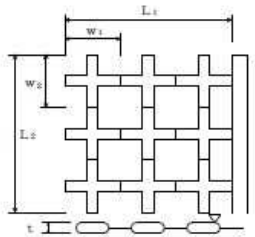	
							厚さ	−20	幅、厚さは 40 個につき１箇所測定。		
							幅 w1，w2	−20			
							延長 L1,L2	−200	１施工箇所毎		
						乱積	基準高▽	±t/2	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	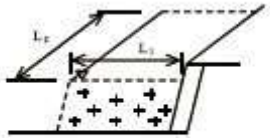 t は根固めブロックの高さ	
							延長 L1,L2	−t/2	1 施工箇所毎		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	18		沈床工	基準高▽		±150	１組毎	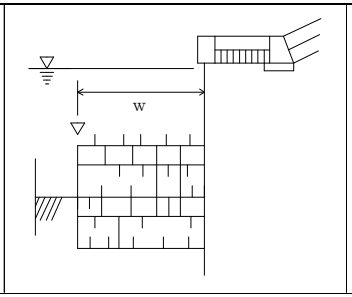	
						幅	w	±300			
						延長	L	−200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	19		捨石工	基準高▽		−100	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	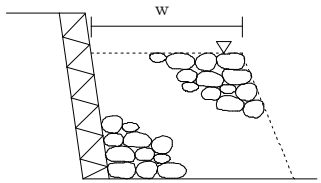	
						幅	w	−100			
						延長	L	−200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	22		階段工	幅 w	−30	1回／1施工箇所	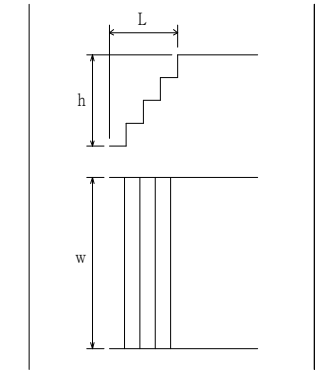	
						高さ h	−30			
						長さ L	−30			
						段数	±0段			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	24	1	伸縮装置工（ゴムジョイント）	据付け高さ	±3	高さについては車道端部及び中央部付近の3点を測定。 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直接定規で測って凹凸が3mm以下	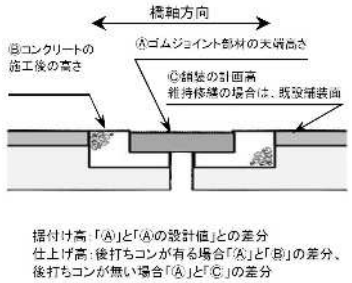	
						表面の凹凸	3			
						仕上げ高さ	舗装面に対し0〜−2			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	24	2	伸縮装置工（鋼製フィンガージョイント）	高さ 据付け高さ	±3	高さについては車道端部、中央部において橋軸方向に各3点計9点。 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下 歯咬み合い部は車道端部、中央部の計3点。	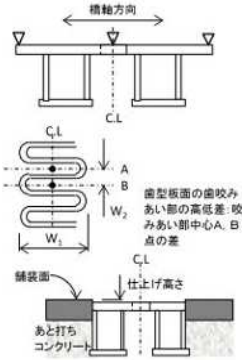	
						高さ 橋軸方向各点誤差の相対差	3			
						表面の凹凸	3			
						歯型板面の歯咬み合い部の高低差	2			
						歯咬み合い部の縦方向間隔	±2			
						歯咬み合い部の横方向間隔	±5			
						仕上げ高さ	舗装面に対し0〜−2			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測　定　項　目	規　格　値	測　定　基　準	測　定　箇　所	摘　要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	24	3	伸縮装置工 （埋設型ジョイント）	表面の凹凸	3	高さについては車道端部及び中央部付近の 3 点を測定。 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に 3m の直線定規で測って凹凸が 3mm 以下	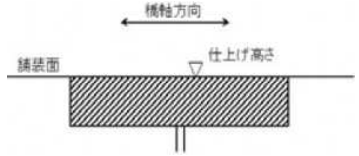	
						仕上げ高さ	舗装面に対し 0～+3			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	26	1	多自然型護岸工 （巨石張り） （巨石積み）	基　準　高　▽	±500	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。	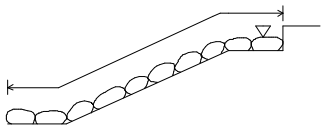	
						法　　長　ℓ	－200			
						延　　長　L	－200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	26	2	多自然型護岸工 （かごマット）	法　　長　ℓ	－100	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。	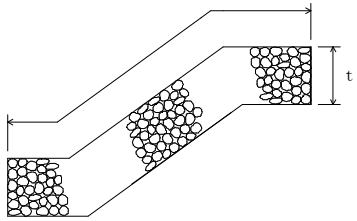	
						厚　　さ　t	－0.2 t			
						延　　長　L	－200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	27	1	羽口工 （じゃかご）	法長 ℓ　ℓ＜3m	−50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	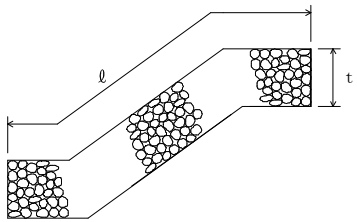	
						ℓ　ℓ≧3m	−100			
						厚さ t	−50			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	27	2	羽口工 （ふとんかご） （かご枠）	高さ h	−100	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	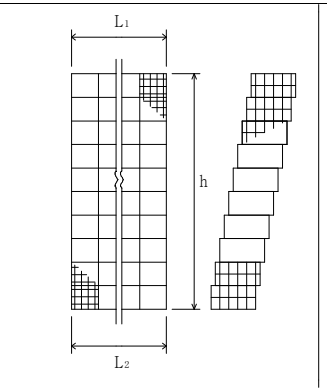	
						延長 L_1, L_2	−200			
						基準高	-100			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	28		ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｶﾙﾊﾞｰﾄ工 （ﾌﾟﾚｷｬｽﾄﾎﾞｯｸｽ工） （ﾌﾟﾚｷｬｽﾄﾊﾟｲﾌﾟ工）	基準高 ▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 ※印は、現場打部分のある場合 １施工箇所毎	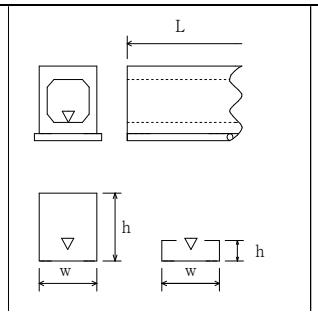	
						※幅 w	−50			
						※高さ h	−30			
						延長 L	−200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	29	1	側溝工 （プレキャストU型側溝） （L型側溝工） （自由勾配側溝） （管渠）	基準高 ▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 厚さ以外の測定項目については、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	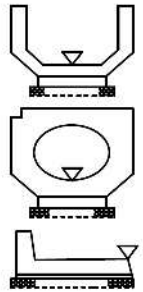	
						延長 L	－200	１ヶ所／１施工箇所 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	29	2	側溝工 （場所打水路工）	基準高 ▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 厚さ以外の測定項目については、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	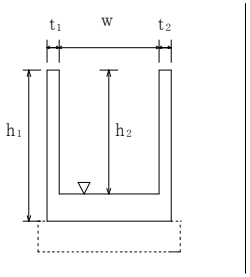	
						厚さ t_1, t_2	－20			
						幅 w	－30			
						高さ h_1, h_2	－30			
						延長 L	－200	１施工箇所毎 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	29	3	側溝工 （暗渠工）	基準高 ▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	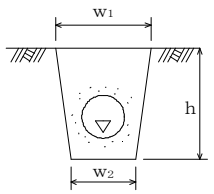	
						幅 w_1, w_2	－50			
						深さ L	－30			
						延長 L	－200	１施工箇所毎 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	30		集水桝工	基準高 ▽	±30	1ヶ所毎 ※は現場打部分のある場合 厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	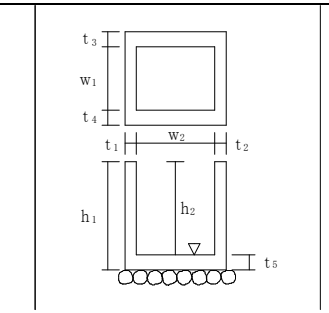	
						※厚さ t_1～t_5	−20			
						※幅 w_1, w_2	−30			
						※高さ h_1, h_2	−30			
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種	31		現場塗装工	塗膜厚	a．ロットの塗膜厚の平均値は目標塗膜厚合計値の90%以上。 b．測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c．測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	塗装終了時に測定。 1ロットの大きさは、500 ㎡とする。 1ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が200 ㎡に満たない場合は10 ㎡ごとに1点とする。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通的工種			道路・河川・橋梁・トンネル等の発注者が指定する工種	道路中心点	±25 【x 軸，Y 軸 とも±25】	主要測点及び曲線要素点等		「秋田県公共測量作業規程」「秋田県土地区画整理事業測量作業規程」「秋田県土地改良事業測量作業規程」に基づき実施し、設計図書が作成された工事とする。
						河川中心点	±25 【x 軸，Y 軸 とも±25】			
					橋梁下部等の発注者が指定する工種	構造中心線（点）及び主要点	±50 【x 軸，Y 軸 とも±50】	各構造物の構造中心線（点）及び主要点等		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	1		一般事項 (切込砂利) (砕石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅 w	設計値以上	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	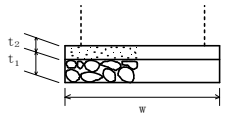	
						厚さ t_1，t_2	−30			
						延長 L	各構造物の規格値による			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	3	1	基礎工（護岸） （現場打）	基準高 ▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは１施工ヶ所につき２箇所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	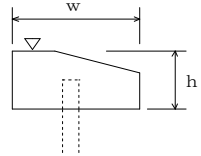	
						幅 w	−30			
						高さ h	−30			
						延長 L	−200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	3	2	基礎工（護岸） （プレキャスト）	基準高 ▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	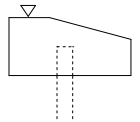	
						延長 L	−200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	4	1	既製杭工 （既製コンクリート杭） （鋼管杭） （H鋼杭）	基準高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の２方向で測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	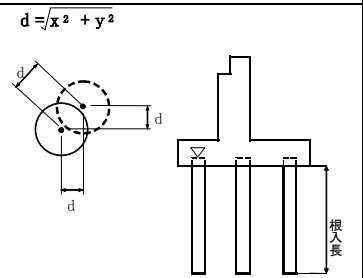	
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	D/4 以内かつ 100 以内			
						傾斜	1/100 以内			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	4	2	既製杭工 （鋼管ソイルセメント杭）	基準高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	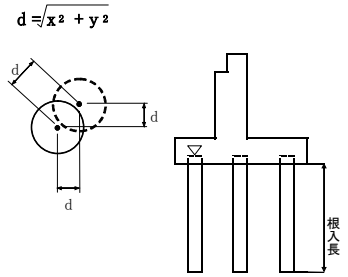	
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	D/4 以内かつ 100 以内			
						傾斜	1/100 以内			
						杭径	設計値以上			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	5		場所打杭工	基準高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の２方向で測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	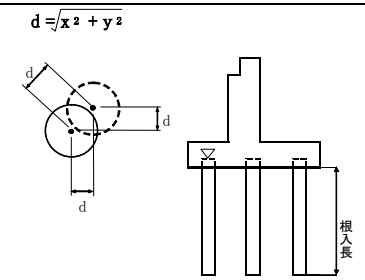	
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	100 以内			
						傾斜	1/100 以内			
						杭径	設計径（公称径）-30 以上			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	6		深礎工	基準高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の２方向で測定。 ※ライナープレートの場合はその内径、補強リングを必要とする場合は補強リングの内径とし、モルタルライニングの場合はモルタル等の土留め構造の内径にて測定。	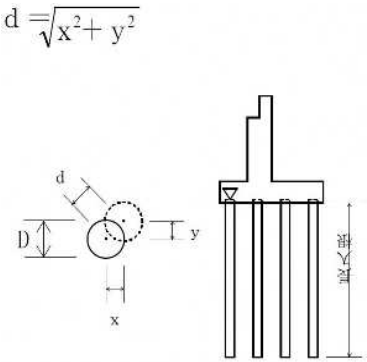	
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	150 以内			
						傾斜	1/50 以内			
						基礎径 D	設計径（公称径）以上※			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	7		オープンケーソン基礎工	基準高 ▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d=\sqrt{x^2+y^2}$ 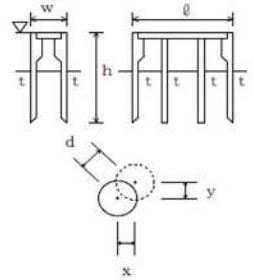	
						ケーソンの長さ ℓ	−50			
						ケーソンの幅 w	−50			
						ケーソンの高さ h	−100			
						ケーソンの壁厚 t	−20			
						偏心量 d	300 以内			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	8		ニューマチックケーソン基礎工	基準高 ▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d=\sqrt{x^2+y^2}$ 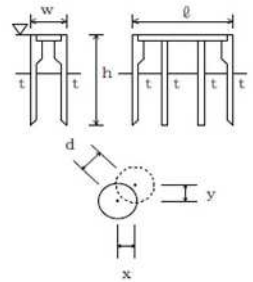	
						ケーソンの長さ ℓ	−50			
						ケーソンの幅 w	−50			
						ケーソンの高さ h	−100			
						ケーソンの壁厚 t	−20			
						偏心量 d	300 以内			
3 土木工事共通編	2 一般施工	4 基礎工	9		鋼管矢板基礎工	基準高 ▽	±100	基準高は、全数を測定。 偏心量は、１基ごとに測定。	$d=\sqrt{x^2+y^2}$ 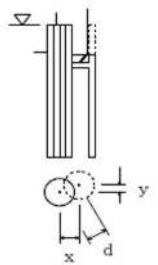	
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	300 以内			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック張工	3	1	コンクリートブロック工（コンクリートブロック積）（コンクリートブロック張り）	基準高 ▽		±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。厚さは上端部及び下端部の２ヶ所を測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	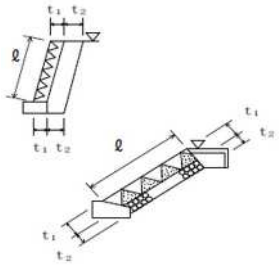	
						法長 ℓ	ℓ＜3m	−50			
							ℓ≧3m	−100			
						厚さ（ブロック積張）t_1		−50			
						厚さ（裏込）t_2		−50			
						延長 L		−200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック張工	3	2	コンクリートブロック工（連節ブロック張り）	基準高 ▽		±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	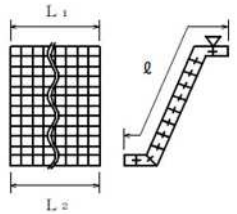	
						法長 ℓ		−100			
						延長 L_1, L_2		−200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック張工	3	3	コンクリートブロック工（天端保護ブロック）	基準高 ▽		±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	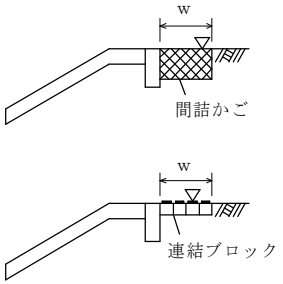	
						幅	w	−100			
						延長 L		−200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積張	4		緑化ブロック工	基準高 ▽		±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。厚さは上端部及び下端部の２ヶ所を測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	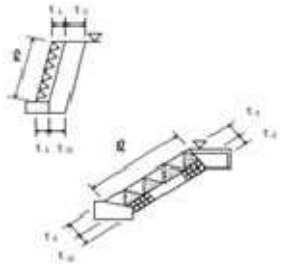	
						法長 ℓ	ℓ＜3m	−50			
							ℓ≧3m	−100			
						厚さ（ブロック） t_1		−50			
						厚さ（裏込） t_2		−50			
						延長 L		−200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積張	5		石積（張）工	基準高 ▽		±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。厚さは上端部及び下端部の２ヶ所を測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	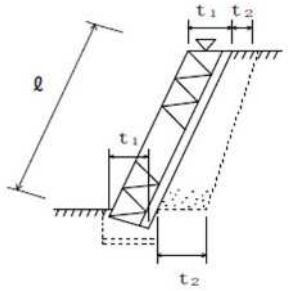	
						法長 ℓ	ℓ＜3m	−50			
							ℓ≧3m	−100			
						厚さ（石積・張） t_1		−50			
						厚さ（裏込） t_2		−50			
						延長 L		−200			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	6	4	橋面防水工（シート系床版防水層）	シートの重ね幅	−20〜+50	標準重ね幅 100㎜ に対し、1 施工箇所毎に目視と測定により全面を確認		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	1	アスファルト舗装工（下層路盤工）	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長 40ｍ毎に１ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線 200ｍ毎に１ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長 80ｍ毎に１ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が 2,000m2 以上の場合。 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積が 2,000m2 未満 ○厚さは、個々の測定値が 10 個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータが 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						厚　さ	−45	−45	−15	−15			
						幅	−50	−50	—	—			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	2	アスファルト舗装工（下層路盤工） （面管理の場合）	基準高▽	±90	±90	+40 −15	+50 −15	1．3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m2以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m2未満	
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 −15	+50 −15			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	3	アスファルト舗装工（上層路盤工）粒度調整路盤工	厚さ	−25	−30	−8	−10	幅は、延長 80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは各車線 200m毎に１ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が 2,000m2 以上の場合。 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積が 2,000m2 未満 ○厚さは、個々の測定値が 10 個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータが 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						幅	−50	−50	—	—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	4	アスファルト舗装工（上層路盤工） 粒度調整路盤工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が 2,000m2 以上の場合。 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積が 2,000m2 未満	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	5	アスファルト舗装工（上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工	厚さ	−25	−30	−8	−10	幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 ㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000m2 以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000m2 未満 ○厚さは、個々の測定値が 10 個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータが 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						幅	−50	−50	—	—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	6	アスファルト舗装工（上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	−54	−63	−8	−10	1．3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m2以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m2未満	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	7	アスファルト舗装工（加熱アスファルト安定処理工）	厚さ	−15	−20	−5	−7	幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 ㎡に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000m2 以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000m2 未満 ○厚さは、個々の測定値が 10 個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータが 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						幅	−50	−50	—	—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	8	アスファルト舗装工（加熱アスファルト安定処理工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1．3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m2以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m2未満	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	9	アスファルト舗装工（基層工）	厚さ	－9	－12	－3	-4	幅は、延長 80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000 ㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が 2,000m2 以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が 500t 以上の場合。 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積が 2,000m2 未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が 500t 未満(コンクリートでは 400m3 未満) ○厚さは、個々の測定値が 10 個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータが 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						幅	－25	－25	—	—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）＊面管理の場合は測定値の平均	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	10	アスファルト舗装工（基層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	−20	−25	−3	-4

測定基準	測定箇所	摘要
1．3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000m2 以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が 500t 以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000m2 未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が 500t 未満(コンクリートでは 400m3 未満)	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	11	アスファルト舗装工（表層工）	厚さ	－7	－9	－2	－3	幅は、延長 80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000 ㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が 2,000m2 以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が 500t 以上の場合。 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積が 2,000m2 未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が 500t 未満(コンクリートでは 400m3 未満) ○厚さは、個々の測定値が 10 個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータが 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	－25	－25	—	—			
						平坦性	—		3m ﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ（σ）2.4mm 以下直読式(足付き)（σ）1.75mm 以下				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	12	アスファルト舗装工（表層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	−17	−20	−2	−3	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が 2,000m2 以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が 500t 以上の場合。 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積が 2,000m2 未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が 500t 未満(コンクリートでは 400m3 未満) 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						平坦性	—		3mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ（σ）2.4mm 以下直読式(足付き)（σ）1.75mm 以下				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	1	半たわみ性舗装工（下層路盤工）	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長 40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線 200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000m2 以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000m2 未満 ○厚さは、個々の測定値が 10 個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータが 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						厚さ	−45	−45	−15	−15			
						幅	−50	−50	—	—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	2	半たわみ性舗装工（下層路盤工） （面管理の場合）	基準高▽	±90	±90	+40 −15	+50 −15	1．3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000m2 以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000m2 未満	
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 −15	+50 −15			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	3	半たわみ性舗装工（上層路盤工） 粒度調整路盤工	厚さ	−25	−30	−8	−10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線 200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000m2 以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000m2 未満 ○厚さは、個々の測定値が 10 個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータが 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						幅	−50	−50	—	—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	4	半たわみ性舗装工（上層路盤工） 粒度調整路盤工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1．3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m2以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m2未満	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）＊面管理の場合は測定値の平均	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	5	半たわみ性舗装工（上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工	厚さ	－25	－30	－8	－10
						幅	－50	－50	—	—

測定基準	測定箇所	摘要
幅は、延長 80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1000 ㎡に１個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が 2,000m2 以上の場合。 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積が 2,000m2 未満 ○厚さは、個々の測定値が 10 個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータが 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）＊面管理の場合は測定値の平均	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	6	半たわみ性舗装工（上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10

測定基準	測定箇所	摘要
1．3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m2以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m2未満	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）＊面管理の場合は測定値の平均	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	7	半たわみ性舗装工（加熱アスファルト安定処理工）	厚さ	−15	−20	−5	−7
						幅	−50	−50	—	—

測定基準	測定箇所	摘要
幅は、延長 80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1000 ㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が 2,000m2 以上の場合。 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積が 2,000m2 未満 ○厚さは、個々の測定値が 10 個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータが 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）＊面管理の場合は測定値の平均	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	8	半たわみ性舗装工（加熱アスファルト安定処理工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7

測定基準	測定箇所	摘要
1．3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m2以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m2未満	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）＊面管理の場合は測定値の平均	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	9	半たわみ性舗装工（基層工）	厚さ	－9	－12	－3	－4
						幅	－25	－25	—	—

測定基準	測定箇所	摘要
幅は、延長 80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1000 ㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が 2,000m2 以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が 500t 以上の場合。 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積が 2,000m2 未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が 500t 未満(コンクリートでは 400m3 未満) ○厚さは、個々の測定値が 10 個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータが 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）＊面管理の場合は測定値の平均	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	10	半たわみ性舗装工（基層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4

測定基準	測定箇所	摘要
1．3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000m2 以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が 500t 以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000m2 未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が 500t 未満（コンクリートでは 400m3 未満）	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）＊面管理の場合は測定値の平均	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	11	半たわみ性舗装工（表層工）	厚さ	－7	－9	－2	－3
						幅	－25	－25	—	—
						平坦性	—		3mプロフィルメーター（σ）2.4mm以下 直読式（足付き）（σ）1.75mm以下	

測定基準	測定箇所	摘要
幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡毎に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m2以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m2未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t未満（コンクリートでは400m3未満） ○厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータが10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）＊面管理の場合は測定値の平均	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	8	12	半たわみ性舗装工（表層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3
						平坦性	—		3m プロフィルメーター（σ）2.4mm 以下 直読式（足付き）（σ）1.75mm 以下	

測定基準	測定箇所	摘要
1．3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000m2 以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が 500t 以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000m2 未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が 500t 未満（コンクリートでは 400m3 未満） 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	1	排水性舗装工（下層路盤工）	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m2以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m2未満 ○厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータが10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						厚さ	−45	−45	−15	−15			
						幅	−50	−50	—	—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）＊面管理の場合は測定値の平均	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	2	排水性舗装工（下層路盤工） （面管理の場合）	基準高▽	±90	±90	+40 −15	+50 −15
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 −15	+50 −15

測定基準	測定箇所	摘要
1．3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m2以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m2未満	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	3	排水性舗装工（上層路盤工） 粒度調整路盤工	厚さ	−25	−30	−8	−10	幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線 200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000m2 以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000m2 未満 ○厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータが 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						幅	−50	−50	—	—			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	4	排水性舗装工（上層路盤工） 粒度調整路盤工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1．3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m2以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m2未満	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	5	排水性舗装工（上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工	厚さ	−25	−30	−8	−10	幅は、延長 80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1000 ㎡に１個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が 2,000m2 以上の場合。 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積が 2,000m2 未満 ○厚さは、個々の測定値が 10 個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータが 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						幅	−50	−50	—	—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）＊面管理の場合は測定値の平均	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	6	排水性舗装工（上層路盤工）セメント（石灰）安定処理工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10

測定基準	測定箇所	摘要
1．3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m2以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m2未満	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	7	排水性舗装工（加熱アスファルト安定処理工）	厚さ	－15	－20	－5	－7	幅は、延長 80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1000 ㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が 2,000m2 以上の場合。 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積が 2,000m2 未満 ○厚さは、個々の測定値が 10 個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータが 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						幅	－50	－50	—	—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）＊面管理の場合は測定値の平均	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	8	排水性舗装工（加熱アスファルト安定処理工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7

測定基準	測定箇所	摘要
1．3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m2以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が2,000m2未満	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）＊面管理の場合は測定値の平均	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	9	排水性舗装工（基層工）	厚さ	－9	－12	－3	－4
						幅	－25	－25	—	—

測定基準	測定箇所	摘要
幅は、延長 80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1000 ㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が 2,000m2 以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が 500t 以上の場合。 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積が 2,000m2 未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が 500t 未満(コンクリートでは 400m3 未満) ○厚さは、個々の測定値が 10 個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータが 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	10	排水性舗装工（基層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1．3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000m2 以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が 500t 以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000m2 未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が 500t 未満(コンクリートでは 400m3 未満)	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	11	排水性舗装工（表層工）	厚さ	－7	－9	－2	－3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡毎に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000m2 以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000m2 未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t 未満（コンクリートでは 400m3 未満） ○厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータが10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	－25	－25	—	—			
						平坦性	—		3mプロフィルメーター（σ）2.4mm以下 直読式（足付き）（σ）1.75mm以下				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）＊面管理の場合は測定値の平均	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	9	12	排水性舗装工（表層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3
						平坦性	—		3mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ（σ）2.4mm以下 直読式(足付き)（σ）1.75mm以下	

測定基準	測定箇所	摘要
1．3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000m2 以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が 500t 以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000m2 未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が 500t 未満(コンクリートでは 400m3 未満) 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			
							個々の測定値（X）		10 個の測定値の平均（X_{10}）＊面管理の場合は測定値の平均	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	10	1	透水性舗装工（路盤工）	基準高▽	±50		—	—
						厚さ	t＜15cm	-30	-10	-10
							t≧15cm	-45	-15	-15
						幅	-100		—	—

測定基準	測定箇所	摘要
基準高は片側延長 40m 毎に 1 ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長 200m 毎に 1 ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長 80m 毎に 1 ヶ所測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 ※歩道舗装に適用する。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が 2,000m2 以上の場合。 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積が 2,000m2 未満 ○厚さは、個々の測定値が 10 個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータが 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			
							個々の測定値（X）		10 個の測定値の平均（X_{10}）＊面管理の場合は測定値の平均	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	10	2	透水性舗装工（路盤工） （面管理の場合）	基準高▽	t＜15cm	+90 −70	+50 −10	—
							t≧15cm	±90	+50 −15	—
						厚さあるいは標高較差	t＜15cm	+90 −70	+50 −10	−10
							t≧15cm	±90	+50 −15	−15

測定基準	測定箇所	摘要
1．3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000m2 以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000m2 未満	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	10	3	透水性舗装工（表層工）	厚さ	-9		-3	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割で測定。厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所コアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※歩道舗装に適用する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000m2 以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が500t以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000m2 未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が500t 未満（コンクリートでは 400m3 未満） ○厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータが10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						幅	-25		—	—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	10	4	透水性舗装工（表層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	−20		−3	−3	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が 2,000m2 以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が 500t 以上の場合。 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積が 2,000m2 未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が 500t 未満（コンクリートでは 400m3 未満）	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	1	グースアスファルト舗装工（加熱アスファルト安定処理工）	厚さ	−15	−20	−5	−7	幅は、延長 80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1000 ㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が 2,000m2 以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が 500t 以上の場合。 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積が 2,000m2 未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が 500t 未満（コンクリートでは 400m3 未満） ○厚さは、個々の測定値が 10 個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータが 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						幅	−50	−50	—	—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	2	グースアスファルト舗装工 （加熱アスファルト安定処理工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1．3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000m2 以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が 500t 以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000m2 未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が 500t 未満（コンクリートでは 400m3 未満）	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）＊面管理の場合は測定値の平均	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	3	グースアスファルト舗装工（基層工）	厚さ	－9	－12	－3	－4
						幅	－25	－25	—	—

測定基準	測定箇所	摘要
幅は、延長 80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1000 ㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が 2,000m2 以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が 500t 以上の場合。 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積が 2,000m2 未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が 500t 未満（コンクリートでは 400m3 未満） ○厚さは、個々の測定値が 10 個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値（X10）について満足しなければならない。ただし、厚さのデータが 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	4	グースアスファルト舗装工（基層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が 2,000m2 以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が 500t 以上の場合。 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積が 2,000m2 未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が 500t 未満（コンクリートでは 400m3 未満）	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	5	グースアスファルト舗装工（表層工）	厚さ	－7	－9	－2	－3	幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000 ㎡毎に1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000m2 以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が 500t 以上の場合。 ・小規模工事とは、1層あたりの施工面積が 2,000m2 未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が 500t 未満(コンクリートでは 400m3 未満) ○厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータが 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	－25	－25	—	—			
						平坦性	—		3m プロフィルメーター（σ）2.4mm 以下 直読式(足付き)（σ）1.75mm 以下				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	11	6	グースアスファルト舗装工 （表層工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	−17	−20	−2	−3	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとのの差とする。	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が 2,000m2 以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が 500t 以上の場合。 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積が 2,000m2 未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が 500t 未満(コンクリートでは 400m3 未満) 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						平坦性	—		3m ﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ（σ）2.4mm 以下 直読式(足付き)（σ）1.75mm 以下				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	1	コンクリート舗装工（下層路盤工）	基準高▽	±40	±50	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	○施工規模の考え方 ・中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000m2 以上とする。 ・小規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000m2 未満。 ○厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータが 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 　橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						厚　さ	−45		−15			
						幅	−50		—			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	2	コンクリート舗装工（下層路盤工） （面管理の場合）	基準高▽	±90	±90	+40 −15	+50 −15	1．3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	○施工規模の考え方 ・中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m2以上とする。 ・小規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m2未満。	
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 −15	+50 −15			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) ＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	3	コンクリート舗装工（粒度調整路盤工）	厚さ	−25	−30	−8		幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。	○施工規模の考え方 ・中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m2以上とする。 ・小規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m2未満。 ○厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータが10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						幅	−50		—				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) ＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	4	コンクリート舗装工（粒度調整路盤工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	−55	−66	−8		1．3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	○施工規模の考え方 ・中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000m2 以上とする。 ・小規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000m2 未満。	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) ＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	5	コンクリート舗装工（セメント（石灰・瀝青）安定処理工）	厚さ	−25	−30	−8		幅は、延長 80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000 ㎡に１個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。	○施工規模の考え方 ・中規模とは、１層あたりの施工面積が 2,000m2 以上とする。 ・小規模とは、１層あたりの施工面積が 2,000m2 未満。 ○厚さは、個々の測定値が 10 個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータが 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 　橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						幅	−50		—				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) ＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	6	コンクリート舗装工（セメント（石灰・瀝青）安定処理工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	−55	−66	−8		1．3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	○施工規模の考え方 ・中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000m2 以上とする。 ・小規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000m2 未満。	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) ＊面管理の場合は測定値の平均	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	7	コンクリート舗装工（アスファルト中間層）	厚さ	－9	－12	－3	
						幅	－25		—	

測定基準	測定箇所	摘要
幅は、延長 80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000 ㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。	○施工規模の考え方 ・中規模とは、１層あたりの施工面積が 2,000m2 以上とする。 ・小規模とは、１層あたりの施工面積が 2,000m2 未満 ○厚さは、個々の測定値が 10 個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータが 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) ＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	8	コンクリート舗装工（アスファルト中間層） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	−20	−27	−3		1．3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	○施工規模の考え方 ・中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m2以上とする。 ・小規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m2未満。	

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) ＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	9	コンクリート舗装工（コンクリート舗装版工）	厚さ	—10		−3.5		厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線 200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定、幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。 なお、スリップフォーム工法の場合は、厚さ管理に関し、打設前に各車線の中心付近で各車線 200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上路盤の基準高を測定し、測定打設後に各車線200m毎に両側の版端を測定する。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。	○施工規模の考え方 ・中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000m2 以上とする。 ・小規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000m2 未満 ○厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータが10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	—25		—				
						平坦性	—		ｺﾝｸﾘｰﾄの硬化後3mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰにより機械舗設の場合(σ)2.4mm以下 人力舗設の場合(σ)3mm以下				
						目地段差	±2				隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	10	コンクリート舗装工（コンクリート舗装版工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-22		-3.5		1．3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	○施工規模の考え方 ・中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m2以上とする。 ・小規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m2未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						平坦性	—		コンクリートの硬化後3mプロフィルメーターにより機械舗設の場合（σ）2.4mm以下 人力舗設の場合（σ）3mm以下				
						目地段差	±2				隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) ＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	11	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工） 下層路盤工	基準高▽	±40	±50	—		基準高は、延長 40m毎に１ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線 200m毎に１ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長 80m毎に１ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。	○施工規模の考え方 ・中規模とは、１層あたりの施工面積が 2,000m2 以上とする。 ・小規模とは、１層あたりの施工面積が 2,000m2 未満 ○厚さは、個々の測定値が 10 個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータが 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						厚さ	−45		−15				
						幅	−50		—				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	12	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工） 下層路盤工 （面管理の場合）	基準高▽	±90	±90	+40 −15	+50 −15	1．3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10㎜が含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	○施工規模の考え方 ・中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m2以上とする。 ・小規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m2未満。	
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 −15	+50 −15			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) ＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	13	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工） 粒度調整路盤工	厚さ	−25	−30	−8		幅は、延長 80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、各車線 200m毎に１ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。	○施工規模の考え方 ・中規模とは、１層あたりの施工面積が 2,000m2 以上とする。 ・小規模とは、１層あたりの施工面積が 2,000m2 未満 ○厚さは、個々の測定値が 10 個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータが 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						幅	−50		—				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) ＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	14	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工） 粒度調整路盤工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	−55	−66	−8		1．3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	○施工規模の考え方 ・中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m2以上とする。 ・小規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m2未満。	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) ＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	15	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工） セメント（石灰・瀝青）安定処理工	厚さ	−25	−30	−8		幅は、延長 80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000 ㎡に１個の割でコアーを採取もしくは、掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	○施工規模の考え方 ・中規模とは、１層あたりの施工面積が 2,000m2 以上とする。 ・小規模とは、１層あたりの施工面積が 2,000m2 未満 ○厚さは、個々の測定値が 10 個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータが 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						幅	−50		—				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) ＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	16	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工） セメント（石灰・瀝青）安定処理工 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	−55	−66	−8		1．3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	○施工規模の考え方 ・中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m2以上とする。 ・小規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m2未満。	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) ＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	17	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工） アスファルト中間層	厚さ	－9	－12	－3		幅は、延長 80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000 ㎡に１個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。	○施工規模の考え方 ・中規模とは、１層あたりの施工面積が 2,000m2 以上とする。 ・小規模とは、１層あたりの施工面積が 2,000m2 未満 ○厚さは、個々の測定値が 10 個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータが 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						幅	－25		—				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) ＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	18	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工） アスファルト中間層 （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	−20	−27	−3		1．3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	○施工規模の考え方 ・中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m2以上とする。 ・小規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m2未満。	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) ＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	19	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工）	厚さ	−15		−4.5		厚さは、各車線の中心付近で型枠据付後各車線 200ｍ毎に水糸又はレベルにより１測線当たり横断方向に３ヶ所以上測定、幅は、延長 80ｍ毎に１ヶ所の割で測定、平坦性は各車線毎に版縁から１ｍの線上、全延長とする。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80ｍ以下の間隔で測定することができる。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	○施工規模の考え方 ・中規模とは、１層あたりの施工面積が 2,000m2 以上とする。 ・小規模とは、１層あたりの施工面積が 2,000m2 未満 ○厚さは、個々の測定値が 10 個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータが 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅	−35		—				
						平坦性	—		転圧ｺﾝｸﾘｰﾄの硬化後、3mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰにより（σ）2.4mm 以下。				
						目地段差	±２				隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) ＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	20	コンクリート舗装工（転圧コンクリート版工） （面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	−32		−4.5		1．3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 4．厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5．厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ＋直下層の標高較差平均値＋設計厚さから求まる高さとの差とする。	○施工規模の考え方 ・中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m2以上とする。 ・小規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m2未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						平坦性	—		転圧ｺﾝｸﾘｰﾄの硬化後、3mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰにより（σ）2.4mm以下。				
						目地段差	±2				隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) ＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	1	薄層カラー舗装工（下層路盤工）	基準高▽	±40	±50	—		基準高は、延長 40m毎に１ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線 200m毎に１ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長 80m毎に１ヶ所の割に測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	○施工規模の考え方 ・中規模とは、１層あたりの施工面積が 2,000m2 以上とする。 ・小規模とは、１層あたりの施工面積が 2,000m2 未満 ○厚さは、個々の測定値が 10 個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータが 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						厚さ	−45		−15				
						幅	−50		—				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	2	薄層カラー舗装工（上層路盤工） 粒度調整路盤工	厚さ	−25	−30	−８		幅は、延長 80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、各車線 200m毎に１ヶ所を掘り起こして測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						幅	−50		—				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	3	薄層カラー舗装工（上層路盤工） セメント（石灰）安定処理工	厚さ	−25	−30	−８		幅は、延長 80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000 ㎡に１個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						幅	−50		—				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	4	薄層カラー舗装工（加熱アスファルト安定処理工）	厚さ	−15	−20	−５		幅は、延長 80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000 ㎡に１個の割でコアーを採取して測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						幅	−50		—				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) ＊面管理の場合は測定値の平均	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	13	5	薄層カラー舗装工（基層工）	厚さ	－9	－12	－3	
						幅	－25		—	

測定基準	測定箇所	摘要
幅は、延長 80m毎に１ヶ所の割とし、厚さは、1,000 ㎡に１個の割でコアーを採取して測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が 2,000m2 以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が 500t 以上の場合。 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積が 2,000m2 未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が 500t 未満(コンクリートでは 400m3 未満) ○厚さは、個々の測定値が 10 個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータが 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) ＊面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	1	ブロック舗装工（下層路盤工）	基準高▽	±40	±50	—		基準高は延長 40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。	○施工規模の考え方 ・中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m2以上とする。 ・小規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m2未満 ○厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータが10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						厚さ	−45		−15				
						幅	−50		—				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	2	ブロック舗装工（上層路盤工）粒度調整路盤工	厚さ	−25	−30	−8		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。		
						幅	−50		—				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	3	ブロック舗装工（上層路盤工）セメント（石灰）安定処理工	厚さ	−25	−30	−8		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000 ㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。		
						幅	−50		—				
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	4	ブロック舗装工（加熱アスファルト安定処理工）	厚さ	−15	−20	−5		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000 ㎡に1個の割でコアーを採取して測定。		
						幅	-50		—				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均(X_{10}) ＊面管理の場合は測定値の平均	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	14	5	ブロック舗装工（基層工）	厚さ	－9	－12	－3	
						幅	－25		—	

測定基準	測定箇所	摘要
幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000 ㎡に1個の割でコアーを採取して測定。	○施工規模の考え方 ・中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m2以上とする。 ・小規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m2未満 ○厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータが10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値 個々の測定値（X）	規格値 測定値の平均 $\bar{X}$	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	15	1	路面切削工	厚さ t		－7	－2	厚さは 40m毎に現舗装高さ切削後の基準高の差で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 延長 40m未満の場合は、２ヶ所／施工箇所とする。断面状況で、間隔、測点数、厚さを変えることが出来る。測定方法は自動横断測定法によることが出来る。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	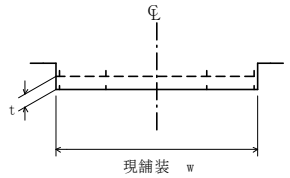	
						幅 w		－25	—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	15	2	路面切削工（面管理の場合） 標高較差または厚さｔのみ	厚さ t（標高較差）		－１７（１７）（面管理として緩和）	－2（2）	1.「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さｔまたは標高較差を算出する。計測密度は１点/m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ３．厚さｔまたは標高較差は、現舗装高切削後の基準高との差で算出する。 ４．幅は、延長 40m 毎に測定するものとし、延長 40m未満の場合は、２ヶ所／施工箇所とする。	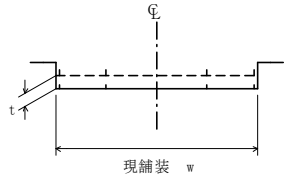	
						幅 w		－25	—			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	16		舗装打換え工	路盤工	厚さ t	該当工種		各層毎１ヶ所／１施工箇所 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	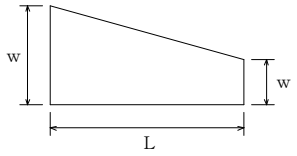	
							幅 w	－50				
							延長 L	－100				
						舗設工	厚さ t	該当工種				
							幅 w	－25				
							延長 L	－100				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 個々の測定値（X）	規格値 測定値の平均 $\bar{X}$	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	17	1	オーバーレイ工	厚さ t	－9		厚さは 40m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長 80m毎に１ヶ所の割とし、延長 80m未満の場合は、２ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	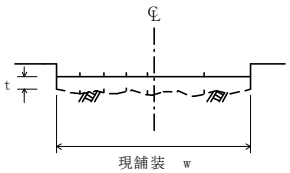 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						幅 w	－25				
						延長 L	－100				
						平坦性	—	3ｍﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ（σ）2.4mm 以下直読式（足付き） （σ）1.75mm 以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	17	2	オーバーレイ工（面管理の場合）	厚さ或いは標高差	－20	－3	１．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 ３．計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ４．厚さは、施工前の標高値とオーバーレイ後の標高値との差で算出する。 ５．厚さを標高較差として評価する場合は、オーバーレイ後の目標高さとオーバーレイ後の標高値との差で算出する。		
						平坦性	—	3ｍﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ（σ）2.4mm 以下直読式（足付き） （σ）1.75mm 以下			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	2		路床安定処理工	基準高 ▽	±50	延長 40m毎に１ヶ所の割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案)」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さｔ、天端幅ｗ、天端延長Ｌを確認（実測は不要)。	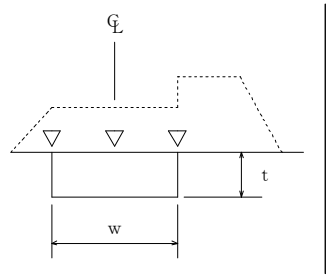	
						施工厚さ t	−50			
						幅 w	−100			
						延長 L	−200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	3		置換工	基準高 ▽	±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 厚さは中心線及び端部で測定。	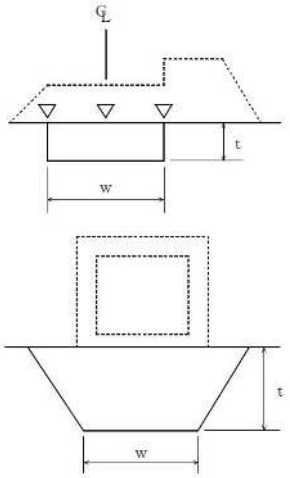	
						置換厚さ t	−50			
						幅 w	−100			
						延長 L	−200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	4	1	表層安定処理工（サンドマット海上）	基準高 ▽	特記仕様書に明示	施工延長 10mにつき、１測点当たり５点以上測定。 w.（L）は施工延長 40mにつき１ヶ所、80m以下のものは１施工箇所につき３箇所。 （L）はセンターライン及び表裏法肩で行う。	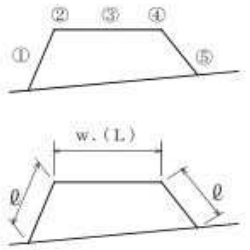	
						法長 ℓ	－500			
						天端幅 w	－300			
						天端延長 L	－500			
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	4	2	表層安定処理工（ICT 施工の場合）	基準高 ▽	特記仕様書に明示	施工延長 10mにつき、１測点当たり５点以上測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に記載の全体改良平面図を用いて、天端幅w、天端延長Ｌを確認（実測は不要）。	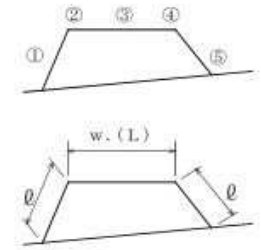	
						法長 ℓ	－500			
						天端幅 w	－300			
						天端延長 L	－500			
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	5		パイルネット工	基準高 ▽	±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は50m）につき１ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。 杭については、当該杭の項目に準ずる。	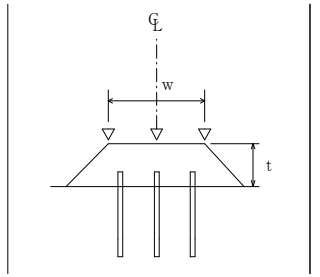	
						厚さ t	－50			
						幅 w	－100			
						延長 L	－200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	6		サンドマット工	施工厚さ t	－50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は50m）につき１ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。	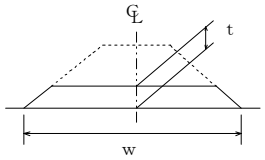	
						幅 w	－100			
						延長 L	－200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	7 8		バーチカルドレーン工 （サンドドレーン工） （ペーパードレーン工） （袋詰式サンドドレーン工） 締固め改良工 （サンドコンパクションパイル工）	位置・間隔w	±100	100本に1ヶ所。 100本以下は2ヶ所測定。1ヶ所に4本測定。 ただし、ペーパードレーンの杭径は対象外とする。 ペーパードレーン工においては、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	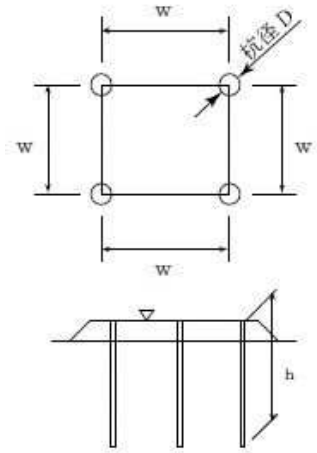 ※余長は、適用除外	
						杭径 D	設計値以上			
						打込長さ h	設計値以上	全本数		
						サンドドレーン、袋詰式サンドドレーン、サンドコンパクションパイルの砂投入量	—	全本数 計器管理にかえることができる。 サンドコンパクションパイル工においては、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	9	1	固結工 （粉体噴射撹拌工） （高圧噴射撹拌工） （スラリー撹拌工） （生石灰パイル工）	基準高 ▽	−50	100本に1ヶ所。 100本以下は2ヶ所測定。 1ヶ所に4本測定。	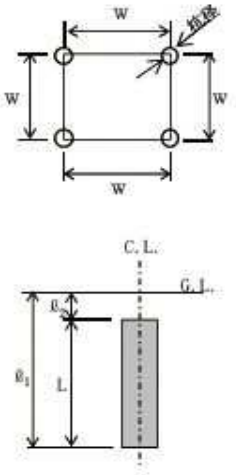	
						位置・間隔w	D/4 以内			
						杭径 D	設計値以上			
						深度 ℓ	設計値以上	全本数 L=ℓ 1−ℓ 2 ℓ 1は改良体先端深度 ℓ 2は改良体天端深度		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	9	2	固結工 （スラリー撹拌工） 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による管理の場合	基準高 ▽	０以上	杭芯位置管理表により基準高を確認	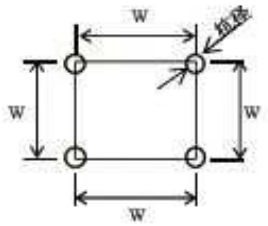	
						位置	D/８以内	全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置管理表により設計杭芯位置と施工した杭芯位置との距離を確認 （掘起しによる実測確認は不要）		
						杭径 D	設計値以上	工事毎に１回 施工前の撹拌翼の寸法実測により確認 （掘起しによる実測確認は不要）		
						改良長 L	設計値以上	全本数 施工履歴データから作成した杭打設結果表により確認 （残尺計測による確認は不要）	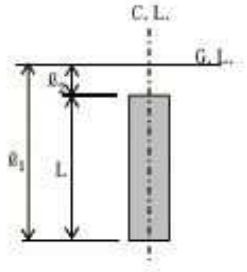	
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	9	3	固結工 （中層混合処理）	基準高 ▽	設計値以上	1,000m3～4,000m3 につき１ヶ所、または施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき１ヶ所。 1,000m3 以下、又は施工延長 40m(50m)以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 施工厚さは施工時の改良深度確認を出来形とする。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さｔ、幅ｗ、延長Ｌを確認（実測は不要）。	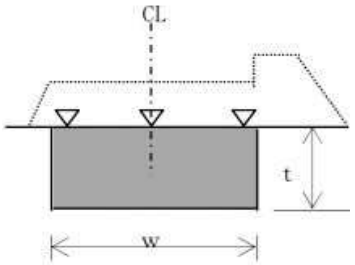	
						施工厚さ t	設計値以上			
						幅 w	設計値以上			
						延長 L	設計値以上			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	1	土留・仮締切工 （H鋼杭） （鋼矢板）	基準高 ▽	±100	基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。延長40m（又は50m）以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。	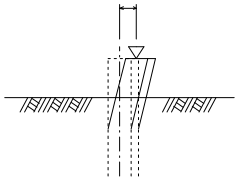	
						根入長	設計値以上			
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	2	土留・仮締切工 （アンカー工）	削孔深さ ℓ	設計深さ以上	全数	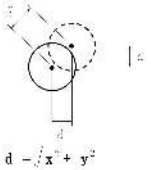	
						配置誤差	100			
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	3	土留・仮締切工 （連節ブロック張り工）	法長 ℓ	−100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	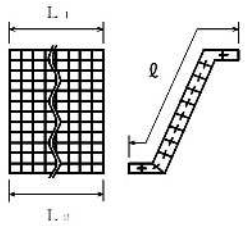	
						延長 L_1 L_2	−200	1施工箇所毎		
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	4	土留・仮締切工 （締切盛土）	基準高 ▽	−50	施工延長50mにつき1ヶ所。 延長50m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	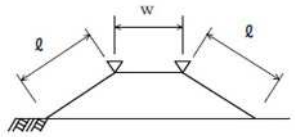	
						天端幅 w	−100			
						法長 ℓ	−100			
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	5	5	土留・仮締切工 （中詰盛土）	基準高 ▽	−50	施工延長50mにつき1ヶ所。 延長50m以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	9		地中連続壁工（壁式）	基準高 ▽	±50	基準高は施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき１ヶ所。延長 40m（又は 50m）以下のものについては１施工箇所につき２ヶ所。 変位は施工延長 20m（測点間隔 25mの場合は 25m）につき１ヶ所。延長 20m（又は 25m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	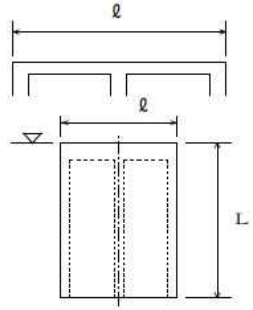	
						連壁の長さ ℓ	−50			
						変位	300			
						壁体長 L	−200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	10		地中連続壁工（柱列式）	基準高 ▽	±50	基準高は施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所。延長 40m（又は 50m）以下のものについては１施工箇所につき２ヶ所。 変位は施工延長 20m（測点間隔 25mの場合は 25m）につき１ヶ所。延長 20m（又は 25m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	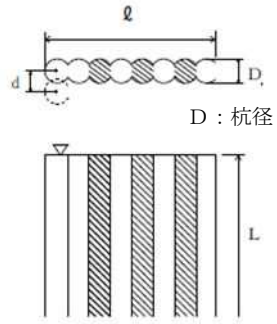 D：杭径	D：杭径
						連壁の長さ ℓ	−50			
						変位	D/4 以内			
						壁体長 L	−200			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目			規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	1	鋳造費（金属支承工）	上下部鋼構造物との接合用ボルト孔	孔の直径差		＋2 －0	製品全数を測定。 ※1)ガス切断寸法を準用する。 ※2）片面のみの削り加工の場合も含む。 ※3）ソールプレートの接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対してはCT13を適用するものとする。 ※4)全移動量分の遊間が確保されているのかをする。 ※5)組立て後に測定 詳細は道路橋支承便覧参照		
							中心距離	ボスの突起を基準とした孔の位置ずれ				
								≦1000㎜	1以下			
								ボスの突起を基準とした孔の位置ずれ				
								＞1000㎜	1.5以下			
						バーカンア トルボーカンア 放鋳ヘ孔用 ーし	ドリル加工孔	≦100㎜	＋3 －1			
								＞100㎜	＋4 －2			
							孔の中心距離 ※1		JIS B 0403-1995 CT13			
						スボータンセ	ボスの直径		＋0 －1			
							ボスの高さ		＋1 －0			
						ボス ※5	ボスの直径		＋0 －1			
							ボスの高さ		＋1 －1			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	1	鋳造費（金属支承工）	上沓の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法		JIS B 0403-1995 CT13	製品全数を測定。 ※1）ガス切断寸法を準用する。 ※2） 片面のみの削り加工の場合も含む。 ※3） ソールプレートの接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対しては CT13 を適用するものとする。 ※4）全移動量分の遊間が確保されているのかを確認する。 ※5）組立て後に測定 詳細は道路橋支承便覧参照		
						※4 全移動量 ℓ	ℓ ≦300㎜	± 2			
							ℓ ＞300㎜	± ℓ ／100			
						トラス・アーチ・ランガー・ローゼ・ニールセン・ブレースドリブ・ソリッドリブ・ボックス・ダンコ構造用 組立高さ H	上、下面加工仕上げ	± 3			
							H ≦300㎜	± 3			
							H ＞300㎜	±(H/200+3) 小数点以下切り捨て			
						普通寸法	鋳放し長さ寸法 ※2、※3	JIS B 0403-1995 CT14			
							鋳放し肉厚寸法 ※2	JIS B 0403-1995 CT15			
							削り加工寸法	JIS B 0405-1991 粗級			
							ガス切断寸法	JIS B 0417-1979 B級			
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	2	鋳造費（大型ゴム支承工）	幅 w 長さ L 直径 D	w，L，D ≦500	0 ～＋ 5	製品全数を測定。 平面度：1 個のゴム支承の厚さ（ｔ）の最大相対誤差 詳細は道路橋支承便覧参照	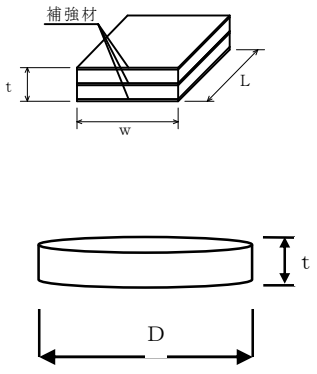	
							500＜ w，L，D ≦1500㎜	0 ～＋ 1 %			
							1500＜ w，L，D	0 ～＋15			
						厚さ t	t ≦20㎜	±0.5			
							20＜ t ≦160	±2.5%			
							160＜ t	±4			
						相対誤差	w，L，D ≦1000㎜	1			
							1000㎜＜ w，L，D	(w，L，D)／1000			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	3	仮設材製作工	部材	部材長 ℓ （m）	± 3 …… ℓ ≦10 ± 4 …… ℓ ＞10	図面の寸法表示箇所で測定。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	1	4	刃口金物製作工	刃口高さ h （m）		± 2 …… h ≦0.5 ± 3 …… 0.5＜h≦1.0 ± 4 …… 1.0＜h ≦2.0	図面の寸法表示箇所で測定。	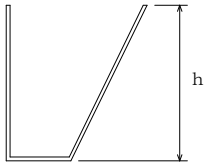	
						外周長 L （m）		±(10+L/10)			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	3	1	桁製作工 （仮組立による検査を実施する場合） （シミュレーション仮組立検査を行う場合）	部材精度	フランジ幅w（m） 腹板高　h（m） 腹板間隔b′（m）	±2…… w≦0.5 ±3…… 0.5＜w≦1.0 ±4…… 1.0＜w≦2.0 ±(3+w/2) 2.0＜w
							板の平面度δ(mm)　鋼桁及びトラス等の部材の腹板	h／250
							板の平面度δ(mm)　箱桁及びトラス等のフランジ鋼床版のデッキプレート	b／150
							フランジの直角度δ（mm）	w／200
							部材長ℓ(m)　鋼桁	±3…… ℓ≦10 ±4…… ℓ＞10
							部材長ℓ(m)　トラス、アーチなど	±2…… ℓ≦10 ±3…… ℓ＞10
							圧縮材の曲がりδ（mm）	ℓ／1000

測定基準		測定箇所	摘要
鋼桁等	トラス・アーチ等		
主桁・主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。		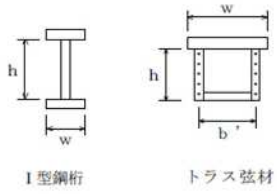 I型鋼桁　トラス弦材	
主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 h：腹板高（mm） b：腹板またはリブの間隔（mm） w：フランジ幅（mm）		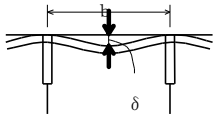	
		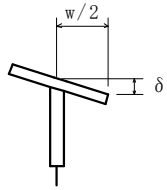	
原則として仮組立をしない状態の部材について、主要部材全数を測定。			
－	主要部材全数を測定。 ℓ：部材長(mm)	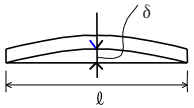	

※　規格値のw, ℓに代入する数値はm単位の数値である。
　　ただし、「板の平面度δ, フランジの直角度δ, 圧縮部材の曲がりδ」の規格値のh, b, w, ℓに代入する数値はmm単位の数値とする。

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	3	1	桁製作工 （仮組立による検査を実施する場合） （シミュレーション仮組立検査を行う場合）	仮組立精度	全長　L（m） 支間長Ln（m）	±(10+L/10) ±(10+Ln/10)
							主桁、主構の中心間距離　B（m）	±４……B≦２ ±(3+B/2) ……B＞２
							主構の組立高さ　h（m）	±５……h≦５ ±(2.5+h/2) ……h＞５
							主桁、主構の通り　δ（mm）	5+L/5…… L≦100 25……L＞100
							主桁、主構のそり　δ（mm）	−5〜+5……L≦20 −5〜+10…… 20＜L≦40 −5〜+15…… 40＜L≦80 −5〜+25…… 80＜L≦200
							主桁、主構の橋端における出入差δ（mm）	±10
							主桁、主構の鉛直度　δ（mm）	3+h/1,000
							現場継手部のすき間　δ_1，δ_2（mm）	±５

測定基準		測定箇所	摘要
鋼桁等	トラス・アーチ等		
各桁毎に全数を測定。		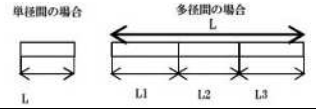	
各支点及び各支間中央付近を測定。		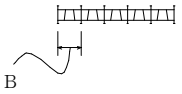	
—	両端部及び中心部を測定。		
最も外側の主桁又は主構について支点及び支間中央の１点を測定。 L：測線上(m)		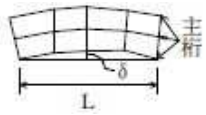	
各主桁について 10〜12m間隔を測定。 L:主桁の支間長(m)	各主構の各格点を測定。 L:主構の支間長(m)	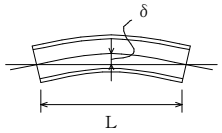	
どちらか一方の主桁（主構）端を測定。		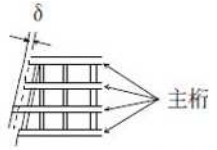	
各主桁の両端部を測定。 h：主桁の高さ(mm)	支点及び支間中央付近を測定。 h：主構の高さ(mm)	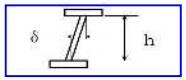	
主桁、主構の全継手数の１／２を測定。 δ1，δ2のうち大きいもの なお、設計値が 5mm 未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を 0mm とする。（例：設計値が 3mm の場合、すき間の許容範囲は 0mm〜8mm）		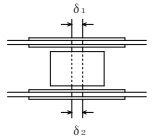	

※　規格値のL,B,hに代入する数値はm単位の数値である。
　　ただし、「主桁、主構の鉛直度δ」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目			規格値	測定基準	測定箇所	摘要 (仮組立を実施)
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	3	2	桁製作工 (仮組立検査を実施しない場合)	部材精度	フランジ幅w（m） 腹板高　h（m）		±2…… w≦0.5 ±3…… 0.5＜w≦1.0 ±4…… 1.0＜w≦2.0 ±(3+w/2) 2.0＜w	主桁、主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。	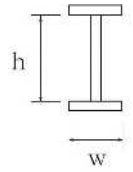 I型鋼桁	
							板の平面度δ(mm)	鋼桁等の部材の腹板	h／250	主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 h：腹板高（mm） b：腹板またはリブの間隔（mm） w：フランジ幅（mm）	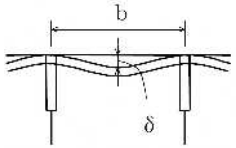	
								箱桁等のフランジ鋼床版のデッキプレート	b／150			
							フランジの直角度δ（mm）		w／200		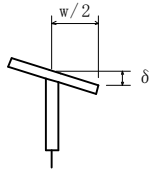	
							部材長ℓ(m)	鋼桁	±3…… ℓ≦10 ±4…… ℓ＞10	主要部材全数を測定。	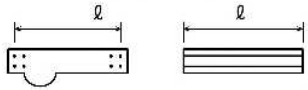	

※　規格値のw, ℓに代入する数値はm単位の数値である。
　　ただし、「板の平面度δ, フランジの直角度δ」の規格値のh, b, w, に代入する数値はmm単位の数値とする。

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	3	3	桁製作工（鋼製堰堤製作工（仮組立時））	部材の水平度	10	全数を測定。	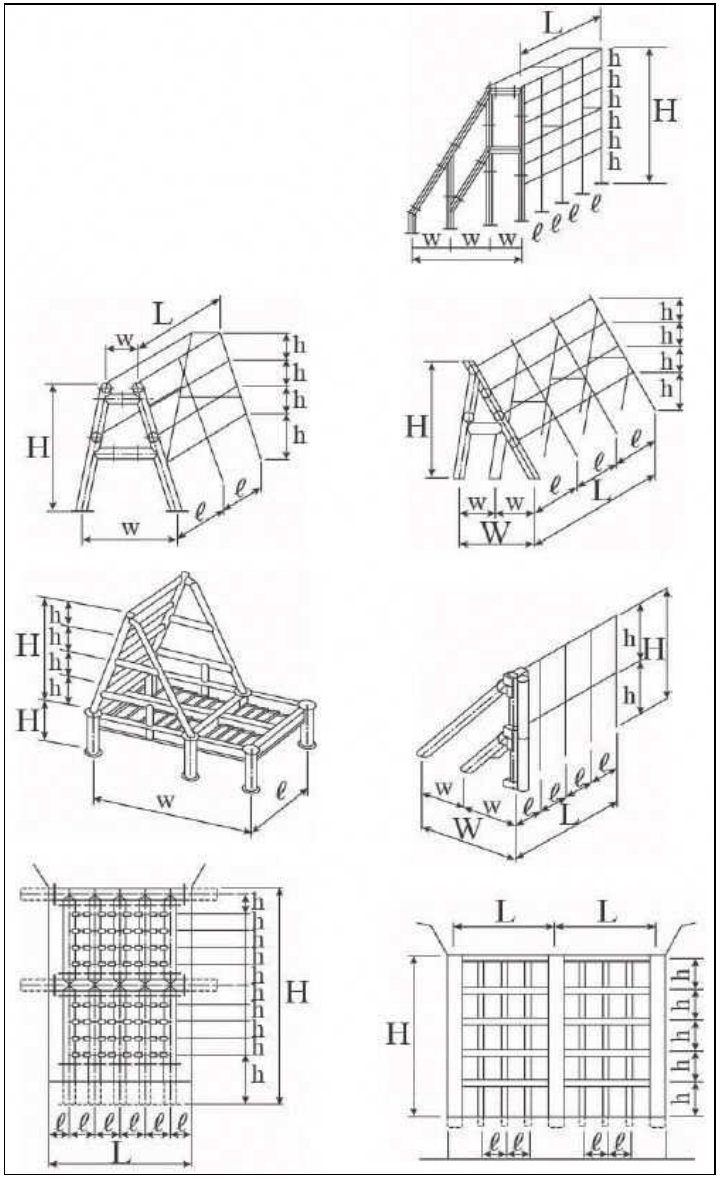	
						堤長 L	±30			
						堤長 ℓ	±10			
						堤幅 W	±30			
						堤幅 w	±10			
						高さ H	±10			
						ベースプレートの高さ	±10			
						本体の傾き	±H/500			

次頁に続く

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	3	3	桁製作工（鋼製堰堤製作工（仮組立時））	部材の水平度	10	全数を測定。	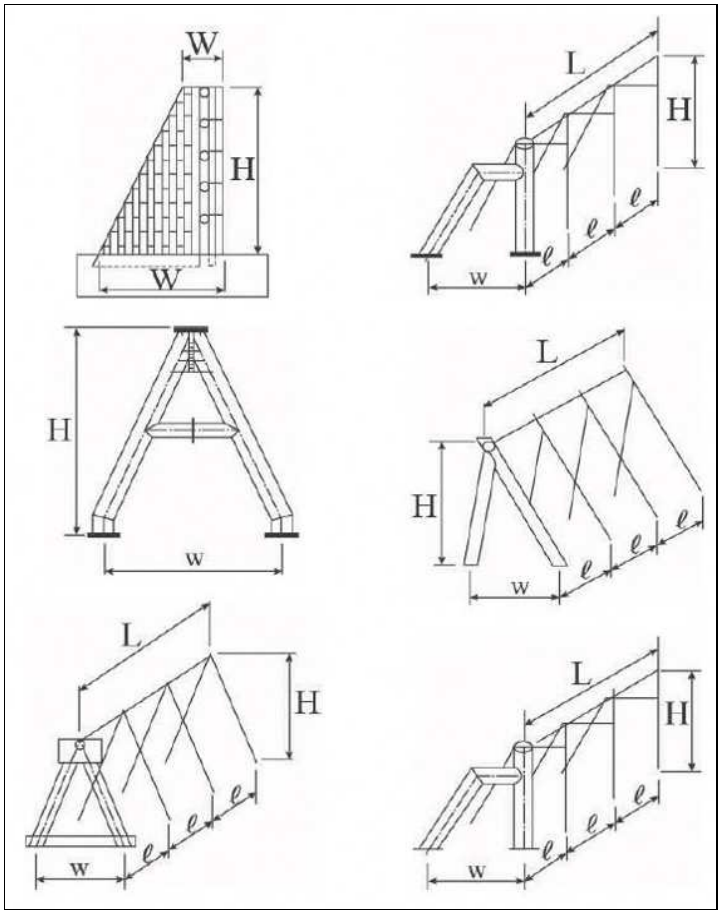	
						堤長 L	±30			
						堤長 ℓ	±10			
						堤幅 W	±30			
						堤幅 w	±10			
						高さ H	±10			
						ベースプレートの高さ	±10			
						本体の傾き	±H/500			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	4		検査路製作工	部材	部材長ℓ（m）	±3……ℓ≦10 ±4……ℓ＞10	図面の寸法表示箇所で測定。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	5		鋼製伸縮継手製作工	部材	部材長w（m）	0～＋30	製品全数を測定。	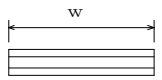	
						仮組立時	組合せる伸縮装置との高さの差 δ_1（mm）	±4	両端部及び中央部付近を測定。	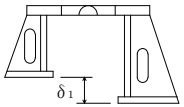 （実測値）	
							フィンガーの食い違い δ_2（mm）	±2			
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	6		落橋防止装置製作工	部材	部材長ℓ（m）	±3……ℓ≦10 ±4……ℓ＞10	図面の寸法表示箇所で測定。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	7		橋梁用防護柵製作工	部材	部材長ℓ（m）	±3……ℓ≦10 ±4……ℓ＞10	図面の寸法表示箇所で測定。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	8		アンカーフレーム製作工	仮組立時	上面水平度 δ_1（mm）	b／500	軸芯上全数測定。	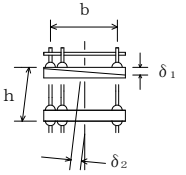	b：ボルト間隔（mm） h：高さ（mm）
							鉛直度 δ_2（mm）	h／500			
							高さ h（mm）	±5			
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	9		プレビーム用桁製作工	部材	フランジ幅 w（m） 腹板高 h（m）	±2…w≦0.5 ±3… 0.5＜w≦1.0 ±4… 1.0＜w≦2.0 ±（3＋w／2）…2.0＜w	各支点及び各支間中央付近を測定。	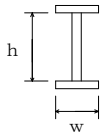 I型鋼桁	
							フランジの直角度 δ（mm）	w／200	各支点及び各支間中央付近を測定。	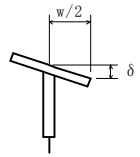	
							部材長 ℓ（m）	±3…ℓ≦10 ±4…ℓ＞10	原則として仮組立をしない部材について主要部材全数で測定。	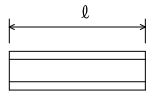	
						仮組立時	主桁のそりδ	−5～＋5 …L≦20 −5～＋10 …20＜L≦40	各主桁について10～12m間隔を測定。	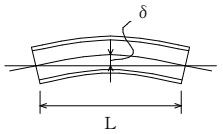	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	10		鋼製排水管製作工	部材	部材長ℓ（m）	±3…… ℓ≦10 ±4…… ℓ＞10	図面の寸法表示箇所で測定。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	12 工場製作工 共通	11		工場塗装工	塗膜厚		a．ロットの塗膜厚の平均値は目標塗膜厚合計値の90%以上。 b．測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c．測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	外面塗装では、無機ジンクリッチペイントの塗付後と上塗り終了時に測定し、内面塗装では内面塗装終了時に測定。 1ロットの大きさは、500 ㎡とする。 1ロット当たり測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が200 ㎡に満たない場合は10 ㎡ごとに1点とする。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工　　種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木工事共通編	2 一般施工	13 橋梁架設工			架設工（鋼橋） （クレーン架設） （ケーブルクレーン架設） （ケーブルエレクション架設） （架設桁架設） （送出し架設） （トラベラークレーン架設）	全　長Ｌ（m） 支間長 Ln（m）	±(20+L/5) ±(20+Ln/5)	各桁毎に全数測定。	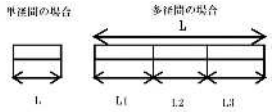	
						そ　りδ（mm）	±(25+L/2)	主桁、主構を全数測定。 Ｌ：主桁・主構の支間長（m）	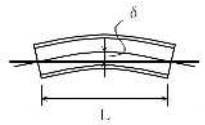	
						通　りδ（mm）	±(10+2L/5)	Ｌ：主桁・主構の支間長（m）	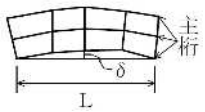	
						※主桁、主構の 中心間距離Ｂ（m）	±４……B≦２ ±(3+B/2) ……B＞２	各支点及び各支間中央付近を測定。	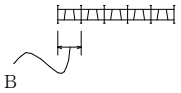	
						※主桁の橋端における 出入差δ（mm）	±10	どちらか一方の主桁（主構）端を測定。	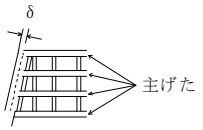	
						※主桁、主構の鉛直度 δ（mm）	3+h/1,000	各主桁の両端部を測定。 h：主桁・主構の高さ（mm）	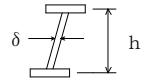	
						※現場継手部のすき間 δ_1，δ_2（mm）	±５	主桁、主構の全継手数の１／２を測定。 δ1，δ2のうち大きいもの なお、設計値が 5mm 未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を 0mm とする。 （例：設計値が 3mm の場合、すき間の許容範囲は 0mm～8mm）	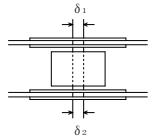	
								※は仮組立検査を実施しない工事に適用。		

※　規格値の L, B, に代入する数値はｍ単位の数値である。
　　ただし、「主桁、主構の鉛直度δ」の規格値の h に代入する数値は mm 単位の数値とする。

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	13 橋梁架設工			架設工（ｺﾝｸﾘｰﾄ橋） （クレーン架設） （架設桁架設） 架設支保工 （固定）（移動） 架設桁架設 （片持架設） （押出し架設）	全長・支間		―	各桁毎に全数測定。		
						桁の中心間距離		―	一連毎の両端及び支間中央について各上下間を測定。		
						そり		―	主桁を全数測定。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工共通	2	1	植生工 （種子吹付工） （張芝工） （筋芝工） （市松芝工） （植生シート工） （植生マット工） （植生筋工） （人工張芝工） （植生穴工）	切土法長 ℓ	ℓ＜5ｍ	－200	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
							ℓ≧5ｍ	法長の－４％			
						盛土法長 ℓ	ℓ＜5ｍ	－100			
							ℓ≧5ｍ	法長の－２％			
						延長 L		－200	１施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工共通	2	2	植生工 （植生基材吹付工） （客土吹付工）	法長 ℓ	ℓ＜5ｍ	－200	施工延長 40mにつき１ヶ所、40m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
							ℓ≧5ｍ	法長の－４％			
						厚さ t	t＜5㎝	－10	施工面積 200 ㎡につき１ヶ所、面積 200 ㎡以下のものは、１施工箇所につき２ヶ所。 検査孔により測定。		
							t≧5㎝	－20			
							ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の 50%以上とし、平均厚は設計厚以上。				
						延長 L		－200	１施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工共通	3		吹付工（仮設を含む） （コンクリート） （モルタル）	法長 ℓ	ℓ＜3ｍ	－50	施工延長 40mにつき１ヶ所、40m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 測定箇所に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	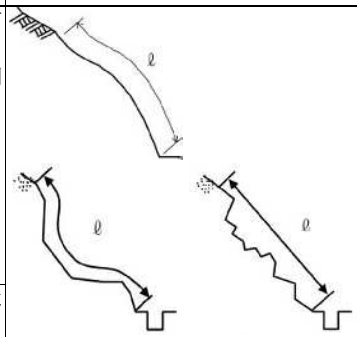	
							ℓ≧3ｍ	－100			
						厚さ t	t＜5㎝	－10	200 ㎡につき１ヶ所以上、200 ㎡以下は２ヶ所をせん孔により測定。		
							t≧5㎝	－20			
							ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の 50%以上とし、平均厚は設計厚以上				
						延長 L		－200	１施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工共通	4	1	法枠工 （現場打法枠工） （現場吹付法枠工）	法長 ℓ	ℓ＜10m	－100	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。	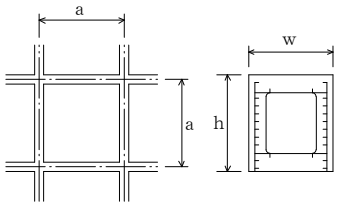	曲線部は設計図書による
							ℓ≧10m	－200			
						幅 w		－30	枠延延長 100mにつき１ヶ所、枠延延長 100m以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。		
						高さ h		－30			
						吹付枠中心間隔 a		±100			
						延長 L		－200	１施工箇所毎 計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工共通	4	2	法枠工 （プレキャスト法枠工）	法長 ℓ	ℓ＜10m	－100	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。		
							ℓ≧10m	－200			
						延長 L		－200	１施工箇所毎		
3 土木工事共通編	2 一般施工	14 法面工共通	6		アンカー工	削孔深さ ℓ		設計値以上	全数	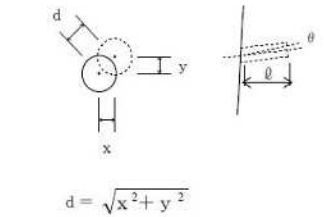	※鉄筋挿入工にも適用する
						配置誤差 d		100			
						せん孔方向 θ		±2.5 度			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	15 擁壁工共通	1		（一般事項） 場所打擁壁工	基準高 ▽		±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	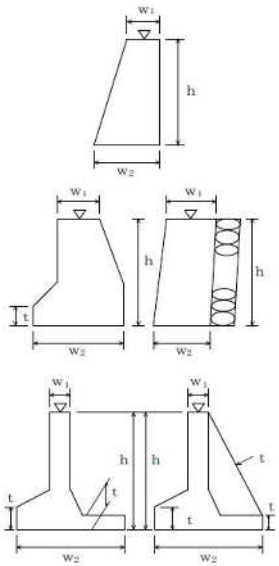	
						厚さ t		−20			
						裏込厚さ		−50			
						幅	w_1, w_2	−30			
						高さ h	h＜３m	−50			
							h≧３m	−100			
						延長 L		−200	１施工箇所毎 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	15 擁壁工共通	2		プレキャスト擁壁工	基準高 ▽		±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	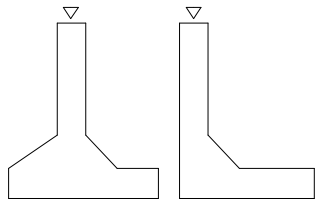	
						延長 L		−200	１施工箇所毎 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	15 擁壁工共通	3		補強土壁工 （補強土（テールアルメ）壁工法） （多数アンカー式補強土工法） （ジオテキスタイルを用いた補強土工法）	基準高 ▽		±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	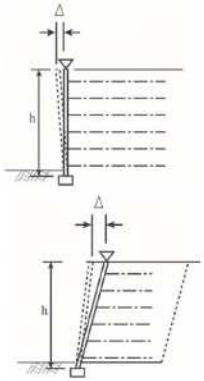	
						高さ h	h＜3m	－50			
							h≧3m	－100			
						鉛直度 Δ		±0.03h かつ ±300 以内			
						控え長さ（補強材の設計長）		設計値以上			
						延長 L		－200	１施工箇所毎 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
3 土木工事共通編	2 一般施工	15 擁壁工共通	4		井桁ブロック工	基準高 ▽		±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	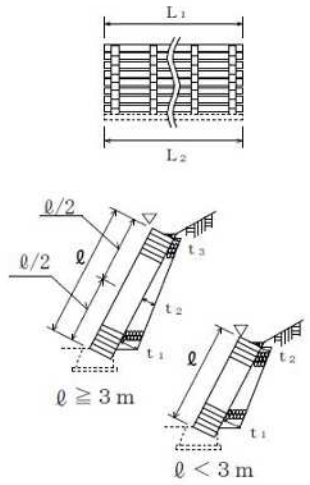	
						法長 ℓ	ℓ＜3m	－50			
							ℓ≧3m	－100			
						厚さ t_1, t_2, t_3		－50			
						延長 L_1, L_2		－200	１施工箇所毎		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目			規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	16 浚渫工共通	3	1	浚渫船運転工（ポンプ浚渫船）	基準高▽	電気船	200ps	−800～＋200	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、５ｍ毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。	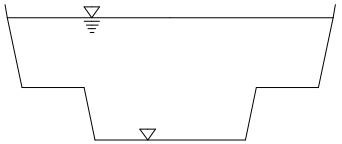	
								500ps	-1000～＋200			
								1000ps	−1200～＋200			
					ルゼ		デ	250ps	−800～＋200			
								420ps 600ps	−1000～＋200			
							船	1350ps	−1200～＋200			
						幅			−200			
						延長			−200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	16 浚渫工共通	3	2	浚渫船運転工（グラブ浚渫船）（バックホウ浚渫船）	基準高▽			＋200 以下	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、５ｍ毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。	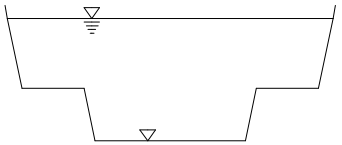	
						幅			−200			
						延長			−200			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要
3 土木工事共通編	2 一般施工	16 浚渫工共通	3	3	浚渫船運転工 （バックホウ浚渫船） （面管理の場合）		平均値	個々の計測値	1．３次元データによる出来形管理において「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2．個々の計測値の規格値には計測精度として±100㎜が含まれている。 3．計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は１点／m2（平面投影面積当たり）以上とする。		
						標高較差	0 以下	+400 以下			
3 土木工事共通編	2 一般施工	18 床版工	2		床版工	基準高 ▽	±20		基準高は、１径間当たり２ヶ所（支点付近）で、１箇所当たり両端と中央部３点、幅は１径間当たり３ヶ所、厚さは型枠設置時におおむね10 ㎡に１ヶ所測定。（床版の厚さは、型枠検査をもって代える。）	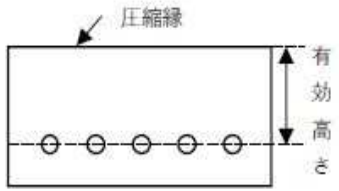	
						幅 w	0～＋30				
						厚さ t	－10～＋20				
						鉄筋の有効高さ	±10		１径間当たり３断面（両端及び中央）測定。１断面の測定箇所は断面変化毎１ヶ所とする。		
						鉄筋のかぶり	0～＋25				
						鉄筋間隔	±20		１径間当たり３ヶ所（両端及び中央）測定。 １ヶ所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に２ｍの範囲を測定。		
						上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合	±10				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 河川編	1 築堤・護岸	7 法覆護岸工	4		護岸付属物工	幅 w	−30	各格子間の中央部１箇所を測定 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	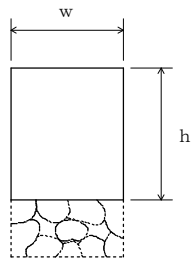	
						高 さ h	−30			
6 河川編	1 築堤・護岸	10 水制工	8		杭出し水制工	基準高 ▽	±50	１組毎	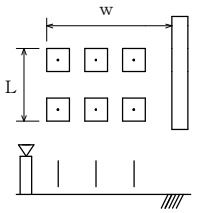	
						幅 w	±300			
						方 向	±7°			
						延 長 L	−200			
6 河川編	1 築堤・護岸	13 光ケーブル配管工	3		配管工	埋設深 t	0～＋50	接続部（地上機器部）間毎に１ヶ所	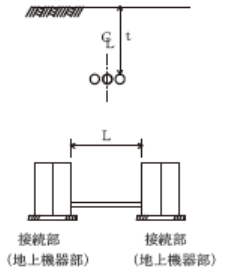	
						延 長 L	−200	接続部（地上機器部）間毎で全数。 【管路センターで測定】		
6 河川編	1 築堤・護岸工	13 光ケーブル配管工	4		ハンドホール工	基準高 ▽	±30	１ヶ所毎 ※は場打ち部分のある場合	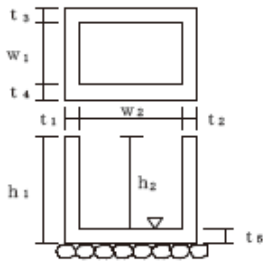	
						※厚さ t1～t5	−20			
						※幅 w1, w2	−30			
						※高さ h1, h2	−30			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体工	6	1	函渠工（本体工）	基準高 ▽	±30	柔構造樋門の場合は埋戻前（載荷前）に測定する。	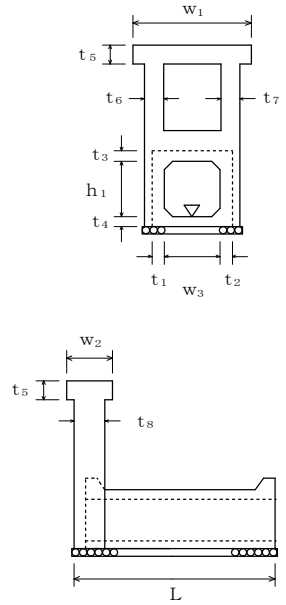	
						厚さ t_1～t_8	−20	函渠寸法は、両端、施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所で測定。 門柱、操作台等は、図面の寸法表示箇所で測定。 プレキャスト製品使用の場合は、製品寸法を規格証明書で確認するものとし、『基準高』と『延長』を測定。		
						幅 w_1, w_2	−30			
						内空幅 w_3	−30			
						内空高 h_1	±30			
						延長 L	−200			
6 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体工	6	2	函渠工（ヒューム管）（ＰＣ管）（コルゲートパイプ）（ダクタイル鋳鉄管）	基準高 ▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長 40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	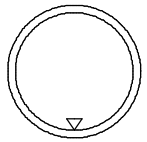	
						延長 L	−200	１施工箇所毎		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体工	7 8		翼壁工 水叩工	基準高 ▽	±30	図面の寸法表示箇所で測定。	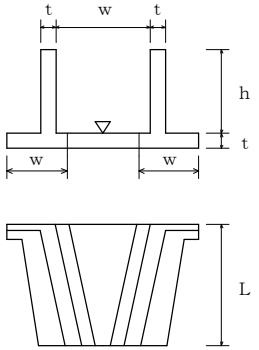	
						厚さ t	−20			
						幅 w	−30			
						高さ h	±30			
						延長 L	−50			
6 河川編	4 水門	6 水門本体工			水門塗装			機械工事施工管理基準（案）参照		
6 河川編	4 水門	6 水門本体工			扉体、戸当り及び開閉装置			機械工事施工管理基準（案）参照		
6 河川編	4 水門	6 水門本体工	7 8 9 10 11		床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 胸壁工	基準高 ▽	±30	図面の寸法表示箇所で測定。		
						厚さ t	−20			
						幅 w	−30			
						高さ h	±30			
						延長 L	−50			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 河川編	5 堰	6 可動堰本体工	13 14		閘門工 土砂吐工	基準高 ▽	±30	図面の寸法表示箇所で測定。		
						厚さ t	−20			
						幅 w	−30			
						高さ h	±30			
						延長 L	−50			
6 河川編	5 堰	7 固定堰本体工	8 9 10		堰本体工 水叩工 土砂吐工	基準高 ▽	±30	基準高、幅、高さ、厚さは両端、施工継手箇所及び構造図の寸法表示箇所で測定。	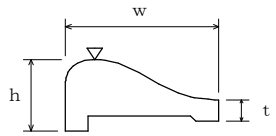	
						厚さ t	−20			
						幅 w	−30			
						高さ h	±30			
						堰長 L：L＜20m	−50			
						堰長 L：L≧20m	−100			
6 河川編	5 堰	8 魚道工	3		魚道本体工	基準高 ▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	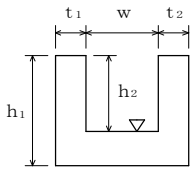	
						厚さ t_1, t_2	−20			
						幅 w	−30			
						高さ h_1, h_2	−30			
						延長 L	−200			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 河川編	5 堰	9 管理橋下部工	2		管理橋橋台工	基準高 ▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は図面の寸法表示箇所で測定。	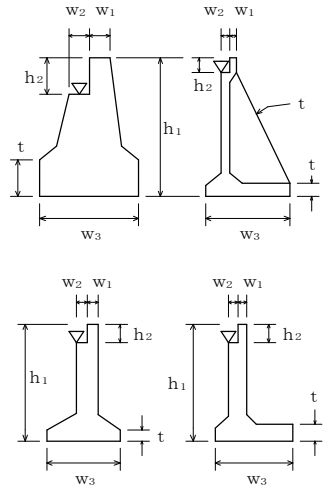	
						厚さ t	−20			
						天端幅 w_1（橋軸方向）	−10			
						天端幅 w_2（橋軸方向）	−10			
						敷幅 w_3（橋軸方向）	−50			
						高さ h_1	−50			
						胸壁の高さ h_2	−30			
						天端長 ℓ_1	−50			
						敷長 ℓ_2	−50			
						胸壁間距離 ℓ	±30			
						支点長及び中心線の変化	±50			
6 河川編	6 排水機場	4 機場本体工	6		本体工	基準高 ▽	±30	図面の表示箇所で測定。	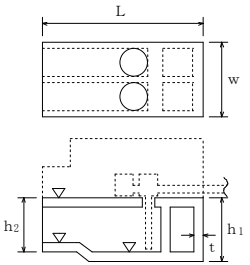	
						厚さ t	−20			
						幅 w	−30			
						高さ h_1, h_2	±30			
						延長 L	−50			
6 河川編	6 排水機場	4 機場本体工	7		燃料貯油槽工	基準高 ▽	±30	図面の表示箇所で測定。	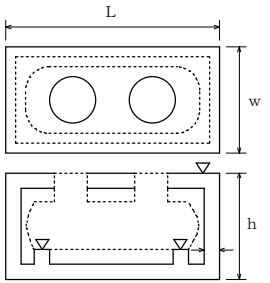	
						厚さ t	−20			
						幅 w	−30			
						高さ h	±30			
						延長 L	−50			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
6 河川編	6 排水機場	5 沈砂池工	7		コンクリート床版工	基準高 ▽	±30	図面の表示箇所で測定。	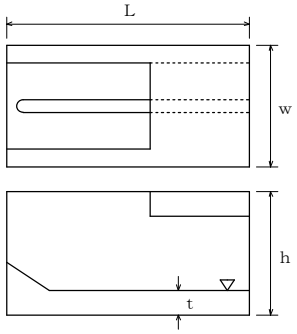	
						厚さ t	−20			
						幅 w	−30			
						高さ h	±30			
						延長 L	−50			
6 河川編	7 床止め・床固め	4 床止め工	6	1	本体工 （床固め本体工）	基準高 ▽	±30	図面に表示してある箇所で測定。	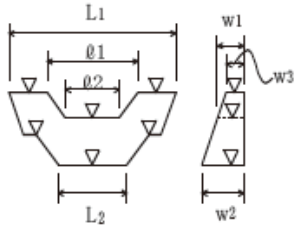	
						天端幅 w_1, w_3	−30			
						堤幅 w_2	−30			
						堤長 L_1, L_2	−100			
						水通し幅 ℓ_1, ℓ_2	±50			
6 河川編	7 床止め・床固め	4 床止め工	8	1	水叩工	基準高 ▽	±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。	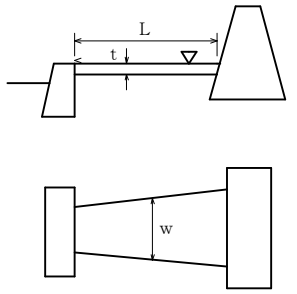	
						厚さ t	−30			
						幅 w	−100			
						延長 L	−100			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値
6 河川編	7 床止め・床固め	5 床固め工	6		側壁工	基準高 ▽	±30
						天端幅 w_1	−30
						堤幅 w_2	−30
						長さ L	−100

測定基準	測定箇所	摘要
1．図面の寸法表示箇所で測定。 2．上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3．長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。	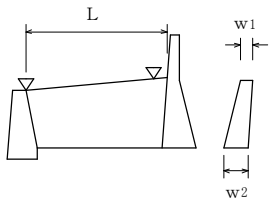	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7 河川海岸編	1 堤防・護岸	5 護岸基礎工	4		捨石工	基準高▽	本均し	±50	施工延長 10mにつき、１測点当たり５点以上測定。 幅は施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。	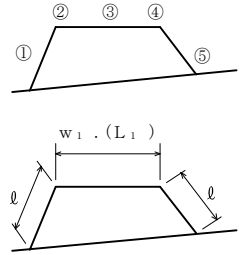	
							表面均し	±100			
							荒均し 異形ブロック据付面（乱積）の高さ	±500			
							荒均し 異形ブロック据付面（乱積）以外の高さ	±300			
							被覆均し 異形ブロック据付面（乱積）の高さ	±500			
							被覆均し 異形ブロック据付面（乱積）以外の高さ	±300			
						法長 ℓ		−100			
						天端幅 w_1		−100			
						天端延長 L_1		−200			
7 河川海岸編	1 堤防・護岸	5 護岸基礎工	5		場所打コンクリート工	基準高▽		±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	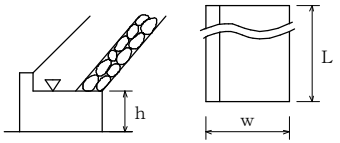	
						幅 w		−30			
						高さ h		−30			
						延長 L		−200			
7 河川海岸編	1 堤防・護岸	5 護岸基礎工	6		海岸コンクリートブロック工	基準高▽		±50	ブロック個数 40 個につき１ヶ所の割で測定。基準高、延長は施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	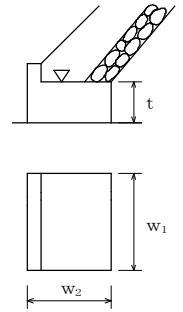	
						ブロック厚 t		−20			
						ブロック縦幅 w_1 ブロック横幅 w_2		−20 −20			
						延長 L		−200			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7 河川海岸編	1 堤防・護岸	6 護岸工	4		海岸コンクリートブロック工	基準高 ▽		±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	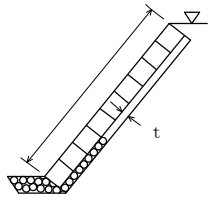	
						法長 ℓ	ℓ＜5m	－100			
							ℓ≧5m	ℓ×（－2%）			
						厚さ t		－50			
						延長 L		－200			
7 河川海岸編	1 堤防・護岸	6 護岸工	5		コンクリート被覆工	基準高 ▽		±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	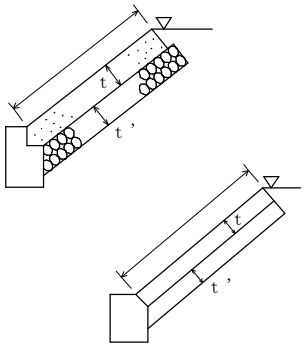	
						法長 ℓ	ℓ＜3m	－50			
							ℓ≧3m	－100			
						厚さ t	t＜100	－20			
							t≧100	－30			
						裏込材厚 t’		－50			
						延長 L		－200			
7 河川海岸編	1 堤防・護岸	8 天端被覆工	2		コンクリート被覆工	基準高 ▽		±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	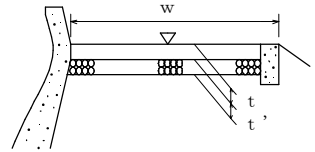	
						幅 w		－50			
						厚さ t		－10			
						基礎厚 t’		－45			
						延長 L		－200			
7 河川海岸編	1 堤防・護岸	9 波返工	3		波返工	基準高 ▽		±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	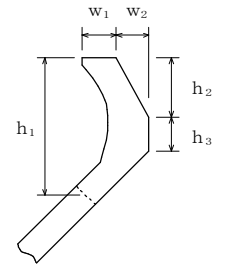	
						幅 w_1, w_2		－30			
						高さ h_1, h_2, h_3	h＜3m	－50			
						高さ h_1, h_2, h_3	h≧3m	－100			
						延長 L		－200			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目			規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	4 突堤基礎工	4		捨石工	基準高▽	本均し		±50	施工延長 10mにつき、１測点当たり５点以上測定。	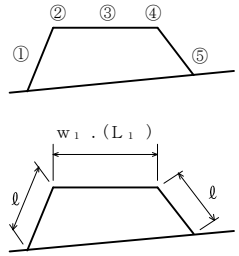	
							表面均し		±100			
							荒均し	異形ブロック据付面（乱積）の高さ	±500			
								異形ブロック据付面（乱積）以外の高さ	±300			
							被覆均し	異形ブロック据付面（乱積）の高さ	±500			
								異形ブロック据付面（乱積）以外の高さ	±300			
						法長 ℓ			－100	幅は施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。		
						天端幅 w_1			－100			
						天端延長 L_1			－200			
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	4 突堤基礎工	5		吸出し防止工	幅 w			－300	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	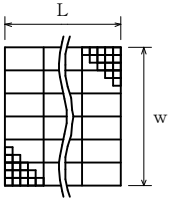	
						延長 L			－500			
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	2		捨石工	基準高▽	異形ブロック据付面（乱積）の高さ		±500	施工延長 10mにつき、１測点当たり５点以上測定。	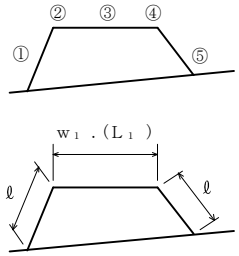	
							異形ブロック据付面（乱積）以外の高さ		±300			
						法長 ℓ			－100	幅は施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。		
						天端幅 w_1			－100			
						天端延長 L_1			－200			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	5		海岸コンクリートブロック工	基準高▽	（層積）ブロック規格26ｔ未満	±300	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。延長は、センターラインで行う。	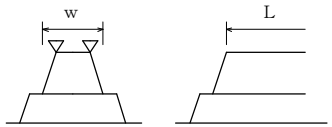	
							（層積）ブロック規格26ｔ以上	±500			
							（乱積）	±ブロックの高さの1／2			
						天端幅 w		－ブロックの高さの1／2			
						天端延長 L		－ブロックの高さの1／2			
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	9		石枠工	基準高▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	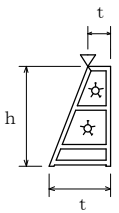	
						厚さ t		－50			
						高さh	h＜3m	－50			
							h≧3m	－100			
						延長 L		－200	1施工箇所毎		
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	10		場所打コンクリート工	基準高▽		±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	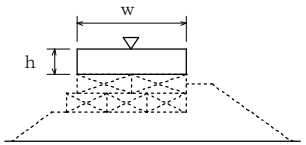	
						幅 w		－30			
						高さ h		－30			
						延長 L		－200			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	11	1	ケーソン工（ケーソン工製作）	バラストの基準高▽	砕石、砂	±100	各室中央部１ヶ所	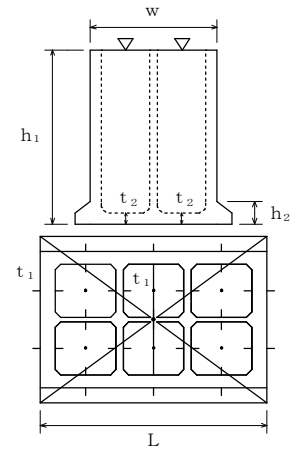	
							コンクリート	±50			
						壁厚 t_1		±10	底版完成時、各壁１ヶ所		
						幅 w		＋30，－10	各層完成時に中央部及び底版と天端は両端		
						高さ h_1		＋30，－10	完成時、四隅		
						長さ L		＋30，－10	各層完成時に中央部及び底版と天端は両端		
						底版厚さ t_2		＋30，－10	底版完成時、各室中央部１ヶ所		
						フーチング高さ h_2		＋30，－10	底版完成時、四隅		
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	11	2	ケーソン工（ケーソン工据付）	法線に対する出入 1、2		ケーソン重量 2000ｔ未満 ±100	据付完了後、両端２ヶ所	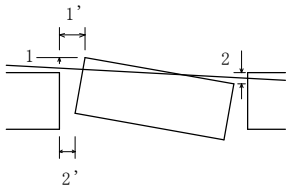	
								ケーソン重量 2000ｔ以上 ±150			
						据付目地間隔 1’、2’		ケーソン重量 2000ｔ未満 100 以下	据付完了後、天端２ヶ所		
								ケーソン重量 2000ｔ以上 200 以下			
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	11	3	ケーソン工（突堤上部工） 場所打コンクリート 海岸コンクリートブロック	基準高▽	陸上	±30	１室につき１ヶ所（中心）	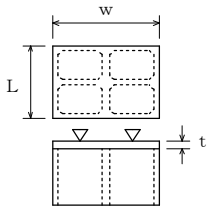	
							水中	±50			
						厚さ t		±30			
						幅 w		±30			
						長さ L		±30			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	12	1	セルラー工 (セルラー工製作)	壁厚 t	±10	型枠取外し後全数	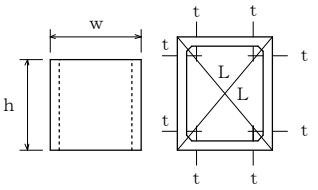	
						幅 w	+20，−10			
						高さ h	+20，−10			
						長さ L	+20，−10			
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	12	2	セルラー工 (セルラー工据付)	法線に対する出入 1、2	±50	据付後ブロック１個に２ヶ所（各段毎）	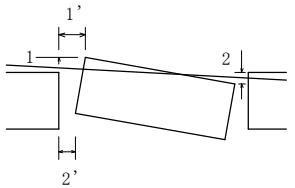	
						隣接ブロックとの間隔 1'、2'	50 以下			
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	12	3	セルラー工 (突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブロック	基準高▽ 陸上	±30	１室につき１ヶ所（中心）	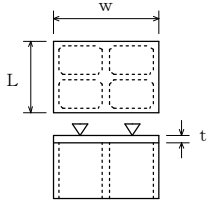	
						基準高▽ 水中	±50			
						厚さ t	±30			
						幅 w	±30			
						長さ L	±30			
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	6 根固め工	2		捨石工	基準高▽ 異形ﾌﾞﾛｯｸ据付面（乱積）の高さ	±500	施工延長 10mにつき、１測点当たり５点以上測定。		
						基準高▽ 異形ﾌﾞﾛｯｸ据付面（乱積）以外の高さ	±300			
						法長 ℓ	−100	幅は施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。	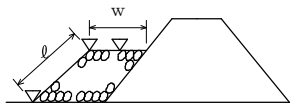	
						天端幅 w	−100			
						天端延長 L	−200			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	6 根固め工	3		根固めブロック工	基準高▽	層積	±300	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	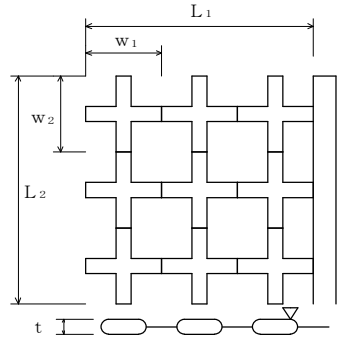	
							乱積	±ｔ／2			
						厚さ t		−20	幅、厚さは 40 個につき１ヶ所測定。		
						幅 w_1 w_2	層積	−20			
							乱積	−ｔ／2			
						延長 L_1 L_2	層積	−200	１施工箇所毎		
							乱積	−ｔ／2			
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	7 消波工	2		捨石工	基準高▽	異形ﾌﾞﾛｯｸ据付面（乱積）の高さ	±500	施工延長 10mにつき、１測点当たり５点以上測定。	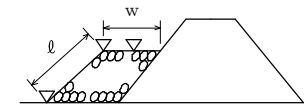	
							異形ﾌﾞﾛｯｸ据付面（乱積）以外の高さ	±300			
						法長 ℓ		−100	幅は施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２箇所、延長はセンターライン及び表裏法肩。		
						天端幅 w		−100			
						天端延長 L		−200			
7 河川海岸編	2 突堤・人工岬	7 消波工	3		消波ブロック工	基準高▽	層積	±300	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所。延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	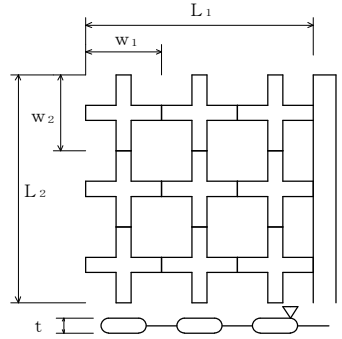	
							乱積	±ｔ／2			
						厚さ t		−20	幅、厚さは 40 個につき１ヶ所測定。		
						幅 w_1, w_2		−20			
						延長 L_1, L_2		−200			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目			規格値	測定基準	測定箇所	摘要
7 河川海岸編 ﾌﾟﾚｼﾞｬｰ堤潜ｺﾝ堤岸離	3 海域堤防（人工リ）	3 海域堤基礎工	3		捨石工	基準高 ▽	本均し		±50	施工延長 10mにつき、１測点当たり５点以上測定。	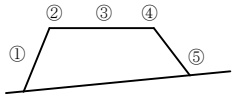	
							荒均し	異形ブロック据付面（乱積）の高さ	±500			
								異形ブロック据付面（乱積）以外の高さ	±300			
							被覆均し	異形ブロック据付面（乱積）の高さ	±500			
								異形ブロック据付面（乱積）以外の高さ	±300			
						法長 ℓ			－100	幅は施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。	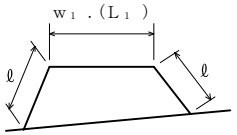	
						天端幅 w_1			－100			
						天端延長 L_1			－200			
7 河川海岸編 ﾌﾟﾚｼﾞｬｰ堤潜ｺﾝ堤岸離	3 海域堤防（人工リ）	4 海域堤本体工	2		捨石工	基準高 ▽	本均し（方塊ﾌﾞﾛｯｸの下面）		±50	施工延長 10mにつき、１測点当たり５点以上測定。	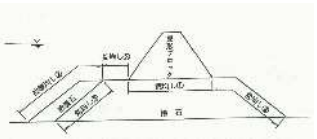	
							表面均し		±100			
							荒均①　ﾌﾞﾛｯｸを上載する面（層積）		±300			
							荒均①　ﾌﾞﾛｯｸを上載する面（乱積）		±500			
							荒均②　ﾌﾞﾛｯｸ被覆均しの乗らない面		±300			
							荒均③ 被覆石の下面		上面被覆均しの精度に合わせる			
							荒均④ 被覆ﾌﾞﾛｯｸ下面		±300			
							被覆均①		荒均①に同じ			
							被覆均②		荒均②に同じ			
						法長 l			－100	幅は施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。	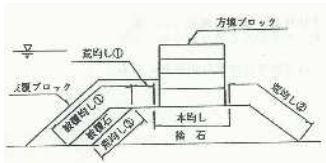	
						天端幅 w_1			－100			
						天端延長 L_1			－200			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8 砂防編	1 砂防堰堤	3 工場製作工	4		鋼製堰堤仮設材製作工	部材	部材長 ℓ（m）	±3…… ℓ ≦10 ±4…… ℓ ＞10	図面の寸法表示箇所で測定。		
8 砂防編	2 砂防堰堤	8 堰堤工	4		コンクリート堰堤本体工	基準高 ▽		±30	図面の表示箇所で測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による側転の管理方法を用いることができる。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。	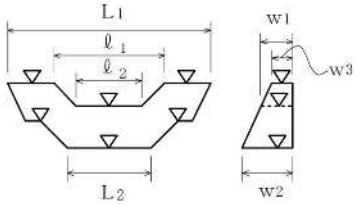	
						天端部 w_1, w_3 堤幅 w_2		−30			
						水通しの幅 ℓ_1 ℓ_2		±50			
						堤長 L_1, L_2		−100			
8 砂防編	2 砂防堰堤	8 堰堤工	6		コンクリート側壁工	基準高 ▽		±30	１．図面の寸法表示箇所を測定。 ２．上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 ３．長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による側転の管理方法を用いることができる。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。	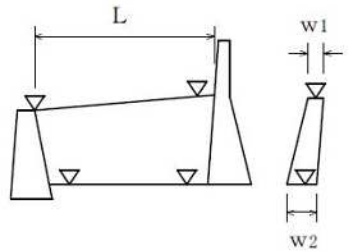	
						幅 w_1, w_2		−30			
						長さ L		−100			
8 砂防編	2 砂防堰堤	8 堰堤工	8		水叩工	基準高 ▽		±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による側転の管理方法を用いることができる。 ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。	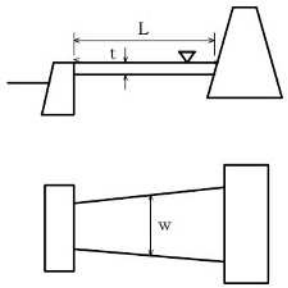	
						幅 w		−100			
						厚さ t		−30			
						延長 L		−100			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	5	1	鋼製堰堤本体工（不透過型）	水通し部	堤高 ▽	±50	1．図面に表示してある箇所で測定。 2．ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は＋の規格値は適用しない。	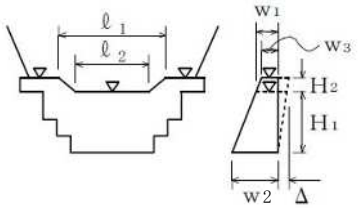	
							長さ ℓ	±100			
							幅 w_1, w_3	±50			
							下流側倒れ △	±0.02H_1			
						袖部	袖高 ▽	±50			
							幅 w_2	±50			
							下流側倒れ △	±0.02H_2			
8 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	5	2	鋼製堰堤本体工（透過型）	堤長L		±50	図面の寸法表示箇所で測定。	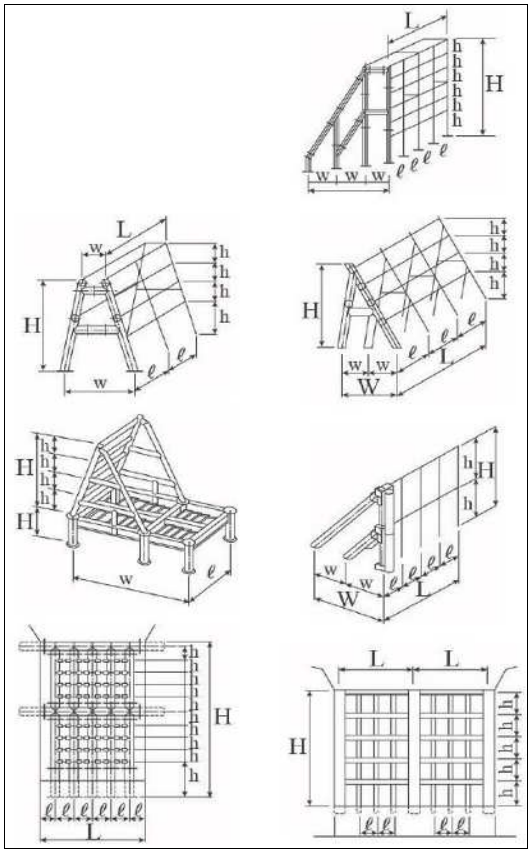	
						堤長 ℓ		±10			
						堤幅W		±30			
						堤幅w		±10			
						高さH		±10			
						高さ h		±10			

次頁に続く

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値
8 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	5	2	鋼製堰堤本体工（透過型）	堤長L		±50
						堤長 ℓ		±10
						堤幅W		±30
						堤幅w		±10
						高さH		±10
						高さ h		±10
8 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	6		鋼製側壁工	堤高 ▽		±50
						長さ L		±100
						幅 w_1, w_2		±50
						下流側倒れ △		±0.02h
						高さ h	h＜3m	−50
							h≧3m	−100

測定基準	測定箇所	摘要
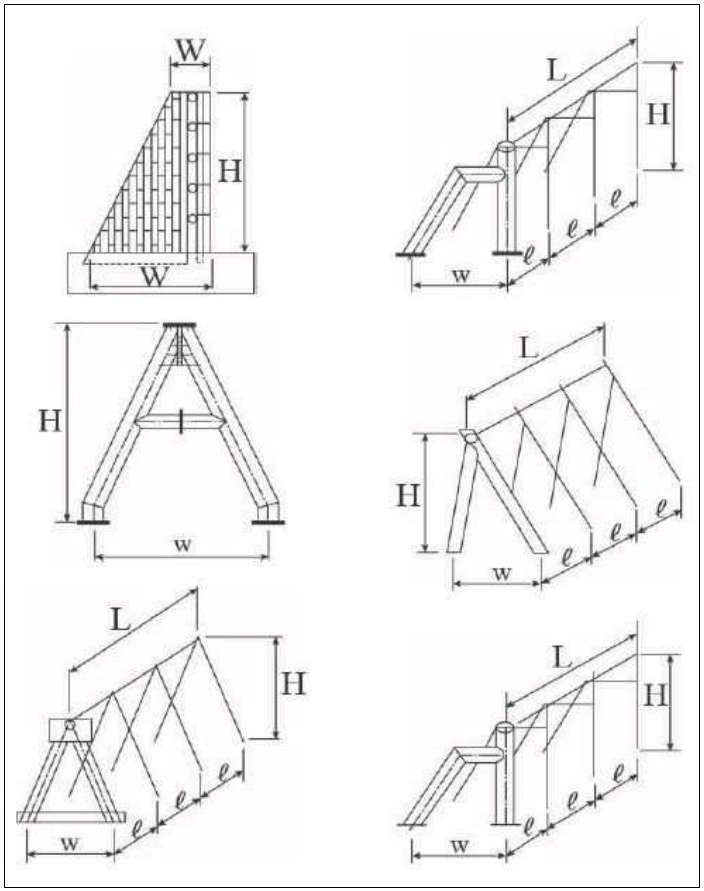		
1．図面に表示してある箇所で測定。 2．ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は＋の規格値は適用しない。	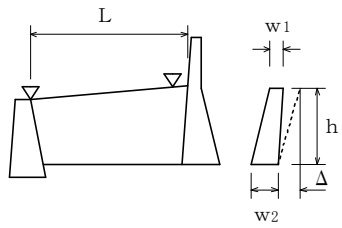	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	
8 砂防編	2 渓流保全工	5 床固め工	8		魚道工	基準高 ▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。	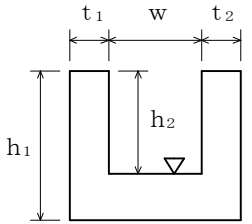	
						幅 w	−30			
						高さ h_1, h_2	−30			
						厚さ t_1, t_2	−20			
						延長 L	−200			
8 砂防編	2 渓流保全工	6 根固め・水制工	7	3	かご工（かごマット）			第 3 編 2-3-26-2 多自然型護岸工（かごマット）に準ずる。ただし、基準高の規格値は、−100 ㎜とし、測定位置は、測定箇所のとおりとする。	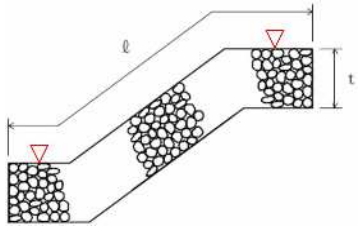	
8 砂防編	3 斜面対策	6 山腹水路工	4		山腹明暗渠工	基準高 ▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。	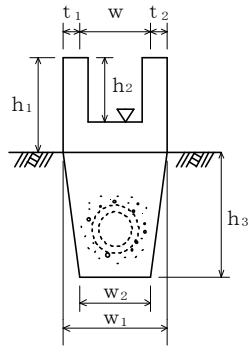	
						厚さ t_1, t_2	−20			
						幅 w	−30			
						幅 w_1, w_2	−50			
						高さ h_1, h_2	−30			
						深さ h_3	−30			
						延長 L	−200			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8 砂防編	3 斜面対策	7 地下水排除工	4		集排水ボーリング工	削孔深さ ℓ	設計値以上	全数	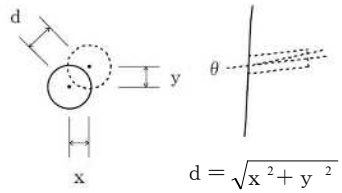	
						配置誤差 d	100			
						せん孔方向 θ	±2.5 度			
8 砂防編	3 斜面対策	7 地下水排除工	5		集水井工	基準高 ▽	±50	全数測定。 偏心量は、杭頭と底面の差を測定。	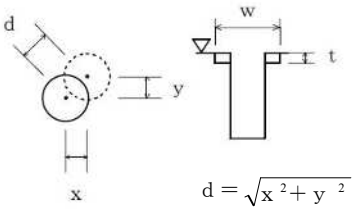	
						偏心量 d	150			
						長さ L	−100			
						巻立て幅 w	−50			
						巻立て厚さ t	−30			
8 砂防編	3 斜面対策	8 地下水遮断工	4		小型擁壁工	基準高 ▽	±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 箇所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。	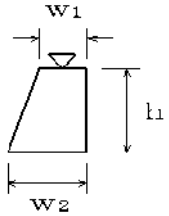	
						幅 w	−30			
						高さ h	−50			
						延長 L	−200	1 施工箇所毎		
8 砂防編	3 斜面対策	9 抑止杭工	6		合成杭工	基準高 ▽	±50	全数測定。		
						偏心量 d	D/4 以内 かつ 100 以内			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
ダトリクコダ	3コンクリートダム編	4工			コンクリートダム工（本体）	天端高 ▽	±20	1．図面の寸法表示箇所で測定。 2．上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（越流部堤頂高を含む）は、各ジョイントについて測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて5リフトごとに測定。 （注）堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。（堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む） ③ジョイント間隔（横継目）は、5リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、天端中心線延長を測定。 3． ①越流堤頂部、天端仕上げなどの平坦性の測定方法は、監督職員の指示による。 ②監査廊の敷高、幅、高さ、平坦性などの測定方法は監督職員の指示による。	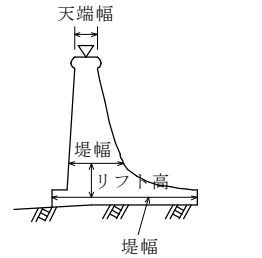 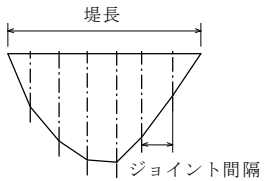 (注)1. j：ジョイント	
						天端幅	±20			
						ジョイント間隔	±30			
						リフト高	±50			
						堤幅	−30，+50			
						堤長	−100			
ダトリクコダ	3コンクリートダム編	4工			コンクリートダム工（水叩）	天端高 ▽	±20	1．図面の寸法表示箇所で測定。 2．上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高（敷高）、ジョイント間は各ジョイント、各測点の交点部を測定。 ②長さは、各ジョイントごとに測定。 ③幅は、各測点ごとに測定。 3．水叩の平坦性の測定は監督職員の指示による。	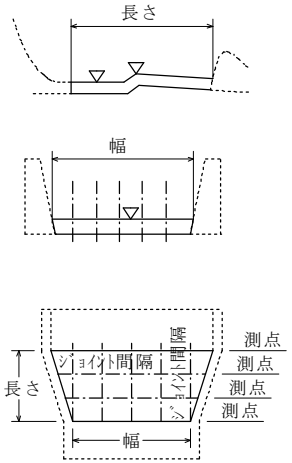	
						ジョイント間隔	±30			
						幅	±40			
						長さ	−100，+60			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
3 コンクリートダム編	4 ダム工	4			コンクリートダム工（副ダム）	天端高 ▽	±20	1．図面の寸法表示箇所で測定。 2．上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高は、各ジョイントごとに測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて3リフトごとに測定。 （注）堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。（堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む） ③ジョイント間隔は、3リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、各測点ごとに測定。	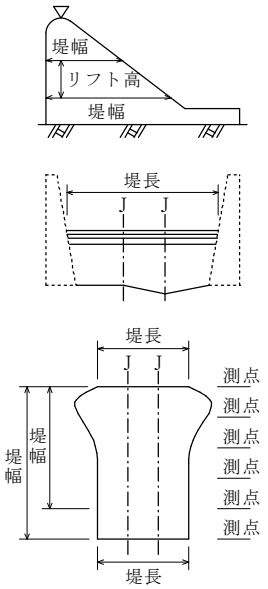 J：ジョイント	
						ジョイント間隔	±30			
						リフト高	±50			
						堤幅	−30，＋50			
						堤長	±40			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
第3編 ダム編	第4章 コンクリートダム	4 工			コンクリートダム工（導流壁）	天端高 ▽	±30	1．図面の寸法表示箇所で測定。 2．上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高、天端幅は、各測点、又はジョイントごとに測定。 ②リフト高、厚さは、各測点、又はジョイントについて３リフトごとに測定。 （注）リフト高、厚さの測定は、前面、背面型枠設置後からとする。なお、リフト高、厚さの測定箇所は、前面背面型枠と水平打継目の接触部とする。 ③長さは、天端中心線の水平延長又は、測点に直角な水平延長を測定。	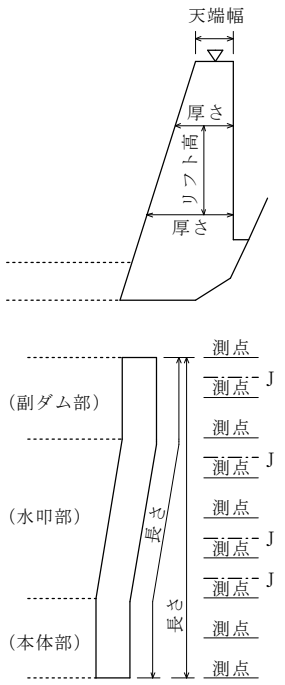 J：ジョイント	
						ジョイント間隔	±20			
						リフト高	±50			
						長さ	±100			
						厚さ	±20			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
9 ダム編	2 フィルダム	4 盛立工	5		コアの盛立	基準高 ▽	設計値以上	各測点について５層毎に測定。 ※外側境界線は標準機種（タンピングローラ）の場合		
						外側境界線	−0，＋500			
9 ダム編	2 フィルダム	4 盛立工	6		フィルターの盛立	基準高 ▽	−0	各測点について５層毎に測定。		
						外側境界線	−0，＋1000			
						盛立幅	−0，＋1000			
9 ダム編	2 フィルダム	4 盛立工	7		ロックの盛立	基準高 ▽	−100	各測点について盛立５m毎に測定。		
						外側境界線	−0，＋2000			

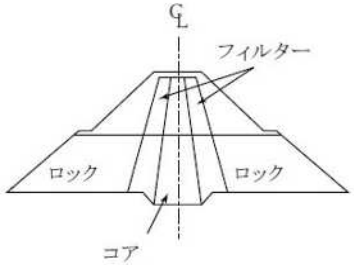

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
9 ダム編	2 フィルダム				フィルダム（洪水吐）	基準高 ▽	±20	1．図面の寸法表示箇所で測定。 2．1回／1施工箇所	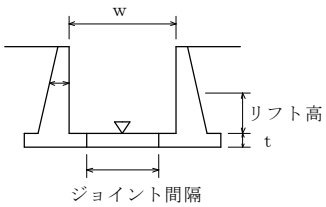	
						ジョイント間隔	±30			
						厚さ t	±20			
						幅 w	±40			
						リフト高さ	±20			
						長さ L	±100			
グラウチング 9 リダム編	3 ボ基礎グラウチング	工			ボーリング工	深度 L	設計値以上	ボーリング工毎 ※配置位置の規定はコンクリート面で行うカーテングラウトに適用する。	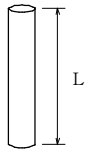	
						配置誤差	100			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	1 道路改良	3 工場製作工	2		遮音壁支柱製作工	部材	部材長 ℓ （m）	±3… ℓ ≦10 ±4… ℓ ＞10	図面の寸法表示箇所で測定。		
10 道路編	1 道路改良	9 カルバート工	6		場所打函渠工	基準高 ▽		±30	両端、施工継手及び図面の寸法表示箇所で測定。	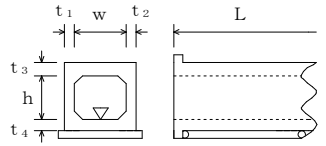	
						厚さ	t_1～t_4	−20			
						幅（内法）	w	−30			
						高さ	h	±30			
						延長 L	L＜20m	−50			
							L≧20m	−100			
10 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	4		落石防止網工	幅	w	−200	1施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による側転の管理方法を用いることができる。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
						延長	L	−200			
10 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	5		落石防護柵工	高さ	h	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき1ヶ所、施工延長 40m（又は 50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による側転の管理方法を用いることができる。	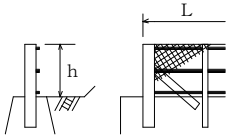	
						延長	L	−200	1施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による側転の管理方法を用いることができる。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
10 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	6		防雪柵工	高さ	h	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき1ヶ所、施工延長 40m（又は 50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による側転の管理方法を用いることができる。	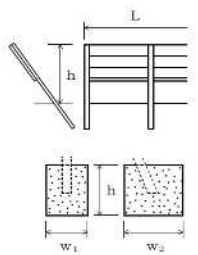	
						延長	L	−200	1施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による側転の管理方法を用いることができる。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
						基礎	幅 w_1, w_2	−30	基礎1基毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による側転の管理方法を用いることができる。		
						基礎	高さ h	−30			

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	単位 mm 摘要
10 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	7		雪崩予防柵工	高さ h		±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、施工延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	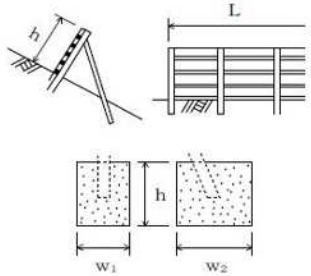	
						延長 L		−200	１施工箇所毎		
						基礎	幅 w_1, w_2	−30	基礎１基毎		
						基礎	高さ h	−30			
						アンカー長 ℓ	打込み ℓ	−10%	全数		
						アンカー長 ℓ	埋込み ℓ	−5%			
						アンカー長 ℓ					
10 道路編	1 道路改良	12 遮音壁工	4		遮音壁基礎工	幅 w		−30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、施工延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	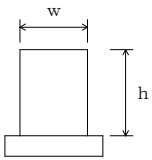	
						高さ h		−30	１施工箇所毎		
						延長 L		−200			
10 道路編	1 道路改良	12 遮音壁工	5		遮音壁本体工	支柱	間隔 w	±15	施工延長５スパンにつき１ヶ所	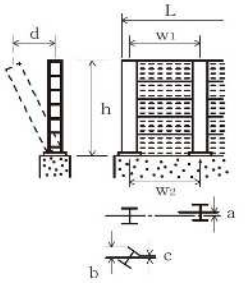	
						支柱	ずれ a	10			
						支柱	ねじれ b−c	5			
						支柱	倒れ d	h×0.5%			
						高さ h		+30, −20			
						延長 L		−200	１施工箇所毎		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上			
10 道路編	2 舗装	4 舗装工			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	基準高▽	±50		—	基準高は片側延長 40m毎に１ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長 200m毎に１ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長 80m毎に１ヶ所測定。 ※両端部２点で測定する。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が 2,000m2 以上の場合。 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積が 2,000m2 未満 ○厚さは、個々の測定値が 10 個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータが 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						厚さ	t＜15cm	−30	−10			
							t≧15cm	−45	−15			
						幅	−100		—			
10 道路編	2 舗装	4 舗装工			歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	厚さ	−９		−３	幅は、片側延長 80m毎に１ヶ所の割で測定。厚さは、片側延長 200m毎に１ヶ所コアーを採取して測定。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	○施工規模の考え方 ・中規模以上の工事とは、１層あたりの施工面積が 2,000m2 以上かつ使用する 基層および表層用混合物の総使用量が 500t 以上の場合。 ・小規模工事とは、１層あたりの施工面積が 2,000m2 未満または使用する基層および表層用混合物の総使用量が 500t 未満(コンクリートでは 400m3 未満) ○厚さは、個々の測定値が 10 個に９個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータが 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						幅	−25		—			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	2 舗装	5 排水構造物工（路面排水工）	9		排水性舗装用路肩排水工	基準高 ▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。 なお、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						延長 L	－200	１ヶ所／１施工箇所 なお、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
10 道路編	2 舗装	7 踏掛版工	4		踏掛版工 （コンクリート工）	基準高	±20	１ヶ所／１踏掛版		
						各部の厚さ	±20	１ヶ所／１踏掛版		
						各部の長さ	±30	１ヶ所／１踏掛版		
					（ラバーシュー）	各部の長さ	±20	全数		
						厚さ	－			
					（アンカーボルト）	中心のずれ	±20	全数		
						アンカー長	±20	全数		
10 道路編	2 舗装	9 標識工	4	1	大型標識工 （標識基礎工）	幅 w_1, w_2	－30	基礎一基毎 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による側転の管理方法を用いることができる。	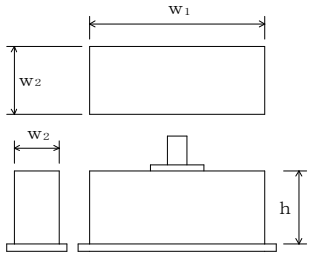	
						高さ h	－30			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	2 舗装	9 標識工	4	2	大型標識工（標識柱工）	設置高さ H	設計値以上	1ヶ所／1基 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による側転の管理方法を用いることができる。	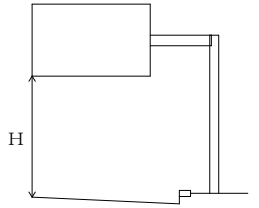	
10 道路編	2 舗装	12 道路付属施設工	5	1	ケーブル配管工	埋設深 ▽	0～＋50	接続部間毎に1ヶ所	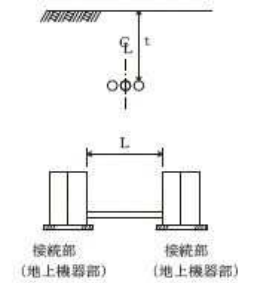	
						延長 L	－200	接続部間毎で全数		
10 道路編	2 舗装	12 道路付属施設工	5	2	ケーブル配管工（ハンドホール）	基準高 ▽	±30	1ヶ所毎 ※印は、現場打ちのある場合	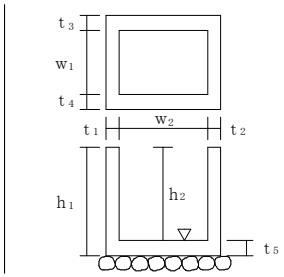	
						※厚さ t_1～t_5	－20			
						※幅 w_1, w_2	－30			
						※高さ h_1, h_2	－30			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	2 舗装	12 道路付属施設工	6		照明工（照明柱基礎工）	幅 w		−30	1ヶ所／1施工箇所	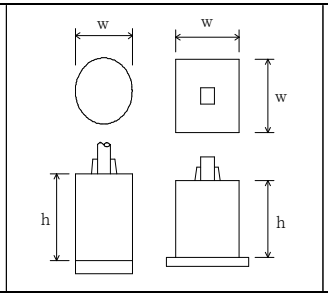	
						高さ h		−30			
10 道路編	3 橋梁下部	3 工場製作工	3		鋼製橋脚製作工 トラス材	部材	橋脚柱とベースプレートの鉛直度 δ（mm）	w/500	各橋脚柱、ベースプレートを測定。	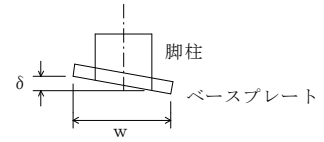	
									全数を測定。	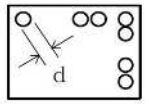	
						ベ	孔の位置	±2			
							孔の径 d	0〜5	全数を測定。		
						仮組立時	柱の中心間隔、対角長L（m）	±5… L≦10m ±10… 10＜L≦20m ±（10＋（L−20）/10） …20m＜L	両端部及び片持ばり部を測定。	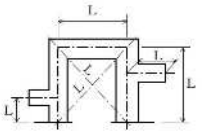	
							はりのキャンバー及び柱の曲がり δ（mm）	L/1,000	各主構の各格点を測定。	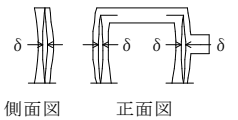	
							柱の鉛直度 δ（mm）	10…H≦10 H/1,000 …H＞10	各柱及び片持ばり部を測定。	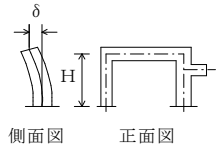	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	3 橋梁下部	6 橋台工	8		橋台躯体工	基準高 ▽		±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。（アンカーボルト孔の鉛直度を除く） ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	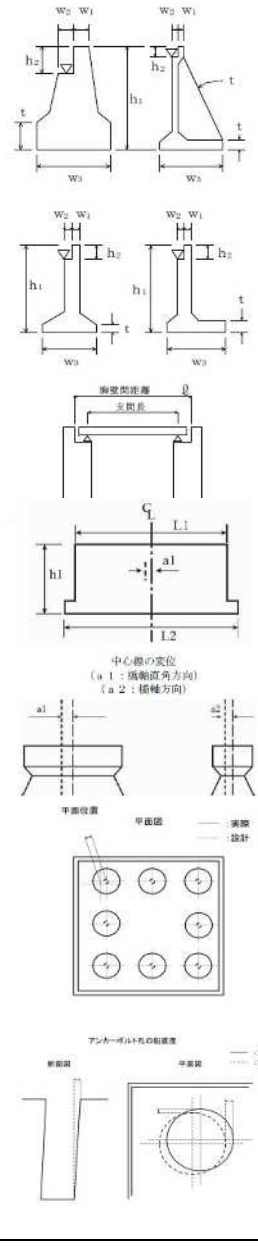	
						厚さ t		−20			
						天端幅 w_1（橋軸方向）		−10			
						天端幅 w_2（橋軸方向）		−10			
						敷幅 w_3（橋軸方向）		−50			
						高さ h_1		−50			
						胸壁の高さ h_2		−30			
						天端長 ℓ_1		−50			
						敷長 ℓ_2		−50			
						胸壁間距離 ℓ		±30			
						支間長及び中心線の変位		±50			
					トルボ｜カンア	支承部アンカーボルトの箱抜き規格値	計画高	＋10～−20	支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は沓座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。 アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った２隅で計測。		
							平面位置	±20			
							ｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄ孔の鉛直度	1/50 以下			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	3 橋梁下部	7 RC橋脚工	9	1	橋脚躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式) トルボ｜カンア	基準高 ▽		±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。（アンカーボルト孔の鉛直度を除く） ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	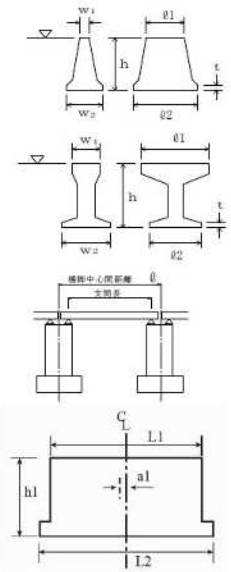	
						厚さ t		−20			
						天端幅 w_1 (橋軸方向)		−20			
						敷幅 w_2 (橋軸方向)		−50			
						高さ h		−50			
						天端長 ℓ_1		−50			
						敷長 ℓ_2		−50			
						橋脚中心間距離 ℓ		±30			
						支間長及び 中心線の変位		±50			
						支承部の箱抜き規格値	計画高	＋10～－20	支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は沓座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。 アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った２隅で計測。	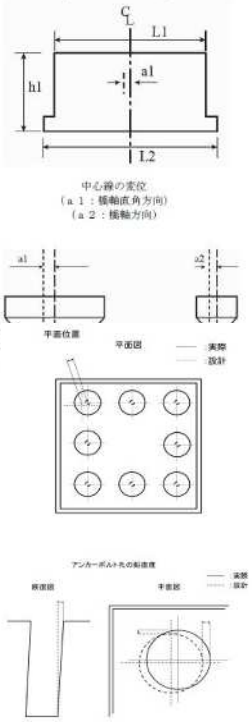	
							平面位置	±20			
							ｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄ孔の鉛直度	1/50 以下			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	3 橋梁下部	7 RC橋脚工	9	2	橋脚躯体工 (ラーメン式) トルボ｜カンア	基準高 ▽		±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）構造物工編（試行）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く) ただし、「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	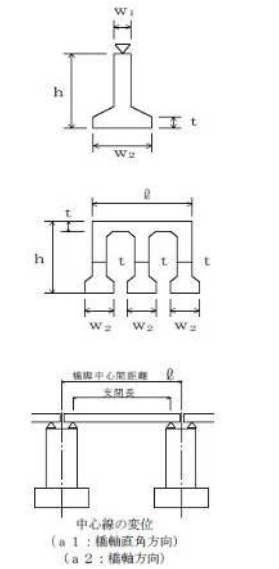	
						厚さ t		−20			
						天端幅 w_1		−20			
						敷幅 w_2		−20			
						高さ h		−50			
						長さ ℓ		−20			
						橋脚中心間距離 ℓ		±30			
						支間長及び中心線の変位		±50			
						支承部アの箱抜き規格値	計画高	＋10～−20	支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は沓座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。 アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った２隅で計測。		
							平面位置	±20			
							ｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄ孔の鉛直度	1/50 以下			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	9	1	橋脚フーチング工（Ⅰ型・Ｔ型）	基準高 ▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。	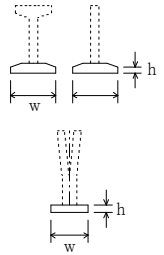	
						幅 w（橋軸方向）	−50			
						高さ h	−50			
						長さ ℓ	−50			
10 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	9	2	橋脚フーチング工（門型）	基準高 ▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。	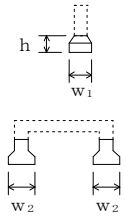	
						幅 w_1, w_2	−50			
						高さ h	−50			
10 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	10	1	橋脚架設工（Ⅰ型・Ｔ型）	基準高 ▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。	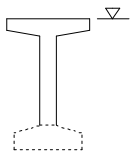 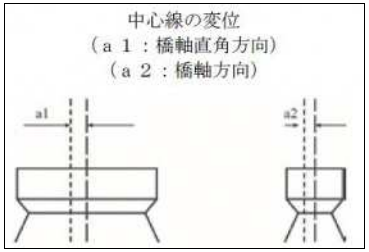	
						橋脚中心間距離 ℓ	±30			
						支間長及び中心線の変位	±50			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	10	2	橋脚架設工（門型）	基準高 ▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。	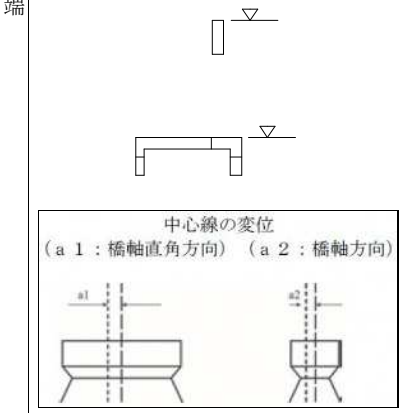	
						橋脚中心間距離 ℓ	±30			
						支間長及び中心線の変位	±50			
10 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	11		現場継手工	現場継手部のすき間 δ_1, δ_2 (mm)	5 ※±5	主桁、主構の全継手数の 1／2 を測定。 ※は耐候性鋼材（裸使用）の場合		
10 道路編	4 鋼橋上部	3 工場製作工	9		橋梁用高欄製作工	部材 部材長 ℓ （m）	±3……ℓ≦10 ±4……ℓ＞10	図面の寸法表示箇所で測定。		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要
							ｺﾝｸﾘｰﾄ橋	鋼橋			
10 道路編	4 鋼橋上部	5 鋼橋架設工	10	1	支承工（鋼製支承）	据付け高さ 注１）	±5		支承全数を測定。 Ｂ：支承中心間隔（m）		
						可動支承の移動可能量 注２）	設計移動量以上				
						支承中心間隔（橋軸直角方向）	±5	±(4＋0.5×(B-2))			
						水平度 橋軸方向	1/100				
						水平度 橋軸直角方向					
						可動支承の橋軸方向のずれ 同一支承線上の相対誤差	5				
						可動支承の機能確認 注３）	温度変化に伴う移動量計算値の 1/2 以上				
10 道路編	4 鋼橋上部	5 鋼橋架設工	10	2	支承工（ゴム支承）	据付け高さ 注１）	±5		支承全数を測定。 Ｂ：支承中心間隔（m）		
						可動支承の移動可能量 注２）	設計移動量以上				
						支承中心間隔（橋軸直角方向）	±5	±(4+0.5×(B-2))			
						水平度 橋軸方向	1/300				
						水平度 橋軸直角方向					
						可動支承の橋軸方向のずれ 同一支承線上の相対誤差	5				
						可動支承の機能確認 注３）	温度変化に伴う移動量計算値の 1/2 以上				

測定基準

支承全数を測定。
Ｂ：支承中心間隔（m）

支承の平面寸法が 300㎜以下の場合は、水平面の高低差を 1㎜ 以下とする。なお、支承を勾配なりに据え付ける場合を除く。

注１）先固定の場合は、支承上面で測定する。

注２）可動支承の遊間(La,Lb)を計測し、支承据付時のオフセット量δを考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。

注３）可動支承の移動量検査は、仮設完了後に実施する。詳細は道路橋支承便覧参照。

支承全数を測定。
Ｂ：支承中心間隔（m）

上部構造部材下面とゴム支承面との接触面、及びゴム支承と台座モルタルとの接触面に肌すきが無いことを確認。

支承の平面寸法が 300㎜以下の場合は、水平面の高低差を 1㎜ 以下とする。なお、支承を勾配なりに据え付ける場合を除く。

注１）先固定の場合は、支承上面で測定する。

注２）可動支承の遊間(La,Lb)を計測し、支承据付時のオフセット量δを考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。

注３）可動支承の移動量検査は、仮設完了後に実施する。詳細は道路橋支承便覧参照。

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	3		落橋防止装置工	アンカーボルト孔の削孔長	設計値以上	全数測定		
						アンカーボルト定着長	−20 以内 かつ −1D 以内	全数測定 D：アンカーボルト径（mm）		
10 道路編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	5		地覆工	地覆の幅 w_1	−10 ～ +20	1径間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。	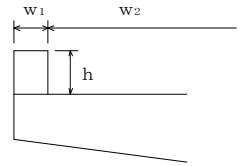	
						地覆の高さ h	−10 ～ +20			
						有効幅員 w_2	0 ～ +30			
10 道路編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	6 7		橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	天端幅 w1	-5 ～ +10	1径間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。	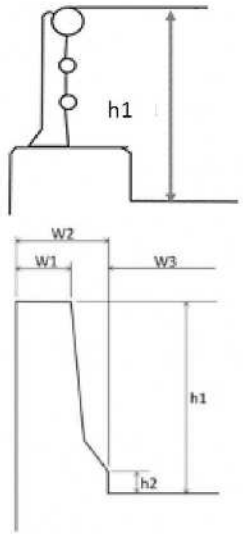	
						地覆の幅 w2	-10 ～ +20			
						高さ h1	-20 ～ +30			
						高さ h2	-10 ～ +20			
						有効幅員 w3	0 ～ +30			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	8		検査路工	幅	±3	1ブロックを抽出して測定。		
						高さ	±4			
10 道路編	5 橋上部	6 桁橋工	2		プレビーム桁製作工（現場）	幅 w	±5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 ℓ：スパン長	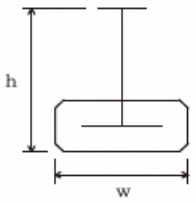	
						高さ h	10 −5			
						桁長 ℓ スパン長	ℓ＜15…±10 ℓ≧15… ±（ℓ−5） かつ −30㎜以内			
						横方向最大タワミ	0.8ℓ			
10 道路編 （NATM）	6 トンネル	4 支保工	3		吹付工	吹付け厚さ	設計吹付け厚以上。ただし、良好な岩盤で施工端部、突出部等の特殊な箇所は設計吹付け厚の1／3以上を確保するものとする。	施工延長40m毎に図に示す。 (1)～(7)及び断面変化点の検測孔を測定。 注）良好な岩盤とは、「道路トンネル技術基準（構造編）・同解説」にいう地盤等級Ａ又はＢに該当する地盤とする。	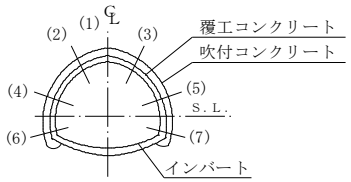	
10 道路編 （NATM）	6 トンネル	4 支保工	4		ロックボルト工	位置間隔	—	施工延長40m毎に断面全本数検測。		
						角度	—			
						削孔深さ	—			
						孔径	—			
						突出量	プレート下面から10cm以内			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編（トンネル（NATM））	6	5 覆工	3		覆工コンクリート工	基準高（拱頂）	±50	(1) 基準高、幅、高さは、施工 40mにつき１ヶ所。 (2) 厚さ (ｲ) コンクリート打設前の巻立空間を１打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 (ﾛ) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて１打設長の端面（施工継手の位置）において、図に示す各点の巻厚測定を行う。 (ﾊ) 検測孔による巻厚の測定は図の(1)は 40mに１ヶ所、(2)～(3)は100mに１ヶ所の割合で行う。 なお、トンネル延長が 100m以下のものについては、１トンネル当たり２ヶ所以上の検測孔による測定を行う。 ただし、以下の場合には、左記の規格値は適用除外とする。 ・良好な地山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の３分の１以下のもの。 なお、変形が収束しているものに限る。 ・異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。 計測手法については、従来管理のほかに「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。	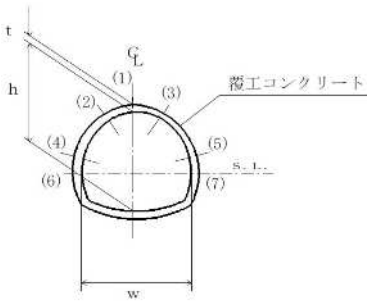	
						幅 w（全幅）	−50			
						高さh（内法）	−50			
						厚さ t_1	設計値以上			
						延長 L	—			
10 道路編（トンネル）	6	5 覆工	5		床版コンクリート工	幅 w	−50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は50m）につき１ヶ所、延長 40m（又は50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。		
						厚さ t	−30			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
ハルネット10バイオMTAN	6 道路編	6 工	4		インバート本体工	幅 w（全幅）		−50	(1) 幅は、施工40mにつき１ヶ所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を１打設長の終点を図に示す各点で測定。 (ロ) コンクリート打設後、インバートコンクリートについて１打設長の端面（施工継手の位置）において、図に示す各点の巻厚測定を行う。	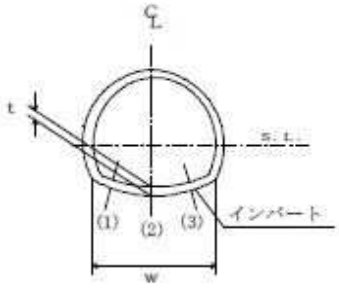	
						厚さ t_1		設計値以上			
						延長 L		—			
ハルネット10バイオMTAN	6 道路編	8 坑門工	4		坑門本体工	基準高 ▽		±50	図面の主要寸法表示箇所で測定。	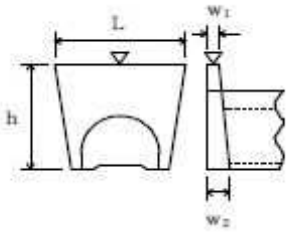	
						幅 w_1, w_2		−30			
						高さ h	h＜3m	−50			
							h≧3m	-100			
						延長 L		−200			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値
10 道路編	6	8 坑門工	5		明り巻工	基準高▽（拱長）	±50
						幅 w（全幅）	−50
						高さ h（内法）	−50
						厚 さ t	−20
						延 長 L	−

測定基準	測定箇所	摘要
基準高、幅、高さ、厚さは、施工延長40mにつき1ヶ所を測定。 なお、厚さについては図に示す各点①～⑩において、厚さの測定を行う。	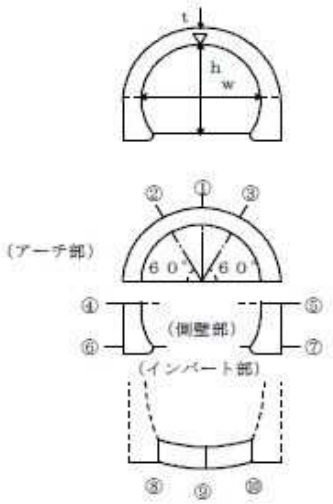	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	2		現場打躯体工	基準高 ▽	±30	両端・施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所で測定。	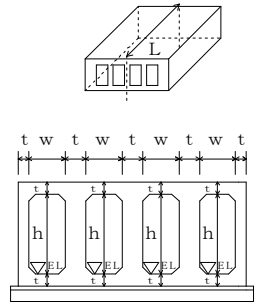	
						厚さ t	−20			
						内空幅 w	−30			
						内空高 h	±30			
						ブロック長 L	−50			
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	4		カラー継手工	厚さ t	−20	図面の寸法表示箇所で測定。	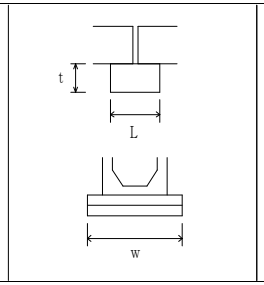	
						幅 w	−20			
						長さ L	−20			
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	5	1	防水工（防水）	幅 w	設計値以上	両端・施工継手箇所の底版・側壁・頂版で測定。	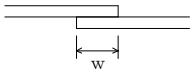	
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	5	2	防水工（防水保護工）	厚さ t	設計値以上	両端・施工継手箇所の「四隅」で測定。		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	11 共同溝	6 現場打構築工	5	3	防水工（防水壁）	高さ h	−20	図面の寸法表示箇所で測定。	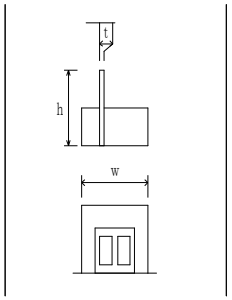	
						幅 w	±50			
						厚さ t	−20			
10 道路編	11 共同溝	7 プレキャスト構築工	2		プレキャスト躯体工	基準高 ▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。ただし、基準高の適用は据付後の段階検査時のみ適用する。	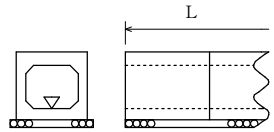	
						延長 L	−200	延長：１施工箇所毎		
10 道路編	12 電線共同溝	5 電線共同溝工	2		管路工（管路部）	埋設深	0～＋50	接続部（地上機器部）間毎に１ヶ所。	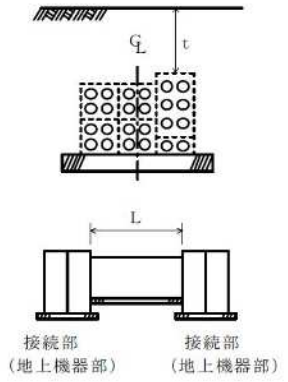	
						延長 L	−200	接続部（地上機器部）間毎で全数。 【管路センターで測定】		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	12 電線共同溝	5 電線共同溝工	3		プレキャストボックス工（特殊部）	基準高 ▽	±30	接続部（地上機器部）間毎に１ヶ所。	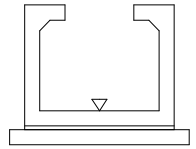	
10 道路編	12 電線共同溝	6 付帯設備工	2		ハンドホール工	基準高 ▽	±30	１ヶ所毎 ※は現場打部分のある場合	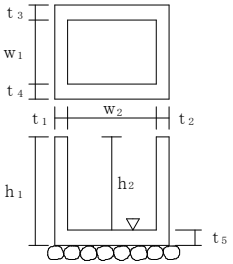	
						※厚 さ t_1～t_5	−20			
						※幅 w_1，w_2	−30			
						※高 さ h_1，h_2	−30			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値 個々の測定値（X）	規格値 測定値の平均 $\bar{X}$	測定基準	測定箇所	摘要
10 道路編	14 道路維持	4 舗装工	5	1	切削オーバーレイ工	厚さ t（切削）	-7	-2	厚さは 40m毎に「現舗装高と切削後の基準高の差」「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長 80m毎に１ヶ所の割とし、延長 80m未満の場合は、２ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数、厚さを変えることが出来る。 「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	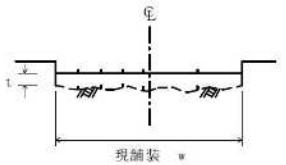 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						厚さ t（オーバーレイ）	-9				
						幅 w	-25				
						延長 L	-100				
						平坦性	—	3m ﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ（σ）2.4mm 以下 直読式(足付き)（σ）1.75mm 以下			
10 道路編	14 道路維持	4 舗装工	5	2	切削オーバーレイ工（面管理の場合）厚さｔまたは標高較差（切削）のみ	厚さ t（標高較差）（切削）	-17 (17)（面管理として緩和）	-2 (2)	１.「３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 ２．計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さｔ または標高較差（切削）を算出する。計測密度は1点/m2（平面投影面積当たり）以上とする。 ３．厚さｔまたは標高較差（切削）は、現舗装高と切削後の基準高との差で算出する。 ４．厚さ（ｵｰﾊﾞｰﾚｲ）は40m 毎に「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 ５．幅は、延長 80m毎に１ ヶ所の割とし、延長 80m未満の場合は、２ヶ所／施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。	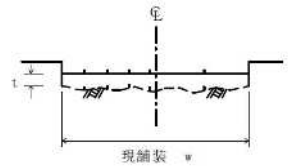 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						厚さ t（オーバーレイ）	-9				
						幅 w	-25				
						延長 L	-100				
						平坦性	—	3m ﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ（σ）2.4mm 以下 直読式(足付き)（σ）1.75mm 以下			
10 道路編	14 道路維持	4 舗装工	7		路上再生工	路盤工 厚さ t	−30		幅は延長 80m毎に１ヶ所の割で測定。 厚さは、各車線 200m毎に左右両端及び中央の３点を掘り起こして測定。	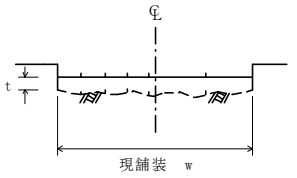	
						路盤工 幅 w	−50				
						路盤工 延長 L	−100				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値
10 道路編	15 道路修繕	3 工場製作工	4		桁補強材製作工	フランジ幅 w（m） 腹板高 h（m） 腹板間隔 b′（m）	±2…… w≦0.5 ±3…… 0.5＜w≦1.0 ±4…… 1.0＜w≦2.0 ±（3＋w／2）…2.0＜w
						フランジの直角度 δ（mm）	w／200
						圧縮材の曲がり δ（mm）	ℓ／1000

測定基準		測定箇所	摘要
鋼桁等	トラス・アーチ等		
主桁・主構	各支点及び各支間中央付近を測定。	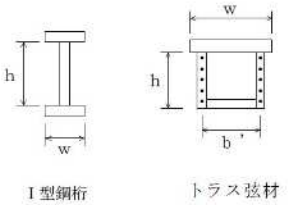	
床組など	構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。		
主桁	各支点及び各支間中央付近を測定。	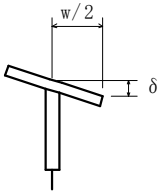	
－	主要部材全数を測定。 ℓ：部材長(mm)	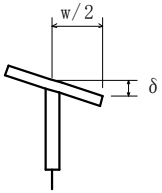	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
11 公園緑地編	1 基盤整備	3 敷地造成工			■公園土工（広場造成工に適用）	基準高		±60	1施工広場3箇所以上測定し、変化点は変化点ごとに測定する。		
						長さ	L≦30m	−1 %			
							L＞30m	−300			
						幅	L≦5m	−1 %			
						法長	L＞5m	−2 %			
11 公園緑地編	1 基盤整備	3 敷地造成工	2		表土保全工（表土掘削）	法長	L＜5m	−200	施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。施工面積 1,600m2 につき 1 ヶ所、面積 1,600m2 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。	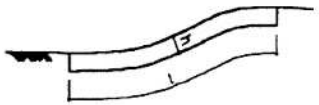	
							L≧5m	法長の −4 %			
						深さ h		−30			
11 公園緑地編	1 基盤整備	5 植栽基盤工	3	1	透水層工（開渠排水）	基準高▽		±30	施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。	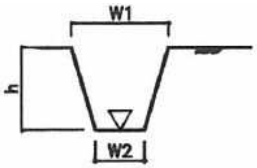	
						幅W_1、W_2		−50			
						高さ h		−30			
						延長 L		−200	1 施工箇所毎		
11 公園緑地編	1 基盤整備	5 植栽基盤工	3	2	透水層工（暗渠排水）	幅W_1、W_2		−50	施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。	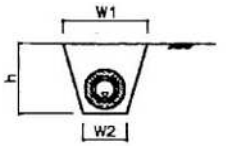	
						高さ h		−30			
						延長 L		−200	1 施工箇所毎		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
11 公園緑地編	1 基盤整備	5 植栽基盤工	4	1 2 3 4	土層改良工 （普通耕） （深耕） （混層耕） （心土破砕）	幅W	－100	耕転タイプ毎につき 1 ヶ所。 施工面積 1,600m2 につき 1 ヶ所、面積 1,600m2 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。	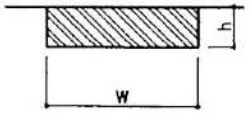	
						深さ h	－50			
11 公園緑地編	1 基盤整備	5 植栽基盤工	5	1 2 3 4	土性改良工 （土性改良） （中和剤施用） （除塩） （施肥）	幅W	－100	施肥配合タイプあるいは除塩毎につき 1 ヶ所。 施工面積 1,600m2 につき 1 ヶ所、面積 1,600m2 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。	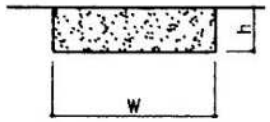	
						深さ h	－50			
11 公園緑地編	1 基盤整備	5 植栽基盤工	6	1 2 3 4	表土盛土工 （盛土（流用表土）） （盛土（発生表土）） （盛土（採取表土）） （盛土（購入表土））	基準高▽	－50	施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 施工面積 1,600m2 につき 1 ヶ所、面積 1,600m2 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 基準高は各法肩で測定。又は、施工面積のほぼ中心と各法方で測定。	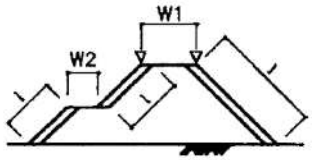	
						法長 ℓ ℓ＜5m	－100			
						法長 ℓ ℓ≧5m	法長の －2%			
						幅W_1、W_2	－100			
11 公園緑地編	1 基盤整備	5 植栽基盤工	7	2	人工地盤工 （押さえコンクリート）	基準高▽	設計値以上	施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。	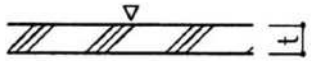	
						厚さ t	設計値以上			
						幅	－25			
11 公園緑地編	1 基盤整備	5 植栽基盤工	7	4	人工地盤工 （人工地盤排水工）	延長 L	－200	施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。		
						深さ h	－30			
11 公園緑地編	1 基盤整備	5 植栽基盤工	7	5 6	人工地盤工 （フィルター） （防根シート）	延長 L	－200	1 ヶ所／1 施工箇所		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
11 公園緑地編	1 基盤整備	5 植栽基盤工	7	9	人工地盤工（立排水浸透桝）	基準高▽	±30	1ヶ所毎 ※は、現場打部分のある場合。	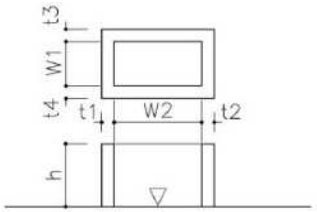	
						※厚さ t_1～t_4	−20			
						※幅W_1、W_2	−30			
						※高さh	−30			
11 公園緑地編	1 基盤整備	6 法面工	6		網柵	高さh	±30	1ヶ所／1施工箇所		
						延長L	−200			
11 公園緑地編	1 基盤整備	8 擁壁工	4	7	現場打擁壁工（擁壁高さ調整）	基準高▽	基準値	1ヶ所／1施工箇所		
11 公園緑地編	1 基盤整備	8 擁壁工	4	10 12	現場打擁壁工（公園基礎材）（公園均しコンクリート）	幅W	設計値以上	施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。施工面積 1,600m2 につき 1 ヶ所、面積 1,600m2 以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。	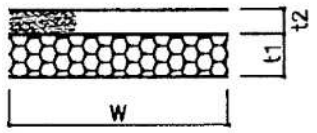	
						厚さ t_1、t_2	−30			
						延長L	各構造物の規格値による。			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
11 公園緑地編	1 基盤整備	8 擁壁工	8	1	石積工 （崩れ積）	基準高▽		±100	施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。	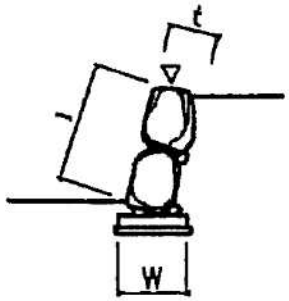	
						法長ℓ	ℓ＜3m	－50			
							ℓ≧3m	－100			
						厚さ（石積・張） t_1		－50			
						厚さ（裏込） t_2		－50			
						延長 L		－200			
11 公園緑地編	1 基盤整備	8 擁壁工	8	13	石積工 （石積高さ調整）	基準高▽		設計値	1 ヶ所／1 施工箇所		
11 公園緑地編	1 基盤整備	8 擁壁工	9		土留め	基準高▽		±50	施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。		
						高さ h		－50			
						根入れ長		設計値以上	1 施工箇所毎	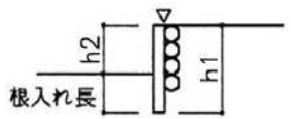	
						延長 L		－200			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
11 公園緑地編	1 基盤整備	10 公園施設等撤去・移設工	3	1	移設工（遊具移設）	設置高さ H_1 H		設計値以上	1ヶ所／1基	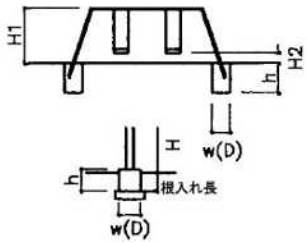	
						基礎	幅w（D）	−30	基礎1基毎		
							高さh	−30			
							根入れ長	設計値以上			
11 公園緑地編	1 基盤整備	10 公園施設等撤去・移設工	3	2	移設工（小工作物移設）	設置高		設計値以上	1ヶ所／1基	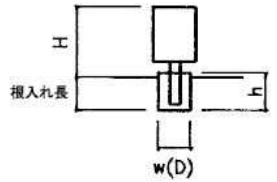	
						基礎	幅w（D）	−30	基礎1基毎		
							高さh	−30			
							根入れ長	設計値以上			
11 公園緑地編	2 植栽	3 植栽工			■樹木植栽工	樹高		−0	高中木 樹種毎 200本未満5％以上 500本未満4％以上 1，000本未満3％以上		
						目通り周（芝・付周）		−0			
						葉張径		−0	低木 樹種毎 200株未満3％以上 1，000株未満1．5％以上 2，000株未満0．8％以上		
					■地被類植栽工	樹高		−0	総辺数の1／3以上		
						辺長	L≦50m	−50			
							L＞50m	−100			
					■支柱工（木材、竹材）	長さ		−0	樹木植栽工に同じ		
						径		−0			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
11 公園緑地編	2 植栽	3 植栽工	10	1	樹木養生工（防風ネット）	高さH		±30			
						延長L		−200			
11 公園緑地編	2 植栽	3 植栽工	10	8	樹木養生工（保護柵）	設置高さH		設計値以上	1ヶ所／1施工箇所	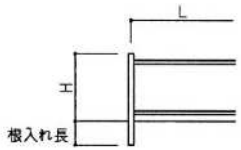	
						根入れ長		設計値以上			
						延長L		−200			
11 公園緑地編	2 植栽	3 植栽工	11		樹名板工（埋込型樹名板）	設置高さH		設計値以上	1ヶ所/5基		
						基礎	幅w（D）	−30	基礎5基毎		
							高さh	−30			
11 公園緑地編	2 植栽	3 植栽工	12		根囲い保護工	設置高さH		設計値以上	1ヶ所／1基		
						基礎	幅w（D）	−30	基礎1基毎		
							高さh	−30			
							根入れ長	設計値以上			
11 公園緑地編	3 緑地育成	3 植栽基盤改良工	3	1	透水層工（暗渠排水）	幅W1、W2		-50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 1施工箇所毎	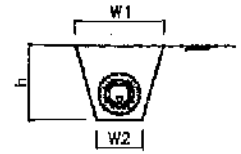	
						深さh		-30			
						延長L		-200			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
11 公園緑地編	3 緑地育成	3 植栽基盤改良工	4	1 2 3	土層改良工 (普通耕) (深耕) (混層耕)	幅W	−100	耕耘タイプ毎につき１ヶ所。 施工面積1,600 ㎡ につき１ヶ所、 面積 1,600 ㎡以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	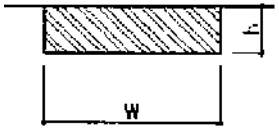	
						深さh	−50			
11 公園緑地編	3 緑地育成	3 植栽基盤改良工	4	4	土層改良工 (土壌入替え)	幅W	−100	施工面積1,600 ㎡につき１ヶ所、 面積 1,600 ㎡以下は１施工箇所につき２ヶ所。		
						深さh	−50			
11 公園緑地編	3 緑地育成	3 植栽基盤改良工	5	1	小規模土性改良工 (土壌改良材混入)	幅W	−100	土壌改良材タイプ毎につき１ヶ所。 施工面積1,600 ㎡につき１ヶ所、 面積 1,600 ㎡以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。		
						深さh	−50			
11 公園緑地編	3 緑地育成	3 植栽基盤改良工	5	2	小規模土性改良工 (施肥B)	幅W	−100	施肥配合ﾀｲﾌﾟ毎につき１ ヶ所。 施工面積1,600 ㎡につき１ヶ所、 面積 1,600 ㎡以下は１施工箇所につき２ヶ所。	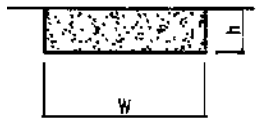	
						深さh	−50			
11 公園緑地編	3 緑地育成	5 樹木育成工	4	1	樹勢回復工 (施肥A)	幅W	−100	施肥配合タイプ毎につき１ヶ所。	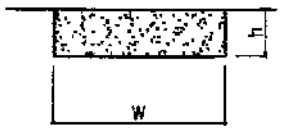	
						深さh	−50			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
11 公園緑地編	3 緑地育成	5 樹木育成工	4	2	樹勢回復工（施肥B）	幅W	−100	施肥配合タイプ毎につき１ヶ所。 施工面積 1,600 ㎡につき１ヶ所、面積 1,600 ㎡以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。	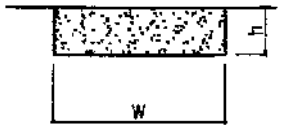	
						深さh	−50			
11 公園緑地編	3 緑地育成	5 樹木育成工	5	5	樹木養生工（防根シート）	延長L	−200	１ヶ所／1 施工箇所。		
11 公園緑地編	3 緑地育成	5 樹木育成工	5	7	樹木養生工（養生柵設置）	設置高さH	設計値以上	１ヶ所／１施工箇所。	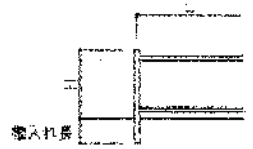	
						根入れ長	設計値以上			
						延長L	−200			
11 公園緑地編	3 緑地育成	6 芝生地育成工	3	1 2	芝生育成工（芝機械刈り）（芝人力刈り）	刈込高さ	設計値以内	施工面積 1,600 ㎡につき１ヶ所、 面積 1,600 ㎡以下のものは、１施工箇所につき２ヶ所。		
11 公園緑地編	3 緑地育成	7 樹木冬期対策工	4	2 3 4	中低木雪囲工（竹囲い）（屋根囲い）（板囲い）	高さh	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき１ヶ所。 延長 40m（又は 50m）以下のものは１施工箇所につき２ヶ所。		
						延長L	−200			
11 公園緑地編	4 施設整備	3 給水設備工	6	2	散水施設工（ミスト）	延長L	−200	１ヶ所／1 施工箇所		

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	単位：mm
11 公園緑地編	4 施設整備	3 給水設備工	6	3	散水施設工（ドリップパイプ）	延長Ｌ	－200	1 施工箇所毎		
11 公園緑地編	4 施設整備	3 給水設備工	10	1	給水管路工（給水管）	深さｈ	－30	施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。	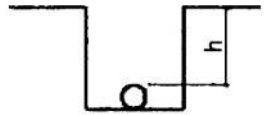	
11 公園緑地編	4 施設整備	3 給水設備工	10	3	給水管路工（埋設シート）	延長Ｌ	－200	施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。		
11 公園緑地編	4 施設整備	4 雨水排水設備工	6	2	側溝工（現場打Ｌ型側溝）	基準高▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。	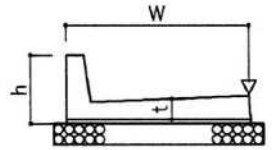	
						厚さｔ	－20			
						幅W	－30			
						高さｈ	－30			
						延長Ｌ	－200	1 施工箇所毎		
11 公園緑地編	4 施設整備	4 雨水排水設備工	6	5	側溝工（現場打側溝）	基準高▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。	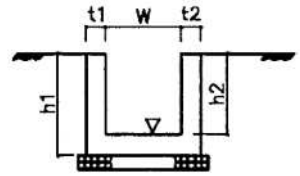	
						厚さ t_1、t_2	－20			
						幅W	－30			
						高さ h_1、h_2	－30			
						延長Ｌ	－200	1 施工箇所毎		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
11 公園緑地編	4 施設整備	4 雨水排水設備工	6	10	側溝工 （公園素掘側溝）	基準高▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。	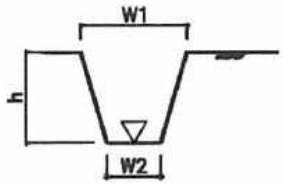	
						幅W_1、W_2	−50			
						高さ h	−30			
						延長 L	−200	1 施工箇所毎		
11 公園緑地編	4 施設整備	4 雨水排水設備工	6	12	側溝工 （側溝高さ調整）	基準高▽	設計値	1 ヶ所／1 施工箇所		
11 公園緑地編	4 施設整備	4 雨水排水設備工	8	11 12	集水桝・マンホール工 （桝高さ調整） （ﾏﾝﾎｰﾙ高さ調整）	基準高▽	±30	1 ヶ所／1 施工箇所		
11 公園緑地編	4 施設整備	4 雨水排水設備工	9	1 2	地下排水工 （透水ｺﾝｸﾘｰﾄ管） （化学繊維管）	基準高▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。	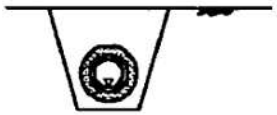	
						延長 L	−200	1 施工箇所毎		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
11 公園緑地編	4 施設整備	6 電気設備工	3	2	照明設備工 (ﾊﾝﾄﾞﾎｰﾙ高さ調整)	基準高▽		設計値			
11 公園緑地編	4 施設整備	6 電気設備工	3	3 4	照明設備工 (引込柱) (分電盤)	基準高▽		±30	1ヶ所／1基	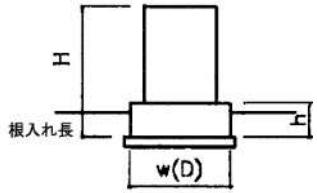	
						基礎	幅w（D）	−30	基礎1基毎		
							高さh	−30			
							根入れ長	設計値以上			
11 公園緑地編	4 施設整備	6 電気設備工	3	5	照明設備工 (分電盤高さ調整)	基準高▽		設計値	1ヶ所／1施工箇所		
11 公園緑地編	4 施設整備	6 電気設備工	3	6	照明設備工 (照明灯基礎)	基礎	幅W	−30	基礎1基毎	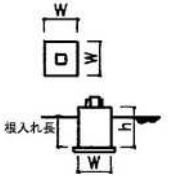	
							高さh	−30			
							根入れ長	設計値以上			
11 公園緑地編	4 施設整備	6 電気設備工	4		放送設備工 (スピーカー柱基礎)	基礎	幅w（D）	−30	基礎1基毎	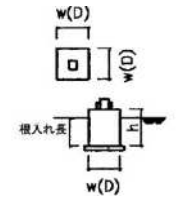	
							高さh	−30			
							根入れ長	設計値以上			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
11 公園緑地編	4 施設整備	6 電気設備工	5		監視カメラ設置工（監視カメラ柱基礎）	基礎	幅w（D）	−30	基礎1基毎	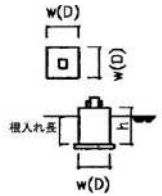	
							高さh	−30			
							根入れ長	設計値以上			
11 公園緑地編	4 施設整備	6 電気設備工	8	1 2 3	電線管路工 （電線管） （電線） （埋設シート）	深さh		−30	施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。	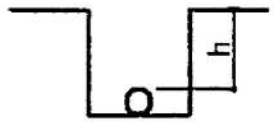	
						延長L		−200	1 施工箇所毎		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
11 公園緑地編	4 施設整備	7 園路広場整備工	5	1	アスファルト舗装工（下層路盤）	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長 40m毎又は、施工面積500m2 毎に 1 ヶ所の割とし、舗装中心線及び端部で測定。 厚さは各車線 200m毎又は、施工面積500m2 毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長 80m毎又は、施工面積 500m2 毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。なお、延長、施工面積が上述の規模以下の場合は、1 施工箇所につき 2 ヶ所を測定。		工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で 2,000m2 以上10,000m2 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000ｔ未満 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。
						厚さ	−45	−45	−15	−15			
						幅	−50	−50	—	—			
11 公園緑地編	4 施設整備	7 園路広場整備工	5	2	アスファルト舗装工（上層路盤）	厚さ	−25	−30	−8	−10	幅は、延長 80m毎又は、施工面積 500m2 毎に 1 ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎又は、施工面積 500m2 毎に 1 ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 なお、延長、施工面積が上述の規模以下の場合は、1 施工箇所につき 2 ヶ所を測定。		
						幅	−50	−50	—	—			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
11 公園緑地編	4 施設整備	7 園路広場整備工	5	4	アスファルト舗装工（基層）	厚さ	−9	−12	−3	−4	幅は、延長80m毎又は、施工面積500m2毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎又は、施工面積500m2毎に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。なお、延長、施工面積が上述の規模以下の場合は、1施工箇所につき2ヶ所を測定。		工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000ｔ未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアの採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 園路広場修繕工においては、平坦生の項目を省略することが出来る。
						幅	−25	−25	—	—			
11 公園緑地編	4 施設整備	7 園路広場整備工	5	6	アスファルト舗装工（表層）	厚さ	−7	−9	−2	−3	幅は、延長80m毎又は、施工面積500m2毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎又は、施工面積500m2毎に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。なお、延長、施工面積が上述の規模以下の場合は、1施工箇所につき2ヶ所を測定。		
						幅	−25	−25	—	—			
						平坦性	—		3mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ（σ）2.4mm以下 直読式（足付き）（σ）1.75mm以下				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
11 公園緑地編	4 施設整備	7 園路広場整備工	6	1	排水性舗装工（下層路盤）	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長 40m毎又は、施工面積500m2 毎に 1 ヶ所の割とし、舗装中心線及び端部で測定。 厚さは各車線 200m毎又は、施工面積500m2 毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長 80m毎又は、施工面積 500m2 毎に1ヶ所の割に測定。 なお、延長、施工面積が上述の規模以下の場合は、1 施工箇所につき 2 ヶ所を測定。		工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。
						厚さ	−45	−45	−15	−15			
						幅	−50	−50	—	—			
11 公園緑地編	4 施設整備	7 園路広場整備工	6	2	排水性舗装工（上層路盤）	厚さ	−25	−30	−8	−10	幅は、延長 80m毎又は、施工面積 500m2 毎に 1 ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎又は、施工面積 500m2 毎に 1 ヶ所を掘り起こして測定。 なお、延長、施工面積が上述の規模以下の場合は、1 施工箇所につき 2 ヶ所を測定。		コアの採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る
						幅	−50	−50	—	—			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
11 公園緑地編	4 施設整備	7 園路広場整備工	6	4	排水性舗装工（基層）	厚さ	−9	−12	−3	−4	幅は、延長80m毎又は、施工面積500m2毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎又は、施工面積500m2毎に1個の割でコアを採取して測定。 なお、延長、施工面積が上述の規模以下の場合は、1施工箇所につき2ヶ所を測定。		工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。
						幅	−25	−25	—	—			
11 公園緑地編	4 施設整備	7 園路広場整備工	6	6	排水性舗装工（表層）	厚さ	−7	−9	−2	−3	幅は、延長80m毎又は、施工面積500m2毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎又は、施工面積500m2毎に1個の割でコアを採取して測定。 なお、延長、施工面積が上述の規模以下の場合は、1施工箇所につき2ヶ所を測定。		コアの採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る
						幅	−25	−25	—	—			
						平坦性	—		3mﾌﾟﾛﾌｨﾙﾒｰﾀｰ（σ）2.4mm以下 直読式（足付き）（σ）1.75mm以下				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値 個々の測定値（X）	規格値 10個の測定値の平均（X_{10}）	測定基準	測定箇所	摘要
11 公園緑地編	4 施設整備	7 園路広場整備工	7	2	透水性舗装工（路盤）	基準高▽		±50	—	基準高は延長 40m毎又は、施工面積 500m2 毎に 1 ヶ所の割とし、舗装中心線及び端部で測定。 厚さは各車線 200m毎又は、施工面積 500m2 毎に 1 ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長 80m毎又は、施工面積500m2 毎に 1 ヶ所の割に測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 なお、延長、施工面積が上述の規模以下の場合は、1 施工箇所につき 2 ヶ所を測定。	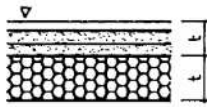	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000m2 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コアの採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る
						厚さ	t ＜150	−30	−10			
							t ≧150	−45	−15			
						幅		−100	—			
11 公園緑地編	4 施設整備	7 園路広場整備工	7	3	透水性舗装工（表層）	厚さ		−9	−3	幅は、延長 80m毎又は、施工面積 500m2 毎に 1 ヶ所の割とし、厚さは、各車線 200m毎又は、施工面積 500m2 毎に 1 ヶ所を掘り起こして測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。なお、延長、施工面積が上述の規模以下の場合は、1 施工箇所につき 2 ヶ所を測定。 ※歩道舗装に適用する。		
						幅		−25	—			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目			規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以上	測定基準	測定箇所	摘要
11 公園緑地編	4 施設整備	7 園路広場整備工	8	1 2 3 4	ｱｽﾌｧﾙﾄ系舗装工 （公園ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装） （公園ｱｽﾌｧﾙﾄ薄層ｶﾗｰ舗装） （透水性ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装） （脱色ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装）	基準高▽			±50		基準高は延長 40m毎又は、施工面積 500m2 毎に 1 ヶ所の割とし、舗装中心線及び端部で測定。 厚さは各車線 200m毎又は、施工面積 500m2 毎に 1 ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長 80m毎又は、施工面積 500m2 毎に 1 ヶ所の割に測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 なお、延長、施工面積が上述の規模以下の場合は、1 施工箇所につき 2 ヶ所を測定。	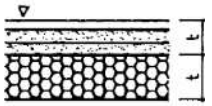	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000m2 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で 2,000m2 以上 10,000m2 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000ｔ未満 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアの採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。
						路盤工	厚さ	t＜150	—	−30			
								t≧150	—	−45			
							幅		−100				
						表層工	厚さ		−10		幅は、延長 80m毎又は、施工面積 500m2 毎に 1 ヶ所の割とし、厚さは、各車線 200m毎又は、施工面積 500m2 毎に 1 ヶ所を掘り起こして測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 なお、延長、施工面積が上述の規模以下の場合は、1 施工箇所につき 2 ヶ所を測定。		
							幅		−25				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
11 公園緑地編	4 施設整備	7 園路広場整備工	18	6	階段工 （階段高さ調整）	基準高▽	設計値	1 箇所／1 施工箇所		
11 公園緑地編	4 施設整備	7 園路広場整備工	19	1 4 6	公園橋工 （公園橋橋台） （石橋橋台） （木橋橋台）	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は図面の寸法表示ヶ所で測定	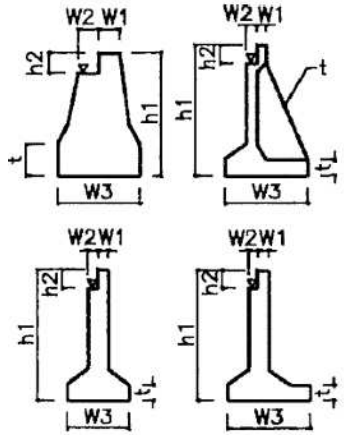	
						厚さ t				
						天端幅W_1 （橋軸方向）				
						天端幅W_2 （橋軸方向）				
						敷幅W_3 （橋軸方向）				
						高さh_1				
						胸壁の高さh_2				
						天端長ℓ_1				
						敷　長ℓ_2				
						胸壁間距離ℓ				
						支点長及び 中心線の変化				
11 公園緑地編	4 施設整備	7 園路広場整備工	19	2 3 5 7 8	公園橋工 （公園橋設置） （八ッ橋） （石橋設置） （木橋設置） （浮き桟橋）	基準高▽	±30	1 ヶ所／1 施工箇所	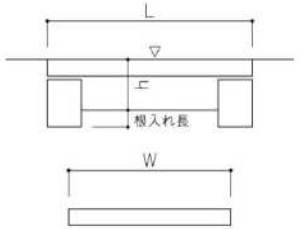	
						高さ h	±30			
						幅W	−30			
						延長 L	−30			
						根入れ長	設計値以上			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
11 公園緑地編	4 施設整備	7 園路広場整備工	20	1 2	デッキ工 (デッキ基礎) (デッキ設置)	基準高▽		±30	1 基礎毎	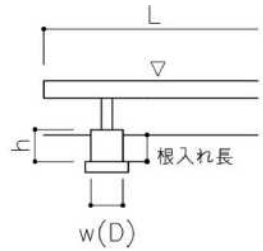	
						基礎	幅w（D）	−30			
							高さh	−30			
							根入れ長	設計値以上			
						延長L		−30			
11 公園緑地編	4 施設整備	8 修景施設整備工	5	1 2	袖垣・垣根工 (袖垣) (垣根)	高さh		±30	施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1 ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。	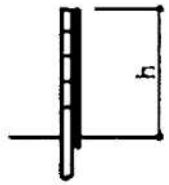	
						延長L		−200			
11 公園緑地編	4 施設整備	8 修景施設整備工	7	1 2	トレリス工 (トレリス) (緑化フェンス)	基準高▽		設計値以上	1 ヶ所／1 基	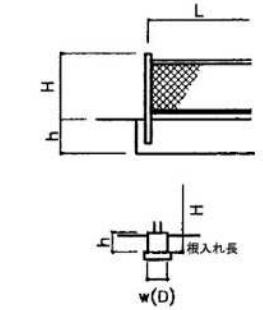	
						基礎	幅w（D）	−30	基礎 1 基毎		
							高さh	−30			
							根入れ長	設計値以上			
						延長L		−30	1 ヶ所／1 施工箇所		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
11 公園緑地編	4 施設整備	8 修景施設整備工	8	1 2	モニュメント工 (モニュメント) (記念碑)	基準高▽		設計値以上	1ヶ所／1基 基礎1基毎 1ヶ所／1施工箇所	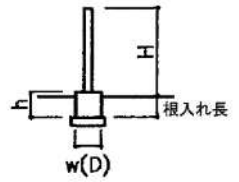	
						基礎	幅w（D）	−30			
						基礎	高さh	−30			
						基礎	根入れ長	設計値以上			
						延長L		−200			
11 公園緑地編	4 施設整備	8 修景施設整備工	9	1	小規模水景施設工 (流れ)	基準高▽0、▽1		±30	1ヶ所／1施工箇所 ※標準図を持っている、又は単一断面の場合に適用する。	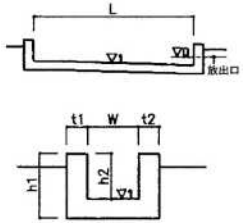	
						厚さt1、t2		−20			
						幅W		−30			
						高さh1、h2		−30			
						延長L		−200			
11 公園緑地編	4 施設整備	8 修景施設整備工	9	2	小規模水景施設工 (滝)	基準高▽		±30	1ヶ所／1施工箇所 ※標準図を持っている、又は単一断面の場合に適用する。	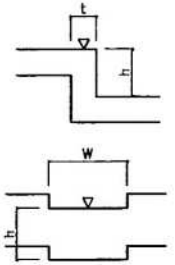	
						厚さt		−20			
						幅W		−30			
						高さh		−30			
11 公園緑地編	4 施設整備	8 修景施設整備工	9	3	小規模水景施設工 (池)	基準高▽0、▽1		±30	1ヶ所／1施工箇所 ※標準図を持っている、又は単一断面の場合に適用する。	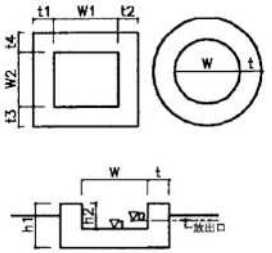	
						厚さt1～t4		−20			
						幅W1、W2		−30			
						高さh1、h2		−30			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
11 公園緑地編	4 施設整備	8 修景施設整備工	9	4	小規模水景施設工（州浜）	厚さ t	－20	1ヶ所／1施工箇所 ※標準図を持っている、又は単一断面の場合に適用する。	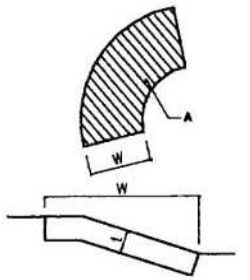	
						幅W	－30			
						面積A	設計値以上			
11 公園緑地編	4 施設整備	8 修景施設整備工	9	5	小規模水景施設工（壁泉）	基準高▽0、～▽n	±30	1ヶ所／1施工箇所 ※標準図を持っている、又は単一断面の場合に適用する。	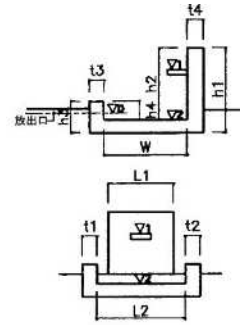	
						厚さ t1、～t4	－20			
						幅W	－30			
						高さ h1～h2	－30			
						長さ L1、L2	－30			
11 公園緑地編	4 施設整備	8 修景施設整備工	9	6	小規模水景施設工（カスケード）	基準高▽0～▽n	±30	1ヶ所／1施工箇所 ※標準図を持っている、又は単一断面の場合に適用する。	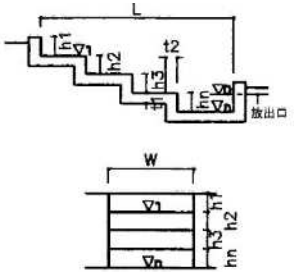	
						厚さ t1、t2	－20			
						幅W	－30			
						高さ h1～hn	－30			
						長さ L	－30			
						段数	0段			
11 公園緑地編	4 施設整備	8 修景施設整備工	9	7	小規模水景施設工（カナール）	基準高▽0、▽1	±30	1ヶ所／1施工箇所 ※標準図を持っている、又は単一断面の場合に適用する。	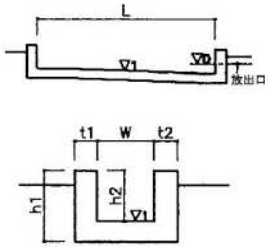	
						厚さ t1、t4	－20			
						幅W1	－30			
						高さ h1、h2	－30			
						延長 L	－200			
						幅W	－30			
						面積A	設計値以上			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
11 公園緑地編	4 施設整備	9 遊戯施設整備工	3	1	遊具組立設置工（ブランコ）	設置高さH_1、H_2		±30	1ヶ所／1基 基礎1基毎	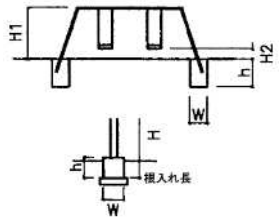	
						基礎	幅W	−30			
							高さh	−30			
							根入れ長	設計値以上			
11 公園緑地編	4 施設整備	9 遊戯施設整備工	3	2	遊具組立設置工（ジャングルジム）	設置高さH		±30	1ヶ所／1基 基礎1基毎	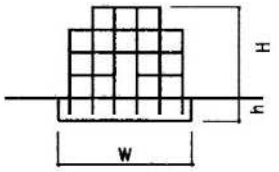	
						基礎	幅W	−30			
							高さh	−30			
							根入れ長	設計値以上			
11 公園緑地編	4 施設整備	9 遊戯施設整備工	3	3	遊具組立設置工（滑台）	設置高さH_1、H_2		±30	1ヶ所／1基 基礎1基毎	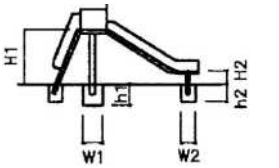	
						基礎	幅W_1、W_2	−30			
							高さh_1、h_2	−30			
							根入れ長	設計値以上			
11 公園緑地編	4 施設整備	9 遊戯施設整備工	3	4	遊具組立設置工（シーソー）	設置高さH_1、H_2		±30	1ヶ所／1基 基礎1基毎	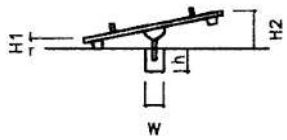	
						基礎	幅W	−30			
							高さh	−30			
							根入れ長	設計値以上			
11 公園緑地編	4 施設整備	9 遊戯施設整備工	3	5	遊具組立設置工（鉄棒）	設置高さH_1、H_2		±30	1ヶ所／1基 基礎1基毎	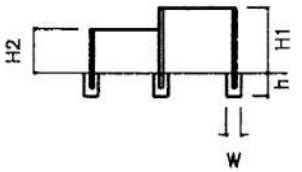	
						基礎	幅W	−30			
							高さh	−30			
							根入れ長	根入れ長			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
11 公園緑地編	4 施設整備	9 遊戯施設整備工	3	6	遊具組立設置工（ラダー）	設置高さH_1、H_2		±30	1ヶ所／1基 基礎1基毎	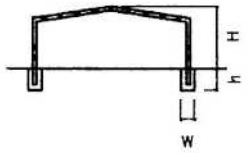	
						基礎	幅W	−30			
							高さh	−30			
							根入れ長	設計値以上			
11 公園緑地編	4 施設整備	9 遊戯施設整備工	3	7	遊具組立設置工（はん登棒）	設置高さH		±30	1ヶ所／1基 基礎1基毎	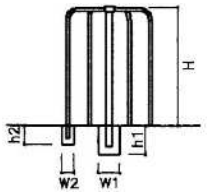	
						基礎	幅W_1、W_2	−30			
							高さh_1、h_2	−30			
							根入れ長	設計値以上			
11 公園緑地編	4 施設整備	9 遊戯施設整備工	3	8	遊具組立設置工（スプリング遊具）	設置高さH_1、H_2		±30	1ヶ所／1基 基礎1基毎	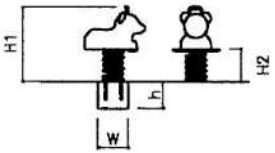	
						基礎	幅W	−30			
							高さh	−30			
							根入れ長	設計値以上			
11 公園緑地編	4 施設整備	9 遊戯施設整備工	3	9	遊具組立設置工（複合遊具）	設置高さH_1～H_n		±30	1ヶ所／1基 基礎1基毎	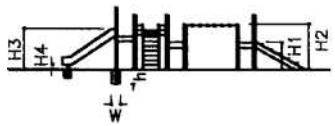	
						基礎	幅W	−30			
							高さh	−30			
							根入れ長	設計値以上			
11 公園緑地編	4 施設整備	9 遊戯施設整備工	3	10	遊具組立設置工（アスレチック遊具）	設置高さH_1、H_2		±30	1ヶ所／1基 基礎1基毎	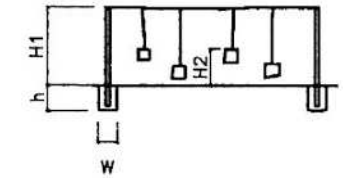	
						基礎	幅W	−30			
							高さh	−30			
							根入れ長	設計値以上			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
11 公園緑地編	4 施設整備	9 遊戯施設整備工	3	11	遊具組立設置工（健康遊具施設）	設置高さH_1、H_2		±30	1ヶ所／1基	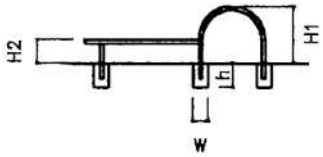	
						基礎	幅W	−30	基礎1基毎 ※監督職員との協議による。		
							高さh	−30			
							根入れ長	設計値以上			
11 公園緑地編	4 施設整備	9 遊戯施設整備工	4	1	小規模現場打遊具工（砂場）	基準高▽		±30	1ヶ所／1施工箇所 ※標準図を持っている、又は単一断面の場合に適用する。	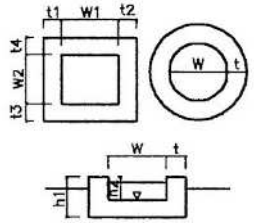	
						厚さt_1～t_4		−20			
						幅W_1、W_2		−30			
						高さh_1、h_2		−30			
11 公園緑地編	4 施設整備	9 遊戯施設整備工	4	2	小規模現場打遊具工（現場打遊具）	厚さt		−20	1ヶ所／1施工箇所 ※標準図を持っている、又は単一断面の場合に適用する。	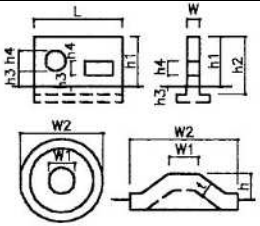	
						幅W_1、W_2		−30			
						高さh_1～h_4		−30			
						長さL		−30			
11 公園緑地編	4 施設整備	9 遊戯施設整備工	4	3	小規模現場打遊具工（徒渉池）	基準高$▽_0$、$▽_1$		±30	1ヶ所／1施工箇所 ※標準図を持っている、又は単一断面の場合に適用する。	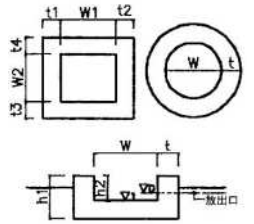	
						厚さt_1～t_4		−20			
						幅W_1、W_2		−30			
						高さh_1、h_2		−30			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	摘要
11 公園緑地編	4 施設整備	10 サービス施設整備工	3		時計台工 （時計台）	設置高さH		設計値以上	1ヶ所／1基 基礎1基毎	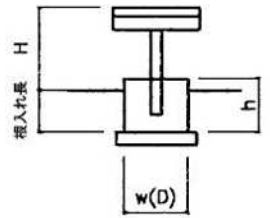	
						基礎	幅W（D）	−30			
							高さh	−30			
							根入れ長	設計値以上			
11 公園緑地編	4 施設整備	10 サービス施設整備工	4		水飲み場工 （水飲み場）	設置高さH_1～H_3		±30	1ヶ所／1基 基礎1基毎	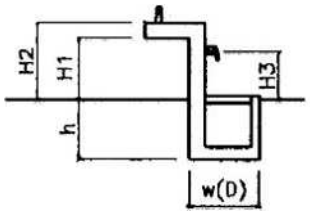	
						基礎	幅W（D）	−30			
							高さh	−0			
							根入れ長	設計値以上			
11 公園緑地編	4 施設整備	10 サービス施設整備工	6	1 2 3 4 5	テーブル・ベンチ工 （ベンチ） （縁台） （テーブル） （スツール） （野外卓）	設置高さH_1～H_3		±30	1ヶ所／1基 基礎1基毎	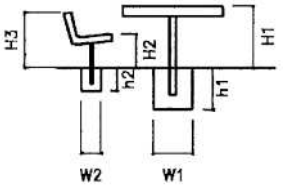	
						基礎	幅W_1、W_2	−30			
							高さh_1、h_2	−30			
							根入れ長	設計値以上			
11 公園緑地編	4 施設整備	10 サービス施設整備工	8		炊事場工 （炊事場）	基準高▽		±30	1ヶ所／1基	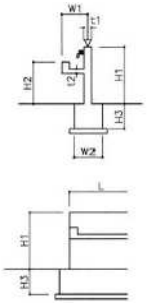	
						厚さt_1、t_2		−20			
						幅W_1、W_2		−30			
						高さH_1～H_3		−30			
						長さL		−30			

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	単位：mm
11 公園緑地編	4 施設整備	11 管理施設整備工	3		リサイクル施設工 (リサイクル施設基盤)	基準高▽		±30	1ヶ所／1施工箇所	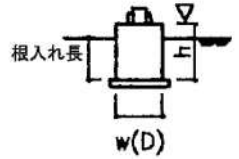	
						基礎	幅W（D）	−30			
							高さh	−30			
							根入れ長	設計値以上			
11 公園緑地編	4 施設整備	11 管理施設整備工	5	1 2	ごみ施設工 (くず入れ) (吸殻入れ)	設置高さH		設計値以上	1ヶ所／1基 基礎1基毎	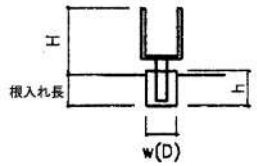	
						基礎	幅W（D）	−30			
							高さh	−30			
							根入れ長	設計値以上			
11 公園緑地編	4 施設整備	11 管理施設整備工	6		井戸工 (手押しポンプ)	設置高さH		設計値以上	1ヶ所／1基 基礎1基毎	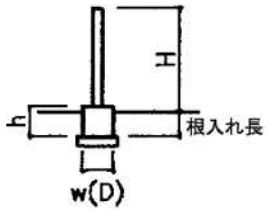	
						基礎	幅W（D）	−30			
							高さh	−30			
							根入れ長	設計値以上			
11 公園緑地編	4 施設整備	11 管理施設整備工	7	1 2 3	門扉工 (門壁) (門柱) (門扉)	設置高さH		設計値以上	1ヶ所／1基 基礎1基毎	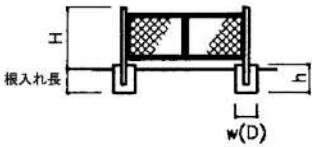	
						基礎	幅W（D）	−30			
							高さh	−30			
							根入れ長	設計値以上			
11 公園緑地編	4 施設整備	11 管理施設整備工	8	1 2 3 4 5 6 7	柵工 (フェンス) (柵) (手すり) (転落(横断)防止柵) (ガードレール) (ガードケーブル) (ガードパイプ)	設置高さH		設計値以上	施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1施工箇所につき 2ヶ所。 1ヶ所／1施工箇所	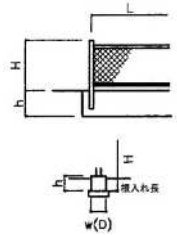	
						基礎	幅W（D）	−30			
							高さh	−30			
							根入れ長	設計値以上			
						延長L		−200			

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	単位：mm
11 公園緑地編	4 施設整備	11 管理施設整備工	9	1 2 3	車止め工 (車止め) (車止めポスト) (車椅子ゲート)	設置高さH		設計値以上	1ヶ所／1基	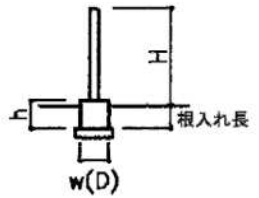	
						基礎	幅W（D）	−30	基礎1基毎		
							高さh	−30			
							根入れ長	設計値以上			
11 公園緑地編	4 施設整備	12 建築施設組立設置工	3		四阿工 (四阿基礎)	基準高▽		±30	1ヶ所／1施工箇所	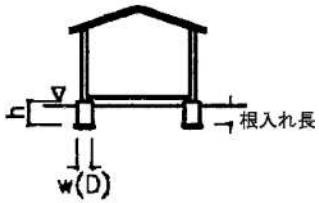	
						基礎	幅W（D）	−30			
							高さh	−30			
							根入れ長	設計値以上			

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	単位：mm 摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
11 公園緑地編	5 グラウンド・コート整備	3 グラウンド・コート舗装工	4	1	グラウンド・コート用舗装工（下層路盤）	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長 40m毎又は、施工面積500m2 毎に 1 ヶ所の割とし、舗装中心線及び端部で測定。 厚さは各車線 200m毎又は、施工面積500m2 毎に 1 ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長 80m毎又は、施工面積 500m2 毎に 1 ヶ所の割に測定。 なお、延長、施工面積が上述の規模以下の場合は、1 施工箇所につき 2 ヶ所を測定。		工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で 2,000m2 以上 10,000m2 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000ｔ未満 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。
						厚さ	−45	−45	−15	−15			
						幅	−50	−50	—	—			
11 公園緑地編	5 グラウンド・コート整備	3 グラウンド・コート舗装工	4	2 3	グラウンド・コート用舗装工（上層路盤）（中層）	厚さ	−25	−30	−8	−10	幅は、延長 80m毎又は、施工面積 500m2 毎に 1 ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎又は、施工面積 500m2 毎に 1 ヶ所を掘り起こして測定。 なお、延長、施工面積が上述の規模以下の場合は、1 施工箇所につき 2 ヶ所を測定。		
						幅	−50	−50	—	—			

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	単位：mm 摘要
							個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X_{10}）				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
11 公園緑地編	5 グラウンド・コート整備	3 グラウンド・コート舗装工	4	4	グラウンド・コート用舗装工（表層）	厚さ	−9	−12	−3	−4	幅は、延長80m毎又は、施工面積500m2毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎又は、施工面積500m2毎に1個の割でコアを採取して測定。 なお、延長、施工面積が上述の規模以下の場合は、1施工箇所につき2ヶ所を測定。		工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m2以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m2以上10,000m2未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000ｔ未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。
						幅	−25	−25	—	—			

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目			規格値		測定基準	測定箇所	摘要
									個々の測定値（X）	10個の測定値の平均（X10）			単位：mm
									中規模以上	小規模以上 / 中規模以上			
11 公園緑地編	5 グラウンド・コート整備	3 グラウンド・コート舗装工	4	5 6	グラウンド・コート用舗装工（クレー舗装）（アンツーカー舗装）	路盤工	基準高▽		±50	—	基準高は延長 40m毎又は、施工面積 500m2 毎に 1 ヶ所の割とし、舗装中心線及び端部で測定。 厚さは各車線 200m毎又は、施工面積 500m2 毎に 1 ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長 80m毎又は、施工面積 500m2 毎に 1 ヶ所の割に測定。 なお、延長、施工面積が上述の規模以下の場合は、1 施工箇所につき 2 ヶ所を測定。	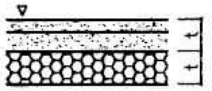	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000m2 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で 2,000m2 以上 10,000m2 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000ｔ未満 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。
							厚さ	t＜150	—	−30	−10		
								t≧150	—	−45	−15		
							幅		−100		—		
						表層工	厚さ		−10		幅は、延長 80m毎又は、施工面積 500m2 毎に 1 ヶ所の割とし、厚さは、各車線 200m毎又は、施工面積 500m2 毎に 1 ヶ所を掘り起こして測定。 なお、延長、施工面積が上述の規模以下の場合は、1 施工箇所につき 2 ヶ所を測定。		
							幅		−25				
						平坦性 テニスコート 陸上競技場 野球場			± 5mm 以内 ±10mm 以内 ±20mm 以内				

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値 個々の測定値（X） 中規模以上	規格値 個々の測定値（X） 小規模以上	規格値 10個の測定値の平均（X10） 中規模以上	測定基準	測定箇所	摘要
11 公園緑地編	5 グラウンド・コート整備	3 グラウンド・コート舗装工	4	7	グラウンド・コート用舗装工（天然芝舗装）	路盤工	基準高▽	±50		—	基準高は延長 40m毎又は、施工面積 500m2 毎に 1 ヶ所の割とし、舗装中心線及び端部で測定。 厚さは各車線 200m毎又は、施工面積 500m2 毎に 1 ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長 80m毎又は、施工面積 500m2 毎に 1 ヶ所の割に測定。 なお、延長、施工面積が上述の規模以下の場合は、1 施工箇所につき 2 ヶ所を測定。	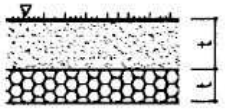	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000m2 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で 2,000m2 以上 10,000m2 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000ｔ未満 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。
						路盤工	厚さ t＜150	—	−30	−10			
						路盤工	厚さ t≧150	—	−45	−15			
						路盤工	幅	−100		—			
						表層工	厚さ	−10			幅は、延長 80m毎又は、施工面積 500m2 毎に 1 ヶ所の割とし、厚さは、各車線 200m毎又は、施工面積 500m2 毎に 1 ヶ所を掘り起こして測定。 なお、延長、施工面積が上述の規模以下の場合は、1 施工箇所につき 2 ヶ所を測定。		
						表層工	幅	−25					

単位：mm

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値			測定基準	測定箇所	摘要
								個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X10）			単位：mm
								中規模以上	小規模以上	中規模以上			
11 公園緑地編	5 グラウンド・コート整備	3 グラウンド・コート舗装工	4	8	グラウンド・コート用舗装工（人工芝舗装）	路盤工	基準高▽	±50		—	基準高は延長 40m毎又は、施工面積 500m2 毎に 1 ヶ所の割とし、舗装中心線及び端部で測定。 厚さは各車線 200m毎又は、施工面積 500m2 毎に 1 ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長 80m毎又は、施工面積 500m2 毎に 1 ヶ所の割に測定。 なお、延長、施工面積が上述の規模以下の場合は、1 施工箇所につき 2 ヶ所を測定。	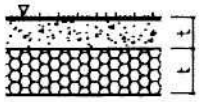	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000m2 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で 2,000m2 以上 10,000m2 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000ｔ未満 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。
							厚さ t＜150	—	−30	−10			
							厚さ t≧150	—	−45	−15			
							幅	−100		—			
						表層工	厚さ	−10			幅は、延長 80m毎又は、施工面積 500m2 毎に 1 ヶ所の割とし、厚さは、各車線 200m毎又は、施工面積 500m2 毎に 1 ヶ所を掘り起こして測定。 なお、延長、施工面積が上述の規模以下の場合は、1 施工箇所につき 2 ヶ所を測定。		
						表層工	幅	−25					

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値			測定基準	測定箇所	摘要
								個々の測定値（X）		10個の測定値の平均（X10）			単位：mm
								中規模以上	小規模以上	中規模以上			
11 公園緑地編	5 グラウンド・コート整備	3 グラウンド・コート舗装工	4	9 10	グラウンド・コート用舗装工 （全天候型舗装（樹脂系）） （全天候型舗装（アスファルト系））	路盤工	基準高▽	±50		—	基準高は延長 40m毎又は、施工面積 500m2 毎に 1 ヶ所の割とし、舗装中心線及び端部で測定。 厚さは各車線 200m毎又は、施工面積 500m2 毎に 1 ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長 80m毎又は、施工面積 500m2 毎に 1 ヶ所の割に測定。 なお、延長、施工面積が上述の規模以下の場合は、1 施工箇所につき 2 ヶ所を測定。	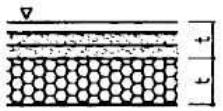	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000m2 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 3,000t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ① 施工面積で 2,000m2 以上 10,000m2 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000ｔ未満 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。
							厚さ t＜150	—	−30	−10			
							厚さ t≧150	—	−45	−15			
							幅	−100		—			
						表層工	厚さ	−10			幅は、延長 80m毎又は、施工面積 500m2 毎に 1 ヶ所の割とし、厚さは、各車線 200m毎又は、施工面積 500m2 毎に 1 ヶ所を掘り起こして測定。 なお、延長、施工面積が上述の規模以下の場合は、1 施工箇所につき 2 ヶ所を測定。		
							幅	−25					
						平坦性 テニスコート 陸上競技場		± 5mm 以内 ±10mm 以内					

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	単位：mm
11 公園緑地編	5 グラウンド・コート整備	4 スタンド整備工	3		スタンド擁壁工 （スタンド擁壁）	基準高▽		±50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所。 延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。	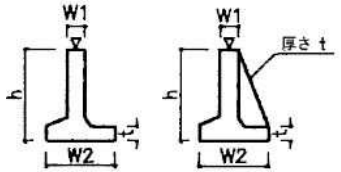	
						厚さ t		−20			
						幅W_1、W_2		−30			
						高さ h	h ＜3m	−50			
							h ≧3m	−100			
						延長 L		−200			
11 公園緑地編	5 グラウンド・コート整備	4 スタンド整備工	4	1 2	ベンチ工 （スタンドベンチ） （現場打ベンチ）	延長 L			施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所。 延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。		
11 公園緑地編	5 グラウンド・コート整備	5 グラウンド・コート施設整備工	3		ダッグアウト工 （ダッグアウト基礎）	基準高▽		±30	1 ヶ所／1 基	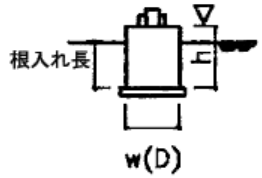	
						基礎	幅 w（D）	−30			
							高さ h	−30			
							根入れ長	設計値以上			

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	単位：mm
11 公園緑地編	5 グラウンド・コート整備	5 グラウンド・コート施設整備工	6	1 2 3 4 5 6 7	競技施設工 （ファールポール） （ポスト） （ゴールポスト） （支柱台） （スポーツサークル） （跳躍箱） （踏切板）	設置高さH		±30	1ヶ所／1基	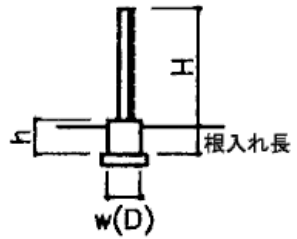	
						基礎	幅w（D）	−30	基礎1基毎		
							高さh	−30			
							根入れ長	設計値以上			
11 公園緑地編	5 グラウンド・コート整備	5 グラウンド・コート施設整備工	6	8	競技施設工 （塁ベース基礎）	設置高さH		設計値以上	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。 延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	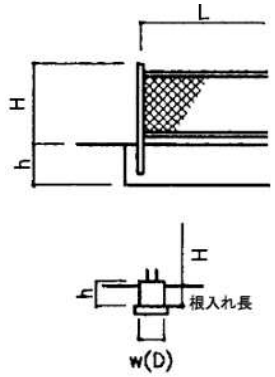	
						基礎	幅w（D）	−30			
							高さh	−30			
							根入れ長	設計値以上			
						延長L		−200	1施工箇所毎		
11 公園緑地編	6 自然育成	3 自然育成施設工	3		自然育成盛土工 （蒔き出し）	基準高▽		−50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。 延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 施工面積1,000m2につき1ヶ所、面積1,000m2以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は各法肩で測定する。 又は、施工面積のほぼ中心と各法肩で測定する。	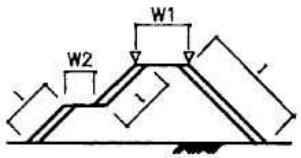	
						法長ℓ	ℓ＜5m	—100			
							ℓ≧5m	法長の−2%			
						幅W_1、W_2		−100			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	単位：mm
11 公園緑地編	6 自然育成	3 自然育成施設工	4	1	自然水路工（遮水・止水シート）	基準高▽		−50	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所。 延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。	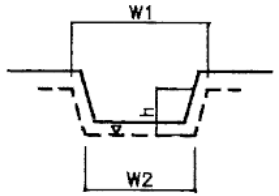	
						高さ h		−30			
						幅W_1、W_2		−100			
						延長 L		−200			
11 公園緑地編	6 自然育成	3 自然育成施設工	4	3 4	自然水路工（ごろた石積）（崩れ積）	基準高▽		±100	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所。 延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。	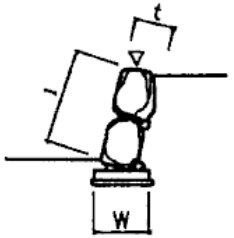	
						基礎	ℓ／2＜3m	−50			
						基礎	ℓ／2≧3m	−100			
						幅W		−50			
						厚さ t		−50			
						延長 L		−200			
11 公園緑地編	6 自然育成	3 自然育成施設工	4	5	自然水路工（砂・礫敷）	厚さ t	t ＜15cm	−25	幅は、施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所。 延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。 厚さは、施工園長 200mにつき 1 ヶ所、中央で測定。又は、施工面積 1,000m2 に 1 回。	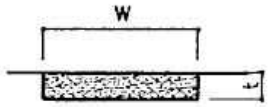	
						厚さ t	t ≧15cm	−50			
						幅W		−100			
11 公園緑地編	6 自然育成	3 自然育成施設工	5		水田工（遮水・止水シート）	基準高▽		−50	1 ヶ所／1 施工箇所	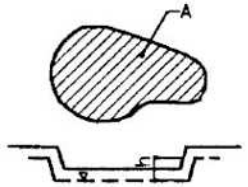	
						高さ h		—30			
						面積 A		設計値以上			
11 公園緑地編	6 自然育成	3 自然育成施設工	10	1	しがらみ柵工（しがらみ柵）	高さ h		±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所。 延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。	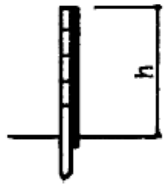	
						延長 L		−200			

出来形管理基準及び規格値

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目		規格値	測定基準	測定箇所	単位：mm
11 公園緑地編	6 自然育成	3 自然育成施設工	12		保護柵工（保護柵）	設置高さH		設計値以上	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1 ヶ所。 延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2 ヶ所。	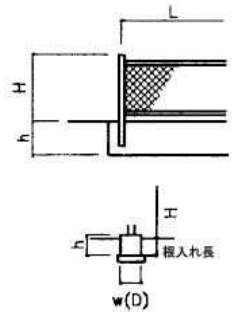	
						基礎	幅w（D）	−30	1 施工箇所毎		
							高さh	−30			
							根入れ長	設計値以上			
						延長L		−200			
11 公園緑地編	6 自然育成	3 自然育成施設工	13		解説板工（解説板）	設置高さH		設計値以上	1 ヶ所／1 基	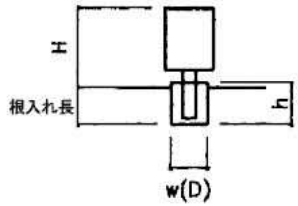	
						基礎	幅w（D）	−30	基礎 1 基毎		
							高さh	−30			
							根入れ長	設計値以上			
11 公園緑地編	6 自然育成	4 自然育成植栽工	5	15	林地育成工（下刈り）	刈込高さ		設計値	施工面積 1,600 ㎡につき 1 ヶ所、 面積 1,600 ㎡以下のものは、1 施工箇所につき 2 ヶ所。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
12 下水道編	1 管路	3 管きょ工（開削）	3 管路土工		管路埋戻	基準高▽	±30	各マンホール間ごとに１箇所測定する。	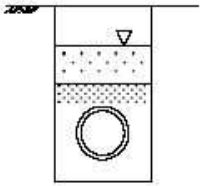	
12 下水道編	1 管路	3 管きょ工（開削）	3 管路土工		管布設 （自然流下管）	基準高▽	±30	マンホール間の中央部及び両端部を測定する。	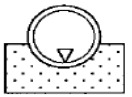	
						中心線の変位（水平）	±50			
						勾配	逆勾配としない			
						延長	-200	延長はマンホール間を測定する。	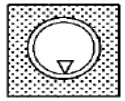	
						総延長	-200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
12 下水道編	1 管路	3 管きょ工（開削）	4 管布設工		（プレキャスト）	中心線の変位（水平）	±50	施工延長20mにつきスパンの中央部及び両端部等を測定する。	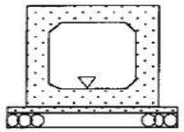	
						勾配	逆勾配としない			
						延長	-200	延長はマンホール間を測定する。		
						総延長	-200			
12 下水道編	1 管路	3 管きょ工（開削）	4 管布設工		圧送管	基準高▽	±30	施工延長おおむね40mにつき１箇所の割合で測定する。	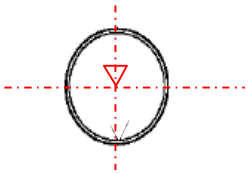	
						中心線の変位（水平）	±50			
						総延長	-200			
12 下水道編	1 管路	3 管きょ工（開削）	5 管基礎工		砂基礎	基準高▽	±30	各マンホール間につきスパンの中央部及び両端部等を測定する。	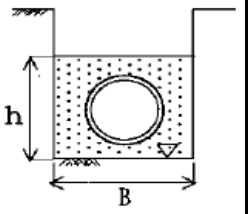	
						幅　b	-50			
						厚さ　h	-30			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
12 下水道編	1 管路	3 管きょ工（開削）	5 管基礎工		砕石基礎	基準高▽	±30	各マンホール間につきスパンの中央部及び両端部等を測定する。	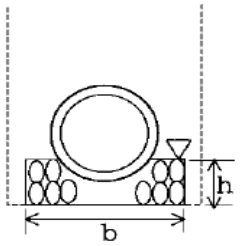	
						幅　b	-50			
						厚さ　h	-30			
12 下水道編	1 管路	3 管きょ工（開削）	5 管基礎工		コンクリート基礎	基準高▽	±30	各マンホール間につきスパンの中央部及び両端部等を測定する。	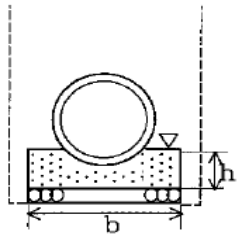	
						幅　b	-30			
						厚さ　h	-30			
12 下水道編	1 管路	3 管きょ工（開削）	6 水路築造工		現場打水路	基準高▽	±30	1打設長ごとにスパンの中央部及び両端部等を測定する。 1打設長が20m以上の場合は、20mにつきスパン中央部両端部を測定する。	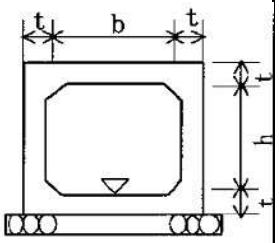	
						中心線の変位（水平）	±50			
						幅　b	-30			
						高さ　h	±30			
						厚さ　t	-20			
						勾配	逆勾配としない			
						延長	-200	延長はマンホール間を測定する。		
						総延長	-200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
12 下水道編	1 管路	3 管きょ工（開削）	7 管路土留工		鋼矢板土留	基準高▽	±50	施工延長20mにつき１箇所測定する。 20m未満は、１施工単位につき２箇所測定する。	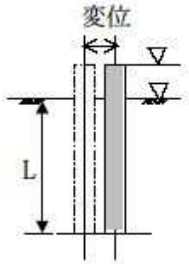	任意仮設の場合は除く
						根入長　L	設計値以上			
						変位	100			
12 下水道編	1 管路	4、5 管きょ工（小口径推進、推進）	3 推進工		推進工	基準高▽	±30	推進管１本毎に１箇所測定する。	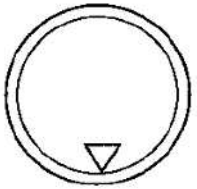	
						中心線の変位（水平）	±50			
						勾配	逆勾配としない			
						延長	-200	延長はマンホール間を測定する。		
						総延長	-200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
12 下水道編	1 管路	4、5 管きょ工（小口径推進、推進）	4 立坑内管布設工		空伏工	基準高▽	±50	1施工箇所毎に測定する。	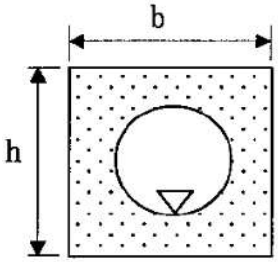	
						幅　b	-30			
						高さ　h	-30			
						中心のずれ	±50			
						延長	-50			
						勾配	逆勾配としない			
12 下水道編	1 管路	6 管きょ工（シールド）	3 一次覆工		掘進工	一次基準高▽	±50	セグメント５リングにつき１箇所測定する。	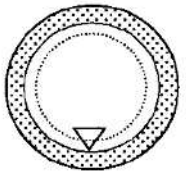	
						一次中心線の変位（水平）	±100			
						延長	-200	延長はマンホール間を測定する。		
						総延長	-200			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
12 下水道編	1 管路	6 管きょ工（シールド）	4 二次覆工		二次覆工	二次基準高▽	±50	基準高、中心線の変位、仕上がり内径は、おおむね施工延長40mにつき１箇所測定する。	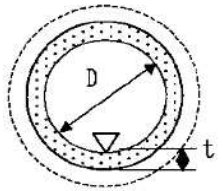	
						二次中心線の変位（水平）	±50			
						二次覆工厚　t	-20	二次覆工厚、１打設ごとに端面で上下左右４点を測定する。		
						仕上がり内径　D	±20			
						勾配	逆勾配としない			
						延長	-200	延長はマンホール間を測定する。		
						総延長	-200			
12 下水道編	1 管路	7 管きょ更生工	3 管きょ内面被覆工		反転・形成工法	仕上がり内径　D	－	1スパンの上下流管口で測定する。 人が入って測定できる場合は、仕上がり内径について1スパンの中間部付近でも測定する。 それぞれ更生管円周上の6箇所で測定する。 更生後24時間以降経過した内径に対して計測し記録する。 更生管厚は、更生工事前に既設管きょの内径を測定し、結果を差し引くことで確認する。	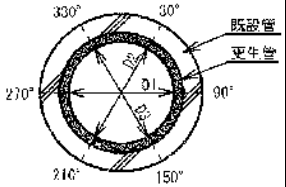	最新版の「管きょ更正工法における設計・施工管理ガイドライン」に準拠して実施する
						更生管厚	6箇所の平均管厚が呼び厚さ以上で、かつ上限は＋20%以内とし、測定値の最小値は設計更生管厚以上とする			
12 下水道編	1 管路	7 管きょ更生工	3 管きょ内面被覆工		製管工法	仕上がり内径（高さ･幅）	平均内径が設計更生管径を下回らない	1スパンの上下流管口で測定する。 人が入って測定できる場合は、仕上がり内径について1スパンの中間部付近でも測定する。 それぞれ更生管の内側中央高さと幅の2箇所で測定する。	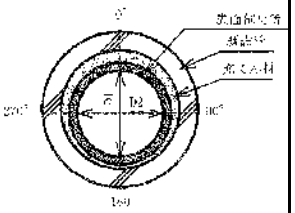	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
12 下水道編	1 管路	8 マンホール工	3 現場打ちマンホール工		現場打ちマンホール工	基準高▽	±30	マンホールごとに測定する。	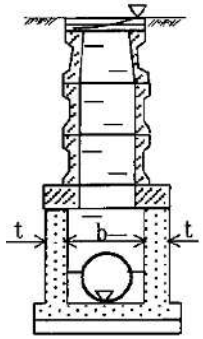	
						幅　b　（内法）	-30			
						壁厚　t	-20			
						人孔天端高	±30			
12 下水道編	1 管路	8 マンホール工	3 現場打ちマンホール工		マンホール基礎工	基準高▽	±30	マンホールごとに測定する。	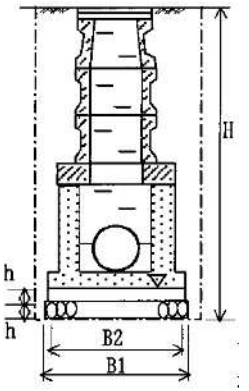	
						床掘深　H	±30			
						基礎工幅　B1	-50			
						基礎工高　h1	-30			
						ｺﾝｸﾘｰﾄ工幅　B2	-30			
						ｺﾝｸﾘｰﾄ工高　h2	-10			
12 下水道編	1 管路	8 マンホール工	4 組立マンホール工		組立マンホール工	基準高▽	±30	マンホールごとに測定する。	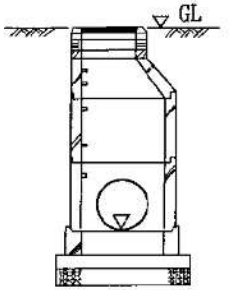	
						人孔天端高	±30			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
12 下水道編	1 管路	8 マンホール工	5 小型マンホール工		小型マンホール工	基準高▽	±30	マンホールごとに測定する。	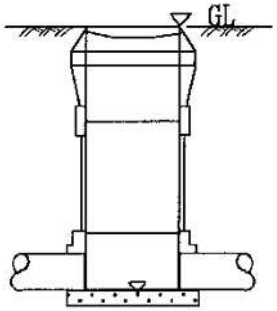	
						人孔天端高	±30			
12 下水道編	1 管路	9 特殊マンホール工	4 躯体工		現場打ち特殊人孔	基準高▽	±30	特殊人孔ごとに測定する。	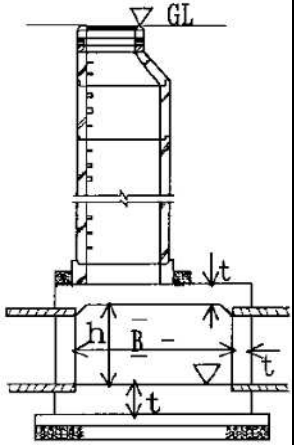	
						幅　B	-30			
						高さ　h	±30			
						壁厚　t	-20			
						人孔天端高（GL）	±30			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
12 下水道編	1 管路	9 特殊マンホール工	伏せ越し室・雨水吐室工		伏せ越し室･雨水吐室	基準高▽	±30	箇所ごとに測定する。	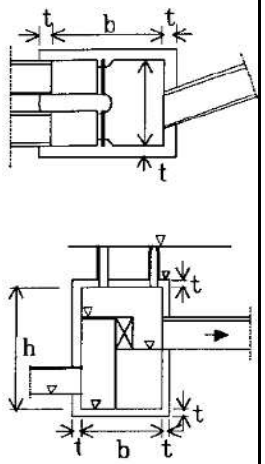	
						幅　b　（内法）	±30			
						高さ　h	±30			
						厚さ　t	-20			
12 下水道編	1 管路	9 特殊マンホール工	伏せ越し管工		伏せ越し管	基準高▽	±30	箇所ごとに測定する。	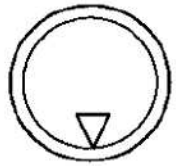	
						中心線の変位	±30			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
12 下水道編	1 管路	9 特殊マンホール工	越流堰（雨水吐室）		越流堰（雨水吐室）	基準高▽	±10	基準高は、中央および両端部を測定する。	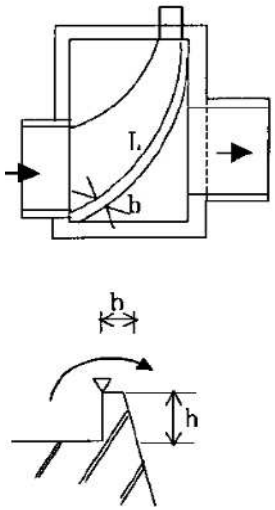	
						幅　b　（厚さ）	±20			
						高さ　h　（深さ）	±30	幅、高さ、長さは、箇所ごとに測定する。		
						延長　L　（長さ）	-20			
12 下水道編	1 管路	9 特殊マンホール工			中継ポンプ施設	基準高▽	±30	ポンプますごとに測定する。	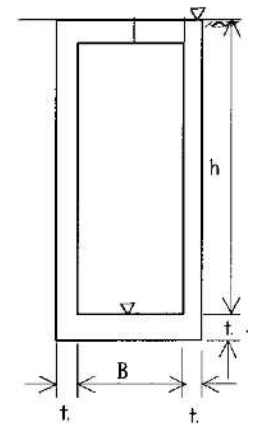	
						幅、長さ　B	-30			
						深さ　h	-30			
						壁厚　t	-20			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
12 下水道編	1 管路	13 立坑工	4 土留工		立坑工	基準高▽	±30	立坑箇所ごとに測定する。	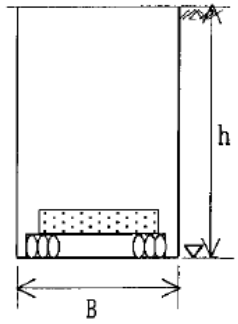	
						立坑寸法　B	±100			
						立坑深さ　h	±30			
12 下水道編	1 管路	13 立坑工			立坑土工	基準高▽	±30	立坑箇所ごとに測定する。	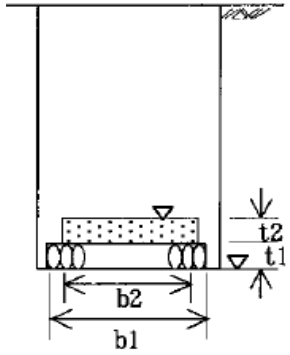	
						立坑砕石基礎幅　b1	-50			
						立坑砕石基礎厚　t1	-30			
						立坑底版ｺﾝｸﾘｰﾄ基準高	±30			
						立坑底版ｺﾝｸﾘｰﾄ幅　b2	-30			
						立坑底版ｺﾝｸﾘｰﾄ厚　t2	-10			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
12 下水道編	処理場・ポンプ場	本体築造工	躯体工		池・槽の主要構造物	基準高▽	±30	1池（又は1槽）について、図面の主要なる寸法表示箇所を測定する。	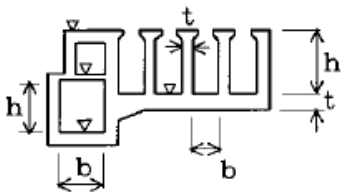	
						幅　b	±30			
						高さ　h	±30			
						壁厚　t	-20 ただし床版厚 -10			
						長さ　L	±50			
12 下水道編	処理場・ポンプ場	本体築造工	躯体工		池・槽の付属構造物	基準高▽	±20	箇所ごとに主要なる寸法表示箇所を測定する。	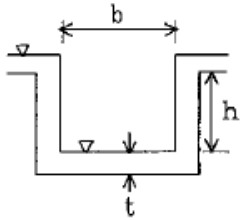	
						幅　b	±20			
						高さ　h	±20			
						壁厚　t	±10			
						長さ　L	±50			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
12 下水道編	処理場・ポンプ場	本体築造工	躯体工		開口部	幅　b	±20	永久開口部ごとに測定する。	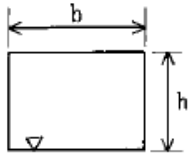	
						高さ　h	±20			
12 下水道編	処理場・ポンプ場	本体築造工	躯体工		ゲート用開口部	基準高▽	-20 +0	開口部ごとに測定する。	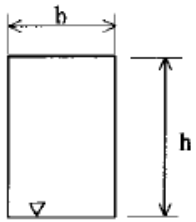	
						幅　b	-0 +20			
						高さ　h	±20			
12 下水道編	処理場・ポンプ場	本体築造工	躯体工		可動せき用開口部	基準高▽	-20	開口部ごとに測定する。	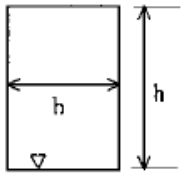	
						幅　b	-0 +20			
						高さ　h	±20			

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
12 下水道編	処理場・ポンプ場	本体築造工	越流堰板工		越流堰	基準高▽	±20	基準高は、中央部及び両端部を測定する。 幅・高さを箇所ごとに測定する。	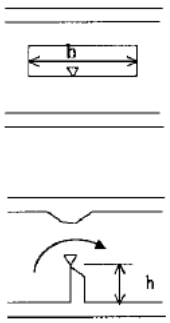	
						幅　b	±20			
						高さ　h	-20			
						長さ	±20			
12 下水道編	処理場・ポンプ場	本体築造工	越流樋工		流出トラフ	基準高▽	±20	基準高は、とい（樋）ごとに交差点等を測定する。 幅、高さは、各池、１樋について３箇所測定する。 長さは、各池外周部の１樋について測定する。	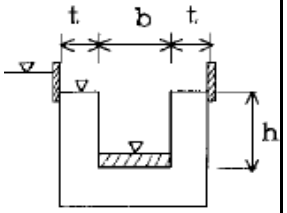	
						幅　b	±20			
						高さ　h	-20			
						厚さ　t	±20			
						長さ	±50			
12 下水道編	処理場・ポンプ場	場内管路工	管布設工		流入渠・流出渠	基準高▽	±20	設計図の寸法表示箇所を測定する。	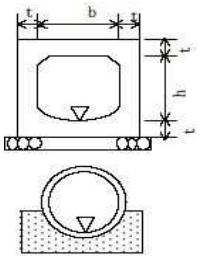	
						幅　b	±20			
						高さ　h	-20			
						厚さ　t	±20			
						延長	L<20m　-50 L≧20m　-100			